



第3期

津島市地域福祉 えがおのまち計画

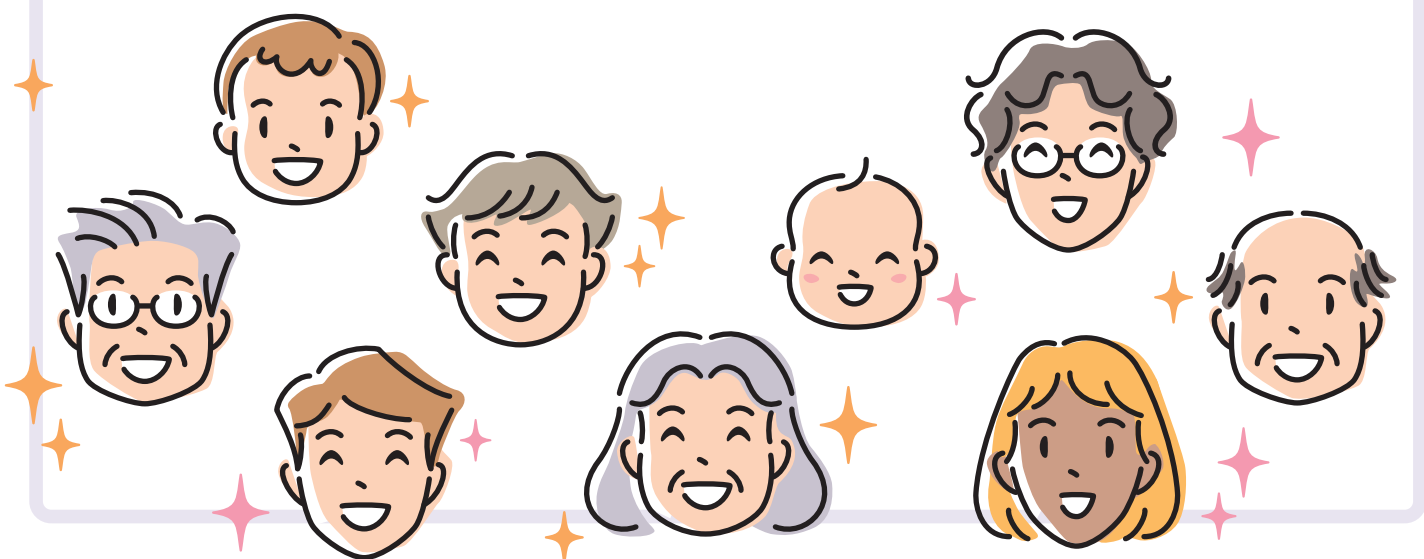
\\ 令和8年度～令和12年度 //

第4期 津島市地域福祉計画

第5期 津島市地域福祉活動計画

第1期 津島市成年後見制度利用促進基本計画

第1期 津島市再犯防止推進計画



令和8年3月

津島市・津島市社会福祉協議会



第3期

津島市地域福祉 えがおのまち計画

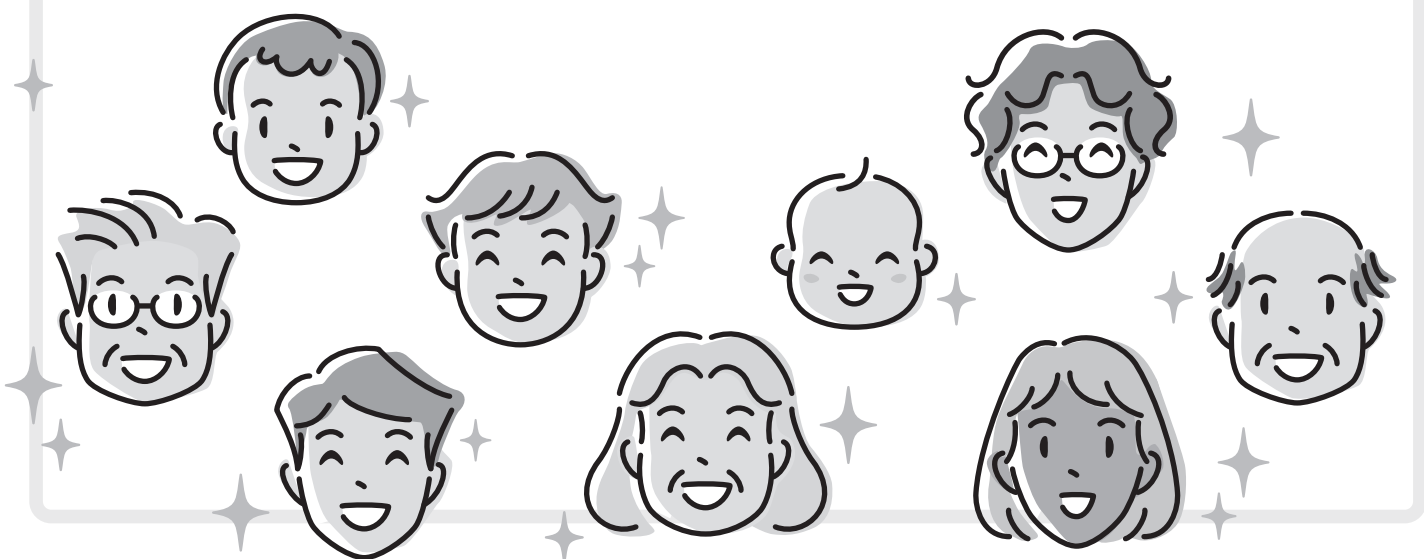
\\ 令和8年度～令和12年度 //

第4期 津島市地域福祉計画

第5期 津島市地域福祉活動計画

第1期 津島市成年後見制度利用促進基本計画

第1期 津島市再犯防止推進計画



令和8年3月

津島市・津島市社会福祉協議会

市長挨拶



このたび本市では、津島市社会福祉協議会、そして地域の皆様とともに「第3期津島市地域福祉えがおのまち計画」を新たに策定いたしました。本計画は、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指し、地域福祉の方向性を示すものです。

近年、少子高齢化の進行や人口減少、近所付き合いの希薄化、生活困窮、ヤングケアラーや複雑化・複合化した問題など、地域福祉の課題は多様化しております。そうした中、本計画では新たに、「津島市成年後見制度利用促進基本計画」及び「津島市再犯防止推進計画」を包含して策定いたしました。成年後見制度の利用促進にあたっては、判断能力が不十分な方の状況に応じて、地域連携ネットワークにより、ご本人や成年後見人を支援してまいります。再犯防止の推進においては、罪を犯した方が地域社会で再び歩み出すことができるよう、関係機関との連携を強化し、市民の皆様への理解と協力を呼びかけてまいります。

本計画の推進にあたっては、市や社会福祉協議会のみならず、市民の皆様、地域団体、事業者、関係機関がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組むことが不可欠です。本市は、地域のつながりを大切にしながら、『みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま』の実現に向けて取り組んでまいります。市民の皆様にも、積極的な参画とご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり策定委員会委員の皆様をはじめ、市民の皆様や関係団体等の皆様に、アンケート調査、地区懇談会、並びにパブリックコメント等において、貴重なご意見をいただきましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

津島市長 日比 一 昭

会 長 挨 拶



このたび、地域、津島市とともに「第3期津島市地域福祉えがおのまち計画」を策定いたしました。本計画は、基本理念『みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま』の実現に向け、様々な地域課題の解決にみんなで取り組み、支え合い暮らすことができる、住んでよかったとみんなが笑顔になるまち『地域共生社会』を目指すものとなっています。

本会は、おかげさまで法人設立50周年という大きな節目を迎えることができました。これもひとえに、地域の皆様、関係機関の皆様など、多くの方のご尽力とご支援の賜物であり、心より深く感謝申し上げます。

近年、深刻化する少子高齢化、核家族化、孤立・孤独、虐待など、地域の福祉課題は多様化しております。本会といたしましては、安心して豊かな気持ちで暮らせる「おたがいさまの気持ちあふれる社会」をめざし、「一人ひとりの心に寄り添い いきいきと暮らせるまちづくりを目指します。」を理念として、市民の皆様、地域の団体様、関係機関様、行政など、地域に関わるすべての皆様と力を合わせ、地域の福祉課題について一緒に考え、解決に向けて取り組んでまいります。身近な支え合い、共生を育てる意識など、ひとつひとつの思いやりが大切となります。引き続き、ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、ご多忙の中、地区懇談会等にご協力いただき貴重なご意見をいただきました皆様、また策定にご尽力くださいました皆様に、改めまして心より厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人津島市社会福祉協議会

会 長 浅 井 彦 治

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉・地域福祉計画について	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画期間	7
5 計画の進行管理	8
6 計画の策定体制	8
第2章 津島市の現状	9
1 人口等の状況	9
2 社会福祉の状況	22
3 前期計画の目標値に対する実績	26
4 前期計画の評価	28
5 地域福祉に関する住民等の意向と課題	36
6 各調査から見る津島市の課題	65
第3章 計画の基本的な考え方	69
1 基本理念	69
2 基本方針	70
3 施策体系	71
第4章 基本計画	72
I 地域での理解	72
～地域福祉の理解を深め、地域で支え合う意識を共有しよう～	72
II 地域での共生	78
～支援の必要な人を包み込む共生のまちをめざそう～	78
III 地域での安心	89
～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～	89
第5章 一体的に策定する計画	99
1 第1期津島市成年後見制度利用促進基本計画	99
2 第1期津島市再犯防止推進計画	104
第6章 資料編	107
1 地区懇談会 小学校区別まとめ	107
2 策定過程	123
3 策定委員会 委員名簿	125
4 策定委員会 設置要綱	126
5 用語解説	128

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の背景

○少子高齢化・核家族化・人口減少の進行

- 近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化、人口減少が進行しています。また、単身世帯の増加、人々のライフスタイルの多様化などを背景に、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会で支え合う力が弱くなっています。

○地域の支援ニーズの複雑化・複合化

- 孤立・孤独、虐待、ひきこもり、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が多様化しています。また、8050 問題や介護と育児のダブルケアなど「複雑化・複合化」した問題を持つケースがあり、社会的に注目されています。

○自助・共助・公助の相互連携の重要性

- 多岐にわたる地域の課題を解決していくためには、自分でできることは自分で取り組む「自助」、地域住民同士の協力である「共助」、行政による「公助」が相互に連携し、それぞれの役割を果たし、協力することがますます重要になってきています。

○地域共生社会の実現

- 国においては、平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会の実現」を掲げました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指しています。

○成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画への対応

- 市の地域福祉計画及び市社会福祉協議会の地域福祉活動計画とあわせて、国や県の成年後見制度利用促進基本計画や再犯防止推進計画の動向に対応して、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」の2つの計画の策定が求められています。

(2) SDGsの視点を踏まえた計画の推進

- SDGs（エスディージーズ）とは「Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標」の略で、2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール



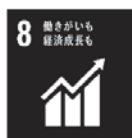
- SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念は、本計画のめざす地域共生社会の実現と方向性を同じくするものであるため、以下の関連する目標の実現をめざしていきます。



目標1 貧困をなくそう



目標2 飢餓をゼロに



目標8 働きがいも 経済成長も



目標10 人や国の不平等をなくそう



目標11 住み続けられるまちづくりを



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

第1章 計画策定にあたって

2 地域福祉・地域福祉計画について

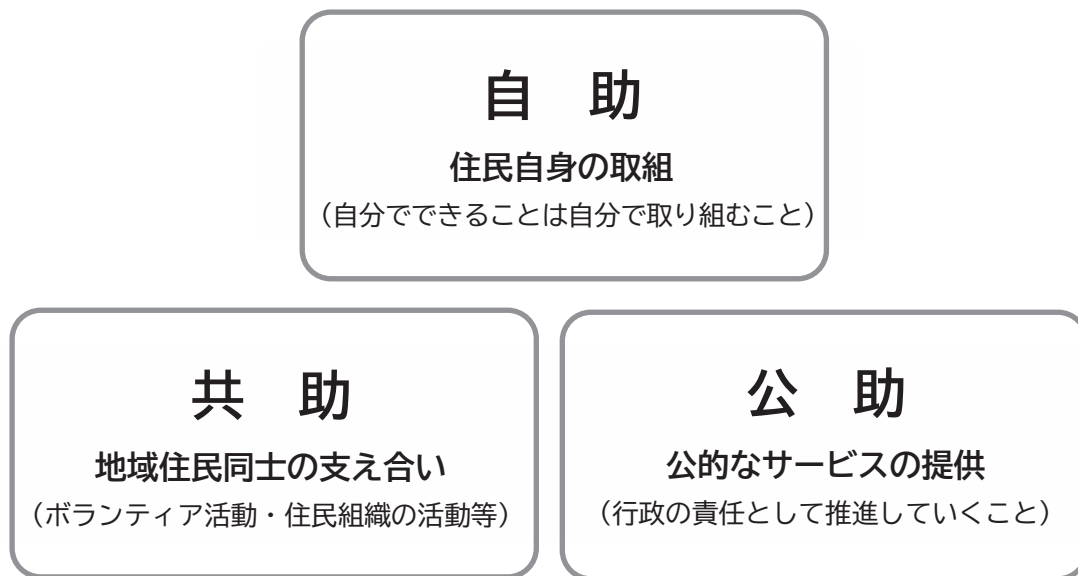
(1) 地域福祉とは

- 少子高齢化や核家族化の急速な進行、また、人々の暮らし方や働き方などが多様化する中で、隣近所など地域の結びつきが弱くなっており、昔あった地域住民同士の支え合いなどの「地域力」が低くなっています。さらに、長期化・高齢化するひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、こどもや高齢者等に対する虐待、自殺者の増加など多種多様な社会問題が顕在化しています。
- このような状況の中で、すべての市民が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けるためには、公的な福祉サービスを充実するだけでなく、地域住民が主体となり、地域で困っている人を助け合い、お互いに支え合うという「地域福祉」を進めることが重要です。
- そのため、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を、市や市社会福祉協議会等と協働しながら、地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に生かしていく必要があります。

(2) 地域福祉計画とは

- 地域福祉計画とは、地域住民等の参加を得て、地域の様々な生活上の課題の解決に向けて、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画です。
- 行政による「公助」だけでなく、自分ができることは自分で取り組む「自助」、地域住民同士が支え合う「共助」が必要不可欠であり、市民、行政、福祉関係団体等が、それぞれの役割を果たす中で、互いに力を合わせる関係を築き、「自助」「共助」「公助」を組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進していきます。

自助・共助・公助の位置づけ



(3) 地区社会福祉協議会とは

- 地域における様々な課題について対応するため、地域住民同士がお互いに助け合いながら、市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、解決に向けて取り組む地域住民主体の組織である「地区社会福祉協議会」の設立が全国的に広がっています。
- 市では、8つの小学校区ごとに設立された地区社会福祉協議会において、地域の様々な団体や個人が協力し合いながら、「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という共通の目的のもとに多様な活動を進めています。

(4) 「地域」の範囲の捉え方

- 計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取組内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。
- 例えば、ボランティア活動の「地域」といっても、その活動の内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲は様々な大きさが考えられます。

≪小地域≫…………町内会、組、班など

≪地区≫…………小学校区（コミュニティ）

≪全市≫…………市全域

第1章 計画策定にあたって

3 計画の位置づけ

(1) 本計画の根拠・計画の性格

- 本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。
- 「地域福祉計画」は、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に生かすという、地域福祉の推進をめざす計画です。計画の内容は、幅広い地域住民の参加を得ながら、地域での生活上の問題を解決することや、日常生活における自立を支援する体制の基盤づくりを、住民、福祉事業者、関係機関等や市の協働により推進していく上での指針となります。
- 「地域福祉活動計画」は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられた社会福祉協議会の呼びかけにより、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人が相互協力して地域福祉を推進するための民間の活動計画です。
- 地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」の両計画を引き続き一体的に策定します。

策定の根拠・計画の性格

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠	社会福祉法第 107 条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	公民のパートナーシップによる計画	民間相互の協働による計画
計画の策定主体	住民等の参加を得て行政が策定	地域住民や各種団体が主体的に策定 (市町村社会福祉協議会)

<社会福祉法（抜粋）>

(市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

< 社会福祉法（抜粋） >

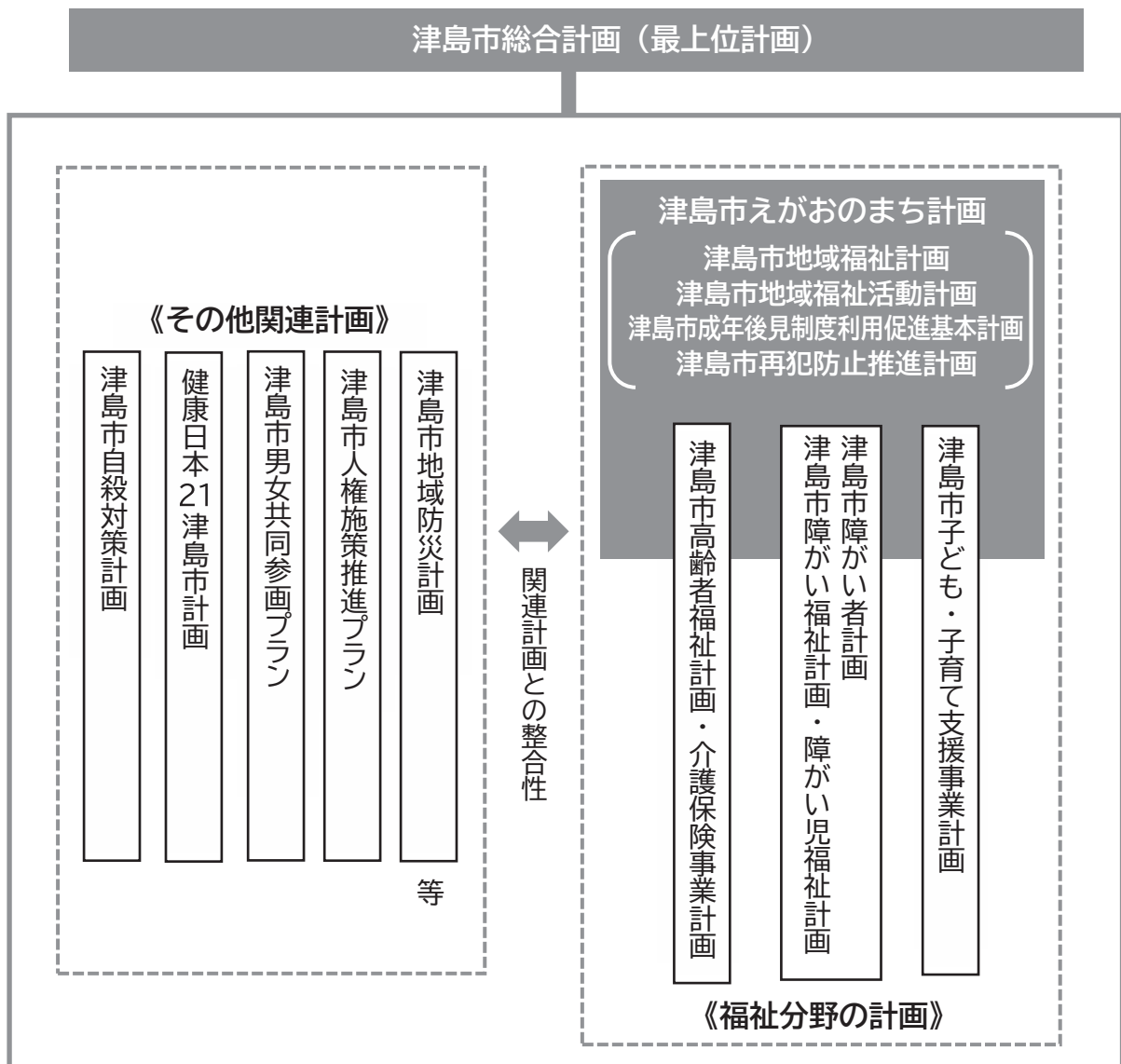
（参考）第百六条の三第一項各号（包括的な支援体制の整備）

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

（２）計画の位置づけ

- 本計画は、津島市総合計画を最上位計画とし、既存の福祉分野等関連諸計画との整合性を保ちながら、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人々を対象として、地域課題等を解決していくための取組を示すものとして位置づけます。

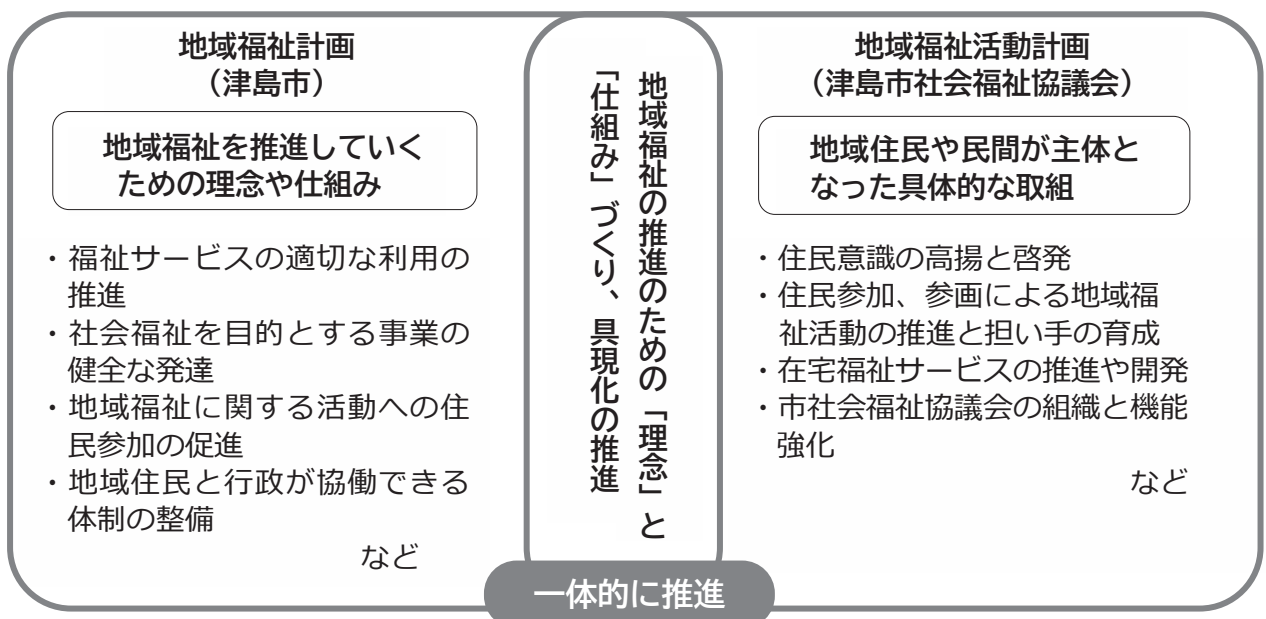
地域福祉えがおのまち計画の位置づけ



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

- 津島市の地域福祉を推進するために、市では「地域福祉計画」を、市社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」を策定しています。
- 「地域福祉計画」は市としての地域福祉の「理念」と「仕組み」をつくる計画で、「地域福祉活動計画」は「地域福祉計画」の理念や仕組みをもとに、具体的な活動内容を考える計画となります。
- 本計画では、「地域福祉計画」における地域福祉の「理念」を効果的に進めるうえで役割を明確化するために「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

両計画の関係性



第1章 計画策定にあたって

4 計画期間

- 本計画は、令和8年度を初年度として、令和12年度を目標年度とする5年計画です。なお、国の方向性や社会環境の変化等により見直しが必要な場合には、計画の見直しを行います。

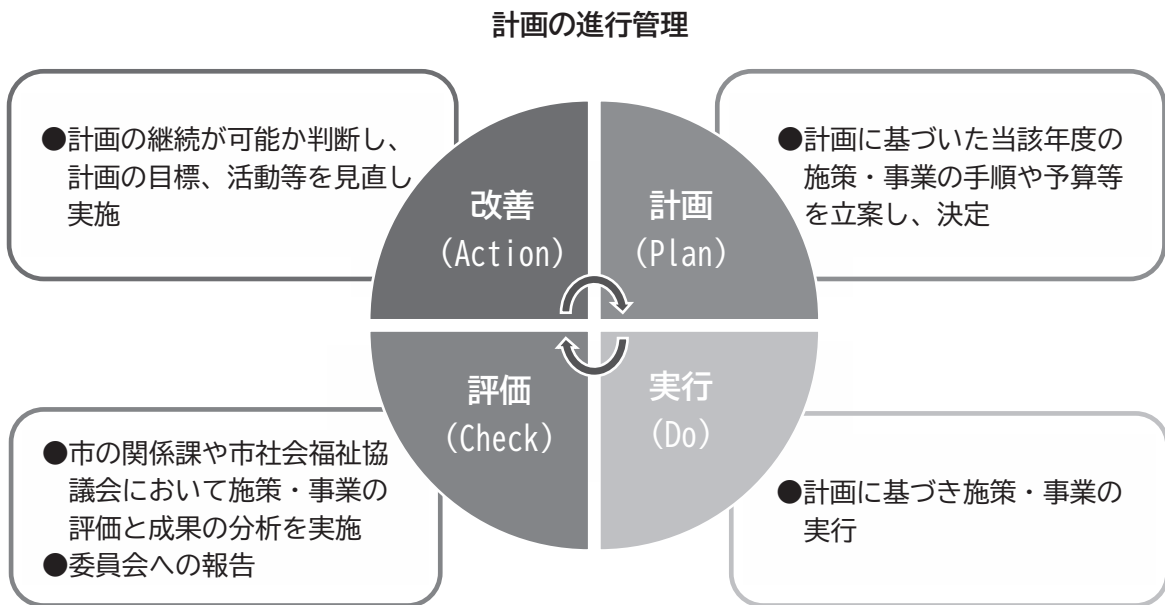
計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期地域福祉えがおのまち計画					第3期地域福祉えがおのまち計画				

第1章 計画策定にあたって

5 計画の進行管理

- 「地域福祉えがおのまち計画」に掲げた計画の数値目標や各施策の取組実績について、その結果を「地域福祉えがおのまち計画推進委員会」に報告し、意見聴取をするものとします。



第1章 計画策定にあたって

6 計画の策定体制

- 本計画の策定にあたっては、アンケート調査の実施や地域住民の参画を得るために、8小学校区のコミュニティ推進協議会において地区懇談会を開催するなど、地域福祉に関する課題や意見を把握し、最終的にはパブリックコメントを実施しました。
- 地域福祉に関する有識者及び地域活動団体の代表者などで構成する「津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会」を設置して、計画や地域福祉の推進についての意見を得て策定しました。
- 市の庁内組織としては、「津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会幹事会」及び「津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会専門部会」を設置して協議、検討を行いました。なお、事務局は福祉課と市社会福祉協議会が務め、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

第2章 津島市の現状

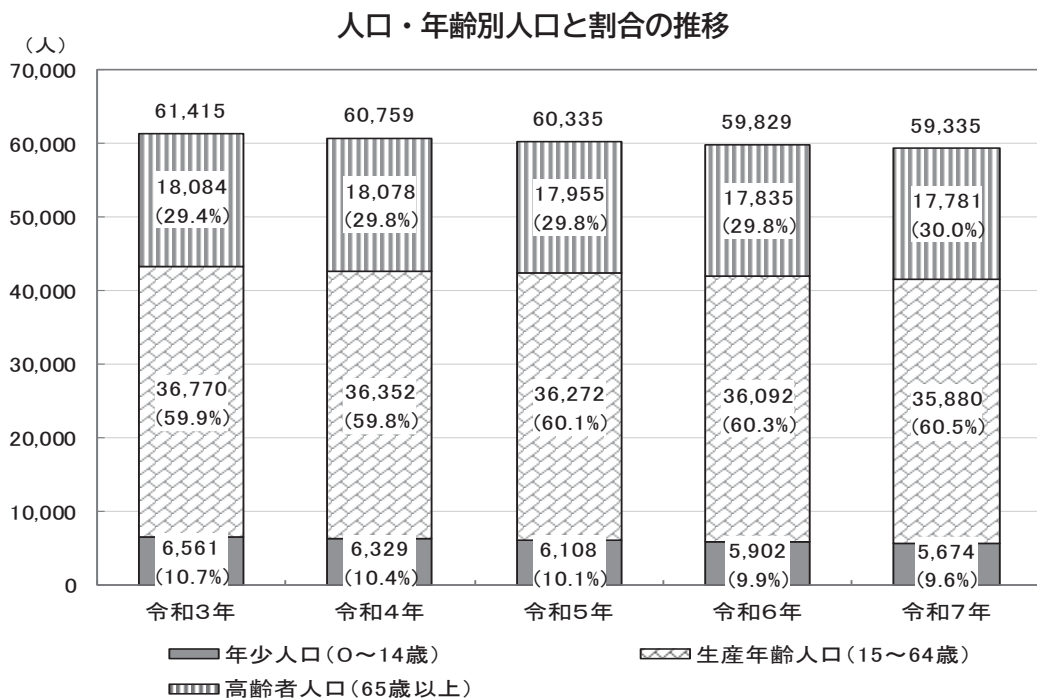
1 人口等の状況

(1) 人口及び世帯数の推移

人口

①総人口

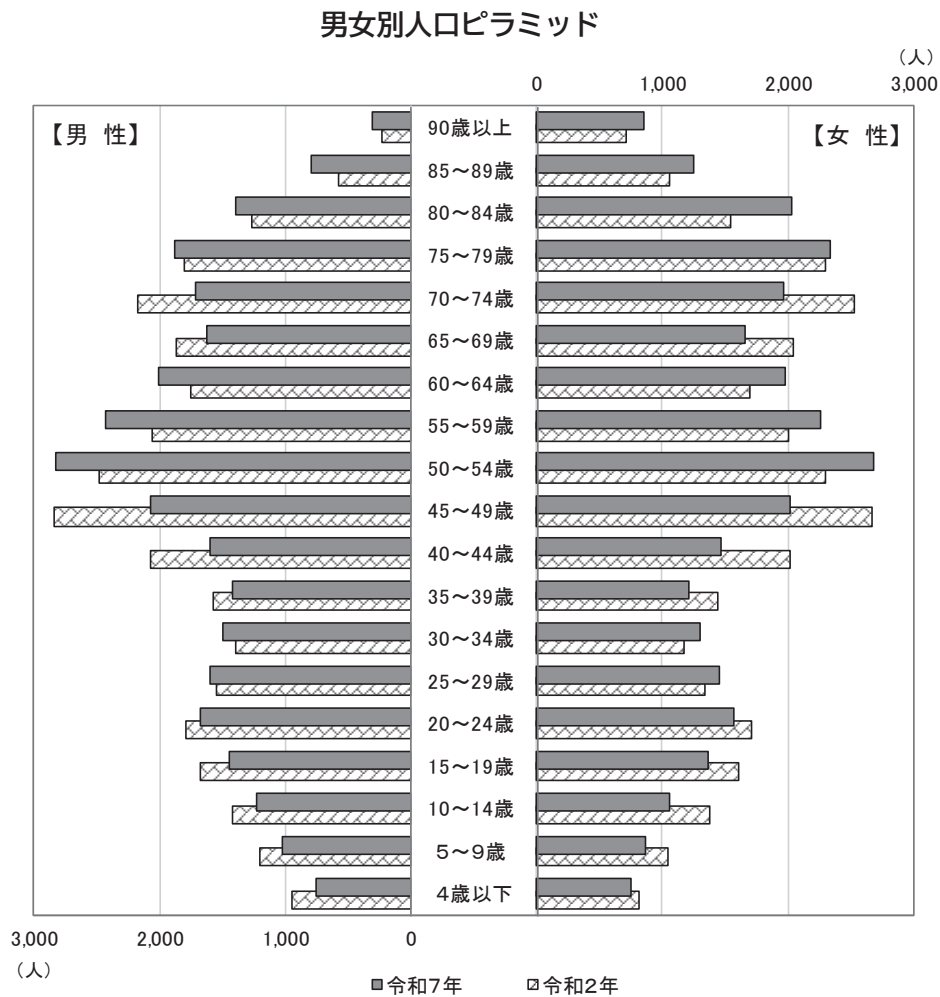
- 総人口は、近年において減少傾向が続いており、令和7年では59,335人となっています。また、年齢3区分別にみると、すべての年齢区分で減少傾向となっており、令和7年では年少人口（0～14歳）は5,674人、生産年齢人口（15～64歳）は35,880人、高齢者人口（65歳以上）は17,781人となっており、高齢化率は30.0%と全体の3割を占めています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②人口ピラミッド

- 年齢5階級別の人口構成は、令和7年では男女ともに、昭和46年～昭和49年生まれの第二次ベビーブーム期に生まれた団塊ジュニア世代にあたる50代前半が最も多くなっています。
- 令和2年と比較すると、男性は55～59歳、女性は80～84歳で最も増加しています。

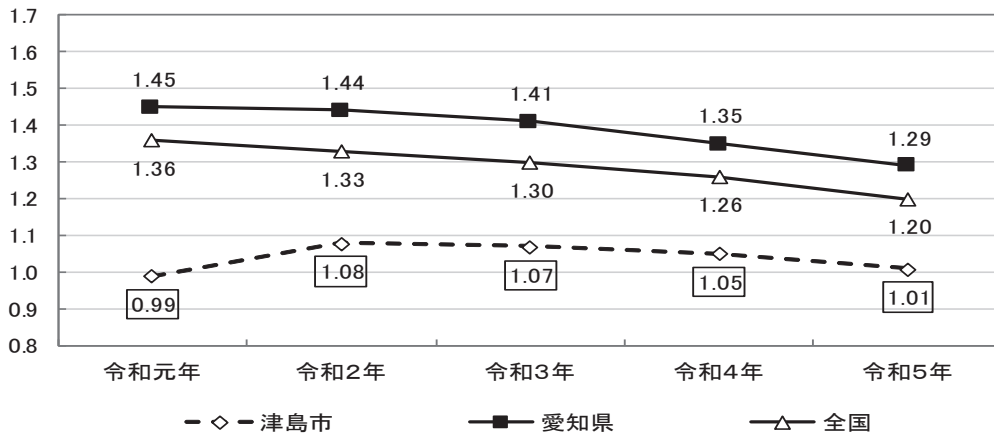


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③合計特殊出生率

- 合計特殊出生率は、令和2年以降減少傾向となっており、令和5年では1.01となっています。
- 愛知県・全国と比較すると、依然として愛知県・全国を下回っています。

合計特殊出生率の推移



資料：全国・愛知：厚生労働省 人口動態調査

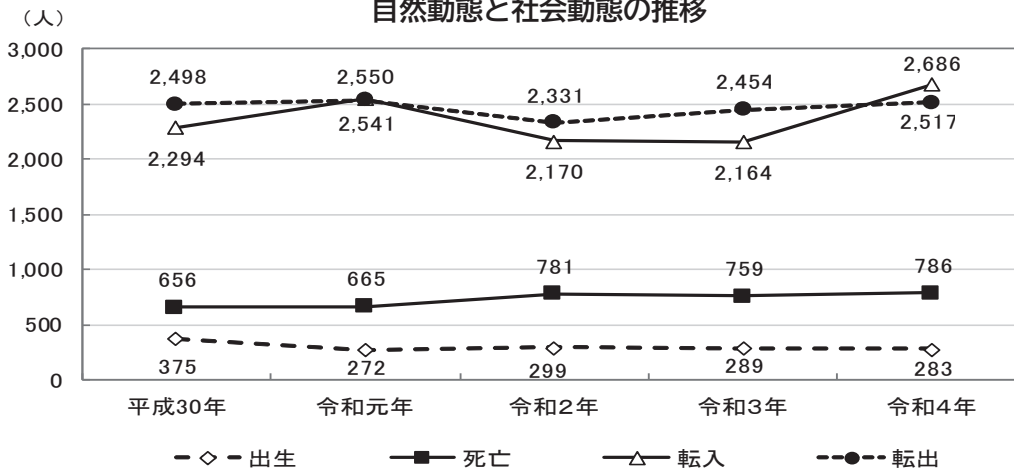
愛知県衛生年報、愛知県人口動態調査（令和5年）

津島市：健康推進課

④自然動態と社会動態

- 自然動態は、死亡数が出生数を上回っており、令和4年では出生が283人に対して死亡が786人となっています。社会動態は、平成30年以降転入・転出ともに増減を伴いながら推移しており、令和4年では転入数が転出数を上回っており、転出が2,517人に対して転入が2,686人となっています。

自然動態と社会動態の推移

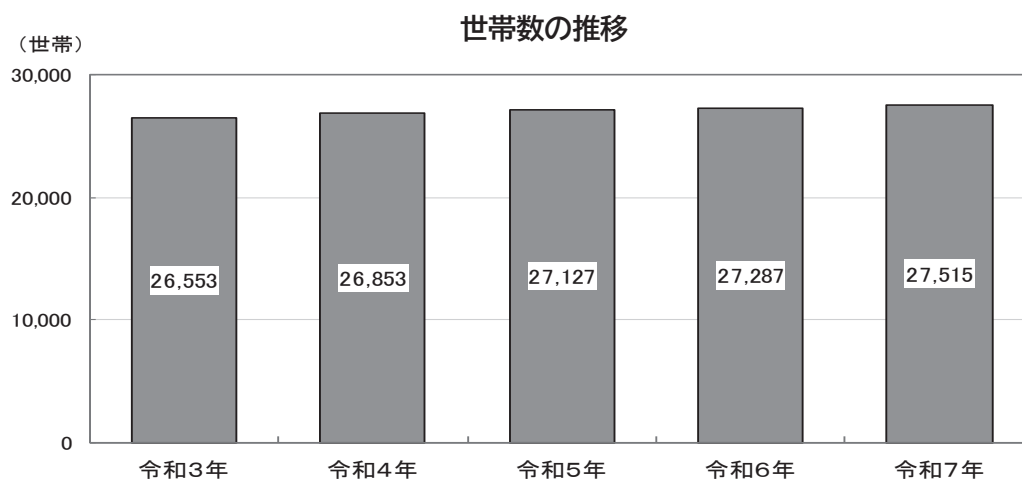


資料：愛知県の人口動態調査

世帯数

①世帯数の推移

- 世帯数は、近年において増加傾向が続いており、令和7年では 27,515 世帯となっています。



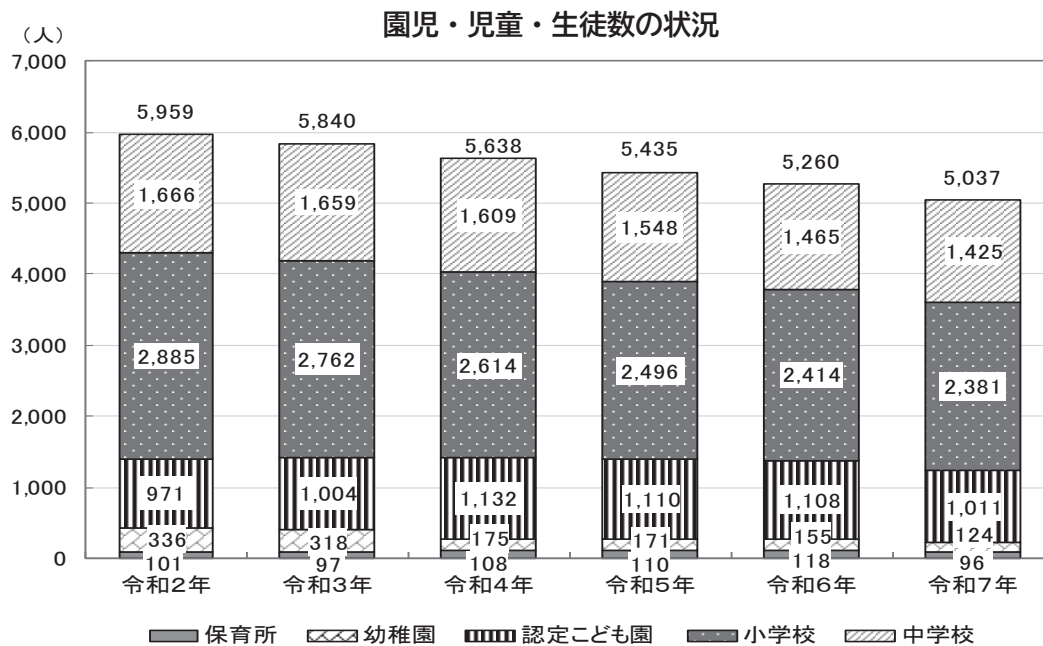
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) こども・高齢者・障がいのある人・外国籍市民等の状況

こどもの状況

①園児・児童・生徒数

- 保育所・幼稚園・認定こども園の園児、小学校児童数、中学校生徒数の合計は、近年において減少傾向が続いており、令和7年では5,037人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）
幼児保育課（令和7年）

②ひとり親世帯の状況

- ひとり親世帯は、令和2年では「女親と子どもからなる世帯」の一般世帯に占める割合が8.8%で、平成27年からやや増加傾向となっています。
- 愛知県・全国と比較すると、「夫婦のみ世帯」、「夫婦と子どもからなる世帯」、「男親と子どもからなる世帯」、「女親と子どもからなる世帯」、「その他の親族世帯」とともに、愛知県・全国を上回っています。

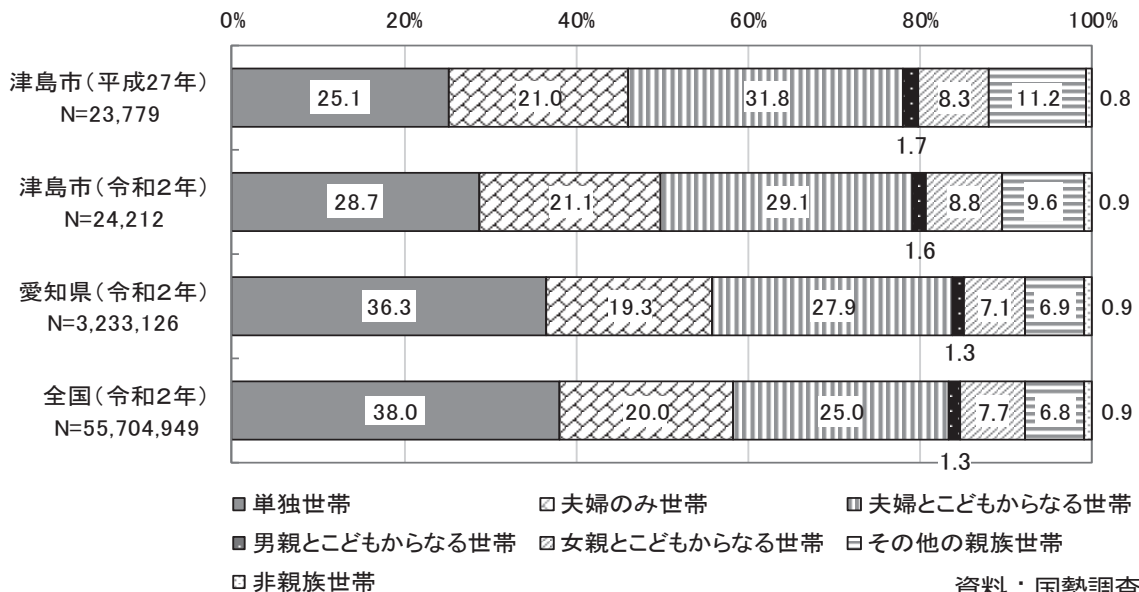
世帯構成の状況

(単位：世帯)

区分	津島市		愛知県	全国
	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
一般世帯数	23,779	24,212	3,233,126	55,704,949
単独世帯	5,971	6,950	1,175,221	21,151,042
	25.1%	28.7%	36.3%	38.0%
核家族世帯	14,948	14,663	1,794,260	30,110,571
	62.9%	60.6%	55.5%	54.1%
夫婦のみ世帯	5,000	5,102	623,565	11,158,840
	21.0%	21.1%	19.3%	20.0%
夫婦と子どもからなる世帯	7,567	7,043	900,894	13,949,190
	31.8%	29.1%	27.9%	25.0%
男親と子どもからなる世帯	409	392	41,751	738,006
	1.7%	1.6%	1.3%	1.3%
女親と子どもからなる世帯	1,972	2,126	228,050	4,264,535
	8.3%	8.8%	7.1%	7.7%
その他の親族世帯	2,653	2,318	221,731	3,779,018
	11.2%	9.6%	6.9%	6.8%
非親族世帯	192	221	28,887	504,198
	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%

※不詳世帯を除く

資料：国勢調査



高齢者の状況

①高齢者世帯の状況

- 高齢単身世帯と高齢夫婦世帯は、平成27年から令和2年の5年間で、高齢単身世帯は443世帯、高齢夫婦世帯は86世帯増加し、それぞれが一般世帯に占める割合も増加しています。また、単身世帯に占める高齢単身世帯の割合、夫婦のみ世帯に占める高齢夫婦世帯の割合はともに微増しています。

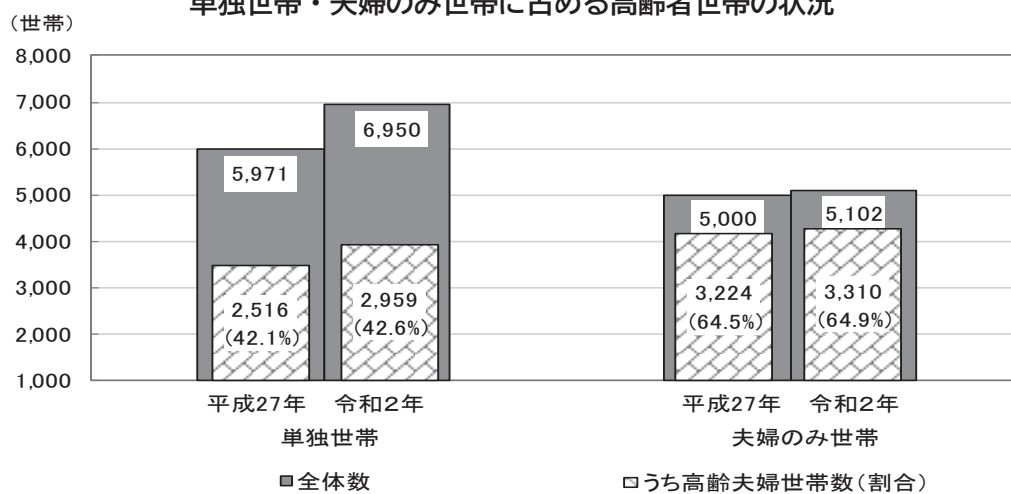
高齢者世帯の状況

(単位：世帯)

区分	平成27年	令和2年
高齢単身世帯	2,516 10.6%	2,959 12.2%
高齢夫婦世帯	3,224 13.6%	3,310 13.7%

資料：国勢調査

単身世帯・夫婦のみ世帯に占める高齢者世帯の状況



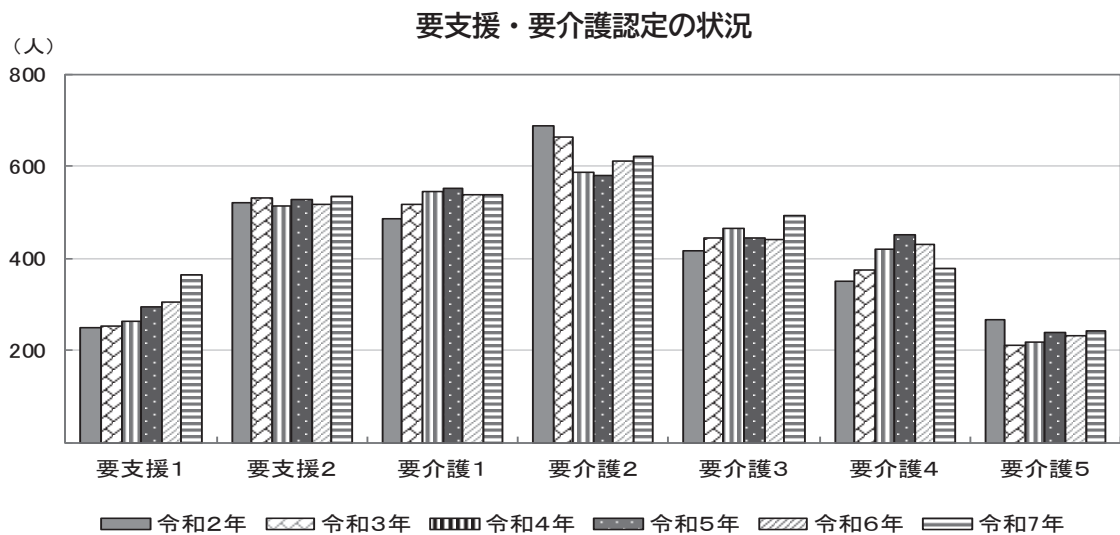
資料：国勢調査

②要支援・要介護認定の状況

- 要支援・要介護認定者数は、近年において増加傾向が続いており、令和7年では3,176人となっています。また、認定区分別でみると、令和2年から令和7年にかけて要支援1は1.46倍で115人増加し365人、要介護3は1.18倍で77人増加し494人となっています。

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
要支援	1	250	252	263	296	307	365
	2	523	531	514	529	518	536
要介護	1	485	517	545	552	538	538
	2	687	664	587	580	611	622
	3	417	444	467	445	440	494
	4	349	374	422	452	430	380
	5	267	212	218	238	233	241
合計		2,978	2,994	3,016	3,092	3,077	3,176

資料：高齢介護課（各年3月31日現在）

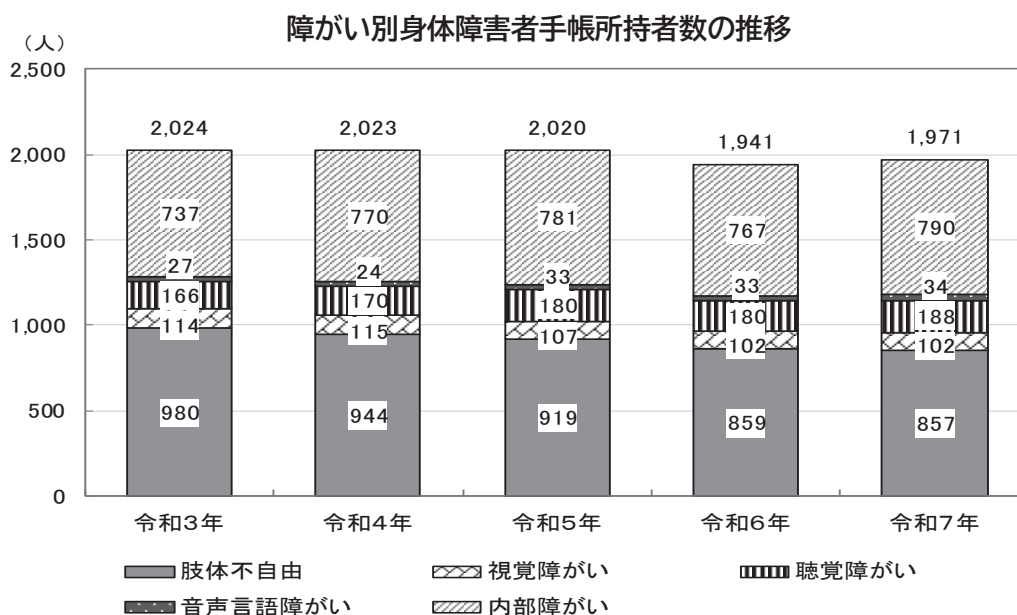


資料：高齢介護課（各年3月31日現在）

障がいのある人の状況

①障がい別身体障害者手帳所持者数

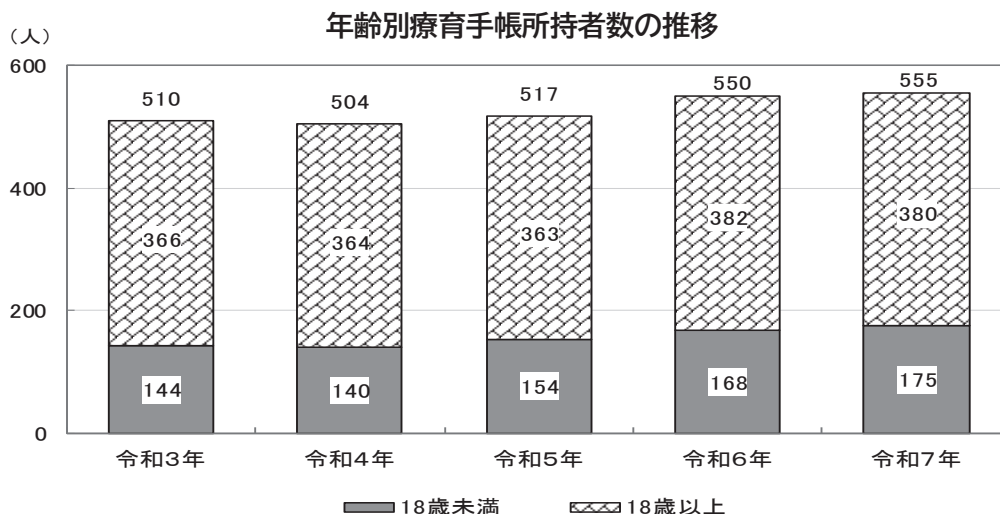
- 身体障害者手帳所持者数は、令和6年以降 2,000 人を下回っており、令和7年では1,971 人となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

②年齢別療育手帳所持者数

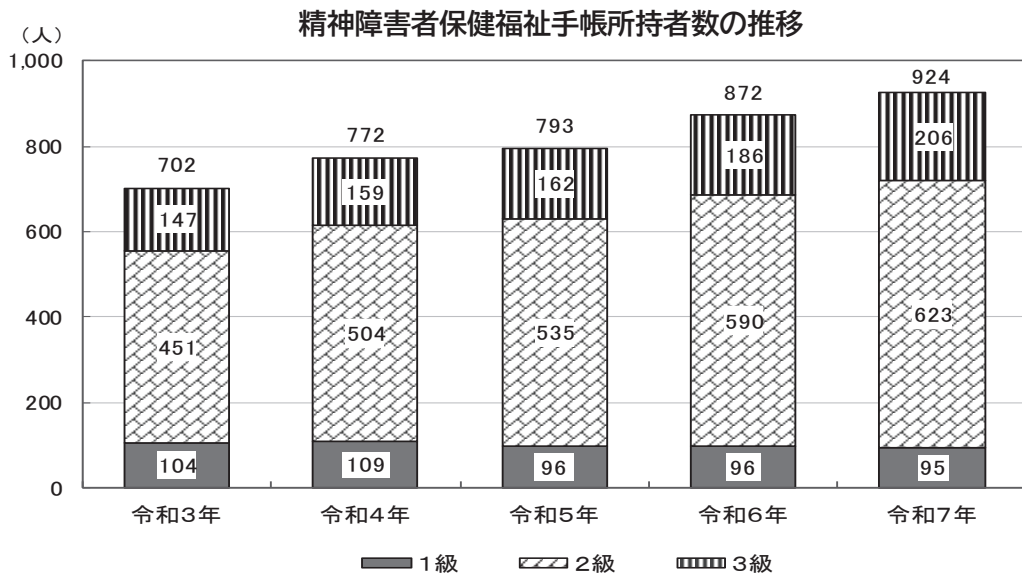
- 療育手帳所持者数は、令和3年から令和7年にかけて 45 人増加しており、令和7年では 555 人となっています。また、年齢区分別にみると、令和3年から令和7年にかけて 18 歳未満は 1.22 倍で 31 人増加し 175 人、18 歳以上は 1.04 倍で 14 人増加し 380 人となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

- 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、近年において増加傾向が続いており、令和7年では924人で、令和3年から令和7年にかけて1.32倍で222人増加しています。等級別にみると、2級が最も増加しており令和3年から令和7年にかけて1.38倍で172人増加し、令和7年では623人となっています。

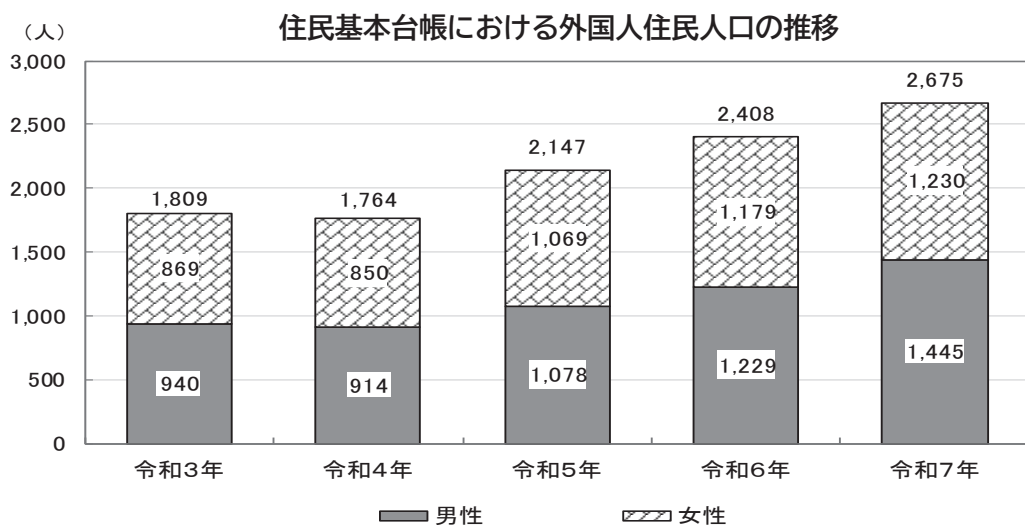


資料：福祉課（各年4月1日現在）

外国籍市民の状況

①住民基本台帳における外国人住民人口

- 住民基本台帳における外国人住民人口は、令和5年以降増加傾向となっており、令和3年から令和7年にかけて1.48倍で866人増加しています。



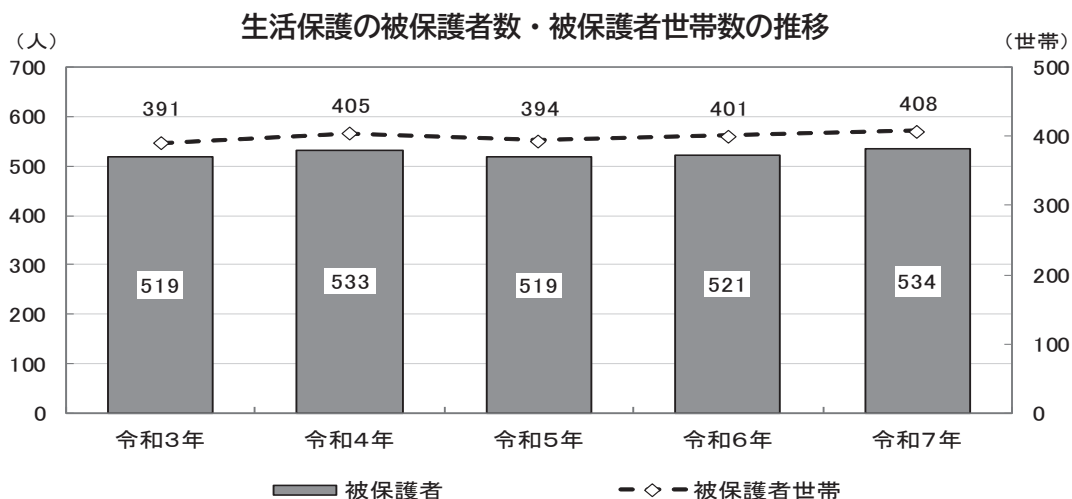
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 支援等を必要とする人の状況

生活困窮者の状況

①生活保護の状況

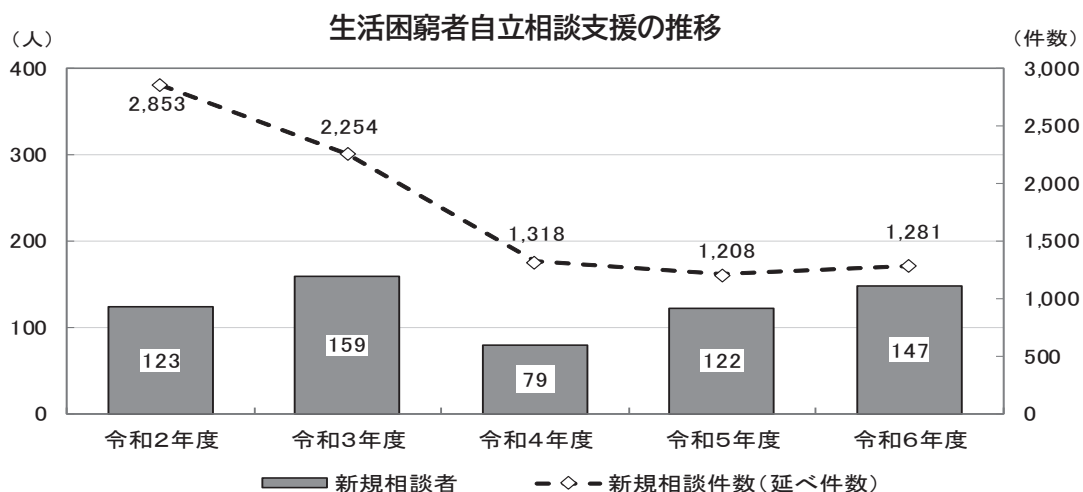
- 生活保護の被保護者数・被保護者世帯数は、ともに横ばいで推移しており、令和7年では被保護者数が534人、被保護者世帯数は408世帯となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

②生活困窮者自立相談支援の状況

- 生活困窮者自立相談支援の新規相談者数は令和2年度から3年度にかけては増加傾向でしたが、令和4年度は減少しています。令和5年度以降は増加傾向となっており、令和6年度では147人となっています。また、新規相談件数は令和2年度以降減少していましたが、令和5年度以降は増加傾向となっており、令和6年度は1,281件となっています。



資料：福祉課

成年後見制度の状況

①成年後見制度利用者数

- 市長申立てによる成年後見制度の利用者数は、令和2年度と令和4年度では高齢者でそれぞれ1人となっています。

市長申立てによる成年後見制度の利用者数 (単位：人)

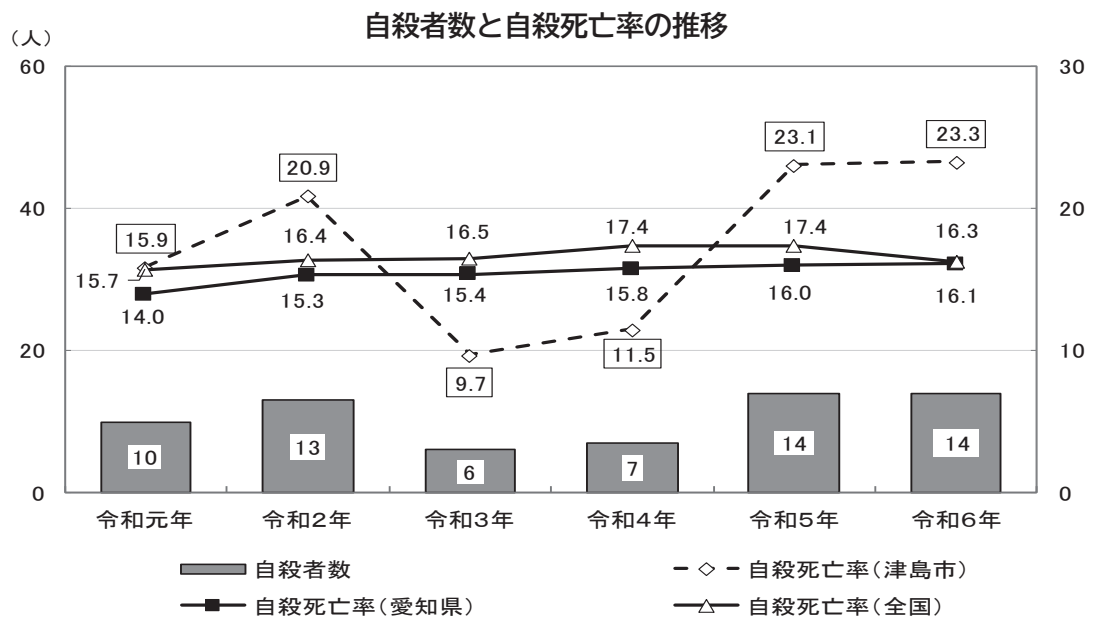
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	1	0	1	0	0
障がい者	0	0	0	0	0
合計	1	0	1	0	0

資料：福祉課・高齢介護課

自殺者の状況

①自殺者数と自殺死亡率

- 自殺者数は10人前後で推移しており、人口10万人当たりの自殺者数である自殺死亡率は、自殺者数の推移と同様の傾向となっています。また、令和元年、令和2年、令和5年、令和6年は全国・愛知県と比べ自殺死亡率が上回っています。



資料：全国・愛知県：厚生労働省 人口動態調査
津島市：健康推進課

犯罪の状況

- 津島市の犯罪件数は令和4年以降増加しており、令和5年では人口10万人当たり546件となっています。また、再犯率は令和2年以降減少傾向となっており、令和5年では43.5%となっています。
- 愛知県と比較すると、犯罪件数は令和3年以降は愛知県を下回っています。また、再犯率は令和2年以降、愛知県より低く推移しています。

津島市と愛知県の犯罪件数及び再犯率の推移 (単位：件)

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
津島市	認知件数	336	277	308	324
	犯罪件数 (人口10万人当たり)	551	460	515	546
	再犯率	47.4%	46.0%	43.2%	43.5%
愛知県	認知件数	39,897	37,832	41,248	46,832
	犯罪件数 (人口10万人当たり)	529	503	550	626
	再犯率	49.2%	47.6%	48.3%	47.4%

※再犯率は少年を除く

資料：愛知県犯罪統計書 愛知県人口動向調査
中部矯正管区更生支援企画課

第2章 津島市の現状

2 社会福祉の状況

(1) コミュニティ推進協議会・福祉関連団体

コミュニティ推進協議会

- 8つの小学校区ごとにコミュニティ推進協議会が設置されており、それぞれ様々な部会を設置して活動しています。

コミュニティ推進協議会の概要

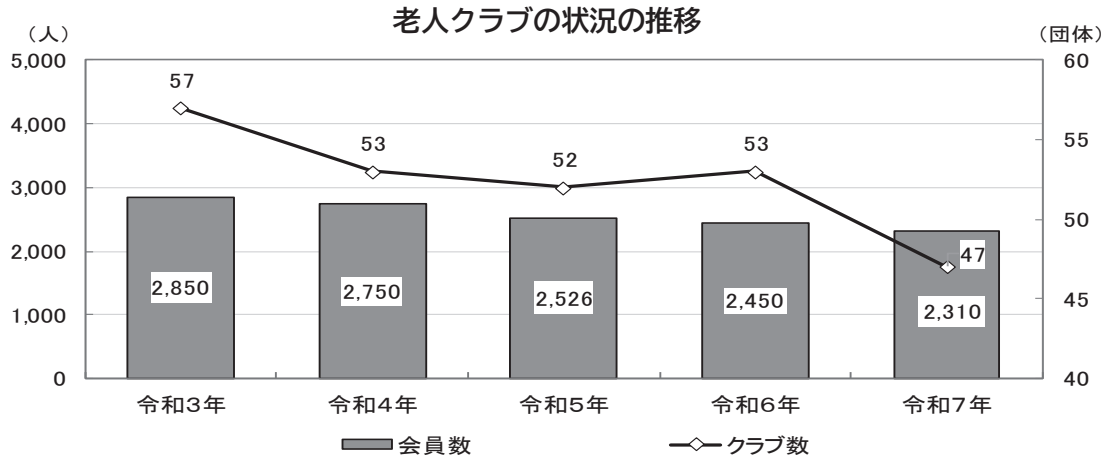
名称	拠点施設	人口 (人)	世帯数 (世帯)
東小学校区コミュニティ推進協議会	東小学校区コミュニティセンター	9,922	4,643
西小学校区コミュニティ推進協議会	大崎会館、西地域防災コミュニティセンター	10,180	4,680
南小学校区コミュニティ推進協議会	南小学校区コミュニティセンター	8,790	4,224
北小学校区コミュニティ推進協議会	北小学校区コミュニティハウス	5,404	2,714
神守小学校区コミュニティ推進協議会	神守小校区コミュニティセンター	8,801	3,949
蛭間地区コミュニティ推進協議会	蛭間地区コミュニティセンター	5,311	2,379
高台寺小学校区コミュニティ推進協議会	高台寺小学校区コミュニティセンター	3,784	1,703
神島田小学校区コミュニティ推進協議会	神島田小学校区コミュニティセンター	7,143	3,223

資料：市民協働課

人口・世帯数：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

老人クラブ

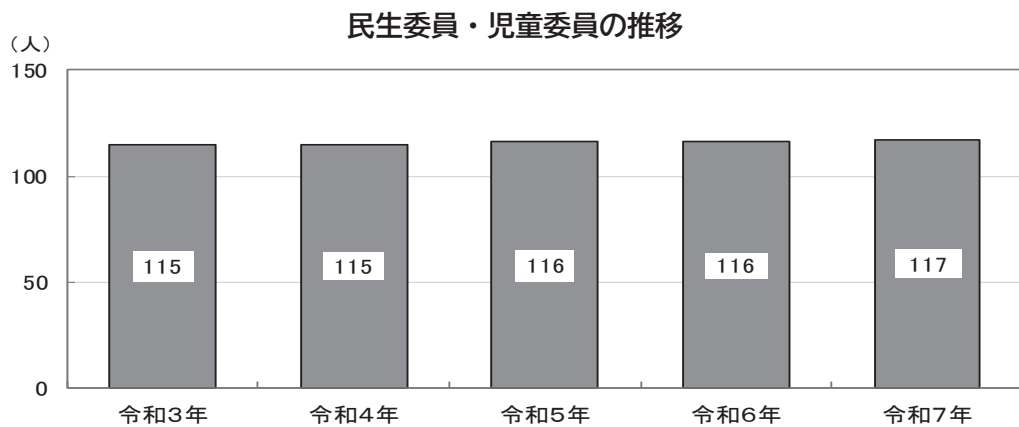
- 市内の老人クラブは、令和7年では47団体、会員数は2,310人となっています。



資料：高齢介護課（各年4月1日現在）

民生委員・児童委員

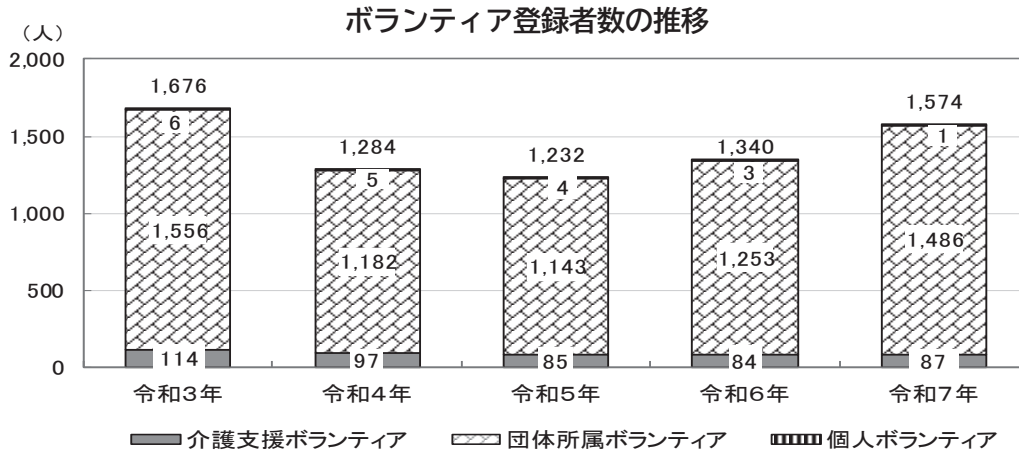
- 民生委員・児童委員数は、令和7年では117人となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

ボランティア

- ボランティア登録者数は、令和5年以降増加傾向となっており、令和7年では1,574人となっています。また、ボランティアの内訳について、団体所属ボランティアが令和5年以降増加傾向となっており、令和7年では1,486人となっています。



資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

地域福祉の活動状況

- 市の地域福祉活動は、地域の団体や活動者と市・市社会福祉協議会等が連携を図りながら、取り組んでいます。

地域福祉活動の状況

事業名	赤い羽根共同募金	事業名	福祉教育
概要	ボランティア団体や地区社会福祉協議会と協働し、赤い羽根共同募金の街頭募金活動を実施します。寄せられた募金により地域福祉推進事業や高齢者、障がいのある人、児童、青少年などに向けた福祉事業を実施します。	概要	地域で暮らしている障がいのある人や高齢者等との交流を通して、地域の福祉課題や生活課題に気づき、日常的な実践活動へと広げていくことで、「豊かな人間性」や「共に生きる力」を育みます。
取組の様子		取組の様子	
事業名	災害対策事業	事業名	ふくしくん広場
概要	災害ボランティアセンターの設置運営を担う市社会福祉協議会として、マニュアルに沿った手順確認のほか、被災者からの多様なニーズに対応できるスキルを向上させるため訓練を実施します。また、発災に備え資機材を整備します。	概要	親子等で楽しめる催しや、おもちゃ遊びを通してふれあう場の提供、親同士等のネットワーク作りの支援のほか、催しを通してボランティア等の活躍の場を提供します。
取組の様子		取組の様子	

第2章 津島市の現状

3 前期計画の目標値に対する実績

- 前期計画の基本施策ごとに掲げた目標値に対する実績は、次のとおりです。

基本方針Ⅰ 地域での理解

基本目標	指標	現状値	実績値	目標値	指標内容
		令和 元年度	令和 6年度	令和 7年度	
1. 地域で支え合う意識の啓発【重点】	近隣の人と日頃から助け合っている人の割合	20.9%	15.7%	27.2%	地域福祉に関するアンケート調査
2. 福祉教育の推進	福祉教育実施学校数	11校	10校	15校	-
3. 情報提供の充実	必要な福祉サービス情報を十分入手できている人の割合	14.1%	16.0%	18.3%	地域福祉に関するアンケート調査

基本方針Ⅱ 地域での共生

基本目標	指標	現状値	実績値	目標値	指標内容
		令和 元年度	令和 6年度	令和 7年度	
1. 支え合いのまちづくりの推進【重点】	ボランティア活動をしている（過去にした）人の割合	21.6%	22.0%	32.4%	地域福祉に関するアンケート調査
	コミュニティ推進協議会活動に参加している人の割合	49.5%	43.8%	64.4%	地域福祉に関するアンケート調査
2. 地域における包括的支援の充実	生活困窮者自立相談支援の新規相談実人数	148人	147人	180人	-
3. 権利擁護の推進	日常生活自立支援事業の相談件数	23件	5件	35件	-
	認知症サポーター養成講座の受講者数	523人	225人	650人	-

基本目標	指標	令和 元年度	令和 6年度	令和 7年度	指標内容
4. 地域福祉の担い 手づくりの推進	ボランティア登録者 数	2,064 人	1,486 人	2,200 人	-
	ボランティアコーデ ィネート件数	29 件	32 件	35 件	-
5. 生きがいづくり と交流の推進	「住民同士のふれあ いや交流」の状況が 良い（大変良い）と 回答した人の割合	11.0%	10.5%	14.3%	地域福祉に関す るアンケート調 査
	ふくししくん広場参 加者数	139 人	146 人	200 人	-

基本方針Ⅲ 地域での安心

基本目標	指標	現状値	実績値	目標値	指標内容
		令和 元年度	令和 6年度	令和 7年度	
1. 相談体制の充実 【重点】	困りごとがあるとき 行政（市役所など） に相談する人の割合	5.1%	4.5%	11.0%	地域福祉に関す るアンケート調 査
	困りごとがあるとき 社会福祉協議会に相 談する人の割合	1.7%	1.7%	5.1%	地域福祉に関す るアンケート調 査
2. 保健・福祉サー ビスの充実	「住み慣れた場所で 暮らし続ける仕組み づくり」に満足（や や満足）している人 の割合	13.0%	22.7% ※	16.9%	市民意識調査
3. 防災・防犯の 推進	「防災（災害時の体 制整備）」の状況が 良い（大変良い）と 回答した人の割合	11.1%	14.0%	15.9%	地域福祉に関す るアンケート調 査
	「防犯（犯罪の少な さ）」の状況が良い （大変良い）と回答 した人の割合	27.8%	32.5%	39.8%	地域福祉に関す るアンケート調 査

※令和7年度の実績

第2章 津島市の現状

4 前期計画の評価

- 地域福祉に関する事業について、各担当課が基本目標・施策の評価を行い、以下のようにまとめました。1つの事業に対して複数の課が関わっている場合は、各課それぞれで事業を評価しました。

4段階評価

- A：計画どおり進行中
- B：概ね計画どおりだが、一部未実施
- C：未着手
- D：廃止または完了

基本方針Ⅰ 地域での理解

<行政>

基本方針・基本目標・取組施策	担当課	評価			
		A	B	C	D
基本方針Ⅰ 地域での理解 ～地域福祉の理解を深め、地域で支え合う意識を共有しよう～	13	8	4	0	1
基本目標1 地域で支え合う意識の啓発					
(1) 地域福祉の意識啓発	4	1	2	0	1
①広報紙等を通じた周知啓発の充実【重点】	3	1	2	0	0
②地域福祉に関する講座の開催【重点】	1	0	0	0	1
(2) 人権尊重に対する理解促進と社会参加の推進	6	5	1	0	0
①人権に関する啓発活動	1	1	0	0	0
②南文化センターを拠点とした社会参加の支援	1	1	0	0	0
③多文化共生の推進	1	1	0	0	0
④虐待防止に関する施策の推進	3	2	1	0	0
基本目標2 福祉教育の推進					
(1) 学校等における福祉教育の充実	2	2	0	0	0
①豊かな社会性を育む地域学習・体験活動や生涯学習の推進	1	1	0	0	0
②福祉教育の充実	1	1	0	0	0
基本目標3 情報提供の充実					
(1) わかりやすい福祉情報の充実	1	0	1	0	0
①わかりやすい福祉情報の提供の充実	1	0	1	0	0

- 基本方針Ⅰの「地域での理解」では、9事業のうち、「A:計画どおり進行中」が8件、「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」が4件、「C:未着手」が0件、「D:廃止または完了」が1件でした。「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、9事業のうち8事業を実施しています。

<市社会福祉協議会>

基本方針・基本目標・取組施策	担当G	評価			
		A	B	C	D
基本方針Ⅰ 地域での理解 ～地域福祉の理解を深め、地域で支え合う意識を共有しよう～	4	4	0	0	0
基本目標1 地域で支え合う意識の啓発					
(1) 地域福祉の意識啓発	2	2	0	0	0
①「ふくしだより」、ホームページ等の充実【重点】	1	1	0	0	0
②イベントでの啓発、活動のPR【重点】	1	1	0	0	0
基本目標2 福祉教育の推進					
(1) 学校等における福祉教育の充実	1	1	0	0	0
①福祉教育への支援	1	1	0	0	0
基本目標3 情報提供の充実					
(1) わかりやすい福祉情報の充実	1	1	0	0	0
①「ふくしだより」、ホームページ等の充実	1	1	0	0	0

- 基本方針Ⅰの「地域での理解」では、4事業のうち、「A:計画どおり進行中」が4件、「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」が0件、「C:未着手」が0件、「D:廃止または完了」が0件でした。「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、4事業すべてを実施しています。

■事業の実施状況

<総括>

- 市や市社会福祉協議会では、広報紙やホームページ、SNS、『ふくしだより』の全戸配布、講演会やイベント等を活用し、幅広い世代にわかりやすく福祉情報を発信しています。
- 多文化共生に関する啓発活動を展開するにあたり、各種教室の開催や国際交流協会と連携し、文化や生活習慣の違いを尊重し理解し合うための交流を進めています。
- 虐待防止においては、虐待防止の周知や地域包括支援センター等の関係機関と連携しています。また、令和6年度に「こども家庭センター」を設置し、児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応を実施しています。
- 福祉教育は、学校・保護者・地域全体が協働し、地域活動やボランティア活動等の体験活動を推進するとともに、地域活動の課題に応じた生涯学習の充実を図っています。また、市社会福祉協議会等と連携し、高齢者や障がいのある人への理解促進のため体験学習に取り組む等、さらなる福祉教育の充実を進めています。

基本方針Ⅱ 地域での共生

<行政>

基本方針・基本目標・取組施策	担当課	評価			
		A	B	C	D
基本方針Ⅱ 地域での共生 ～我が事として捉え、共生のまちをめざそう～	24	11	13	0	0
基本目標1 支え合いのまちづくりの推進					
(1) 地域活動の支援・活性化	3	0	3	0	0
①地域活動に関する情報発信の支援	1	0	1	0	0
②コミュニティ推進協議会同士の交流・情報交換の場の提供 【重点】	1	0	1	0	0
③既存の公共施設の有効活用	1	0	1	0	0
(2) 地域の関係機関等との連携強化	3	1	2	0	0
①地区社会福祉協議会活動への支援【重点】	1	1	0	0	0
②地域の関係機関等との連携	2	0	2	0	0
基本目標2 地域における包括的支援の充実					
(1) 生活困窮者への自立支援	4	3	1	0	0
①生活困窮者の自立支援	1	1	0	0	0
②ひきこもりの相談支援	3	2	1	0	0
(2) 自殺予防対策の充実	2	2	0	0	0
①こころの健康づくり	1	1	0	0	0
②ゲートキーパーの周知・活動支援	1	1	0	0	0
基本目標3 権利擁護の推進					
(1) 権利擁護の推進	3	1	2	0	0
①権利擁護の推進	2	1	1	0	0
②認知症の施策の推進	1	0	1	0	0
基本目標4 地域福祉の担い手づくりの推進					
(1) 市民活動・ボランティア活動の支援	4	1	3	0	0
①市民活動に関する支援	1	0	1	0	0
②青少年ボランティアの育成	1	1	0	0	0
③介護支援ボランティアの充実	1	0	1	0	0
④認知症サポーターの養成	1	0	1	0	0
基本目標5 生きがいづくりと交流の推進					
(1) 生きがいづくりと交流の推進	5	3	2	0	0
①老人クラブの活動支援	1	0	1	0	0
②通いの場への支援	1	0	1	0	0
③子育てに関する交流の場への支援	2	2	0	0	0
④あいさつ運動の推進	1	1	0	0	0

- 基本方針Ⅱの「地域での共生」では、19事業のうち、「A:計画どおり進行中」が11件、「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」が13件、「C:未着手」が0件、「D:廃止または完了」が0件でした。「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、19事業すべてを実施しています。

<市社会福祉協議会>

基本方針・基本目標・取組施策	担当G	評価			
		A	B	C	D
基本方針Ⅱ 地域での共生 ～我が事として捉え、共生のまちをめざそう～	17	15	2	0	0
基本目標1 支え合いのまちづくりの推進					
(1) 地域活動の支援・活性化	2	2	0	0	0
①地域福祉活動に関する情報提供	1	1	0	0	0
②コミュニティ推進協議会の活動支援	1	1	0	0	0
(2) 地域の関係機関等との連携強化	3	2	1	0	0
①地域福祉活動計画の周知	1	1	0	0	0
②地区社会福祉協議会との連携・協働【重点】	1	0	1	0	0
③会員募集、共同募金活動【重点】	1	1	0	0	0
基本目標2 地域における包括的支援の充実					
(1) 生活困窮者への自立支援	5	5	0	0	0
①法外援護支援	1	1	0	0	0
②生活福祉資金貸付の相談	1	1	0	0	0
③くらし資金貸付の推進	1	1	0	0	0
④貸付制度のPRと償還指導	1	1	0	0	0
⑤生活困窮者に対する相談支援	1	1	0	0	0
基本目標3 権利擁護の推進					
(1) 権利擁護の推進	3	2	1	0	0
①日常生活の自立に向けた支援	1	1	0	0	0
②成年後見制度利用の支援	1	0	1	0	0
③地域包括支援センターとの連携	1	1	0	0	0
基本目標4 地域福祉の担い手づくりの推進					
(1) 市民活動・ボランティア活動の支援	1	1	0	0	0
①ボランティアセンター機能の充実	1	1	0	0	0
基本目標5 生きがいづくりと交流の推進					
(1) 生きがいづくりと交流の推進	3	3	0	0	0
①ふれあいサロンの立ち上げ支援	1	1	0	0	0
②高齢者の交流支援	1	1	0	0	0
③未就学児向けサロンの開催	1	1	0	0	0

- 基本方針Ⅱの「地域での共生」では、17 事業のうち、「A:計画どおり進行中」が 15 件「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」が2件、「C:未着手」が0件、「D:廃止または完了」が0件でした。「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、17 事業すべてを実施しています。

■事業の実施状況

<総括>

- 地域活動においては、コミュニティ推進協議会における情報交換会を年1回開催しています。コミュニティ推進協議会が管理する SNS 等の支援をするほか、市が管理するホームページ・Facebook や市民活動情報誌「つし丸カフェ」で情報発信をしていますが、わかりやすい情報を広く届けることが課題となっています。
- 各小学校区に地区社会福祉協議会を設立し、話し合う場を設けて事業を展開しています。市社会福祉協議会では、地域住民が協力して福祉活動に取り組めるような勉強会等の実施が課題となっています。
- 経済的に困窮している人やひきこもり等の把握のため、福祉・教育等の関連部署や関係機関と連携を図り、自立を促すための相談支援や就労支援を継続して実施しています。
- 認知症の人や障がいのある人など判断能力が不十分な人やその家族に対して権利擁護に関する情報提供を行っています。また、令和6年7月に「津島市成年後見センター」を開設し、支援体制の強化を図っています。
- 地域の担い手を育成するため、体験活動や相談、情報提供を行い、各種ボランティアの育成や活動のさらなる拡充を図っています。
- こども・高齢者・障がいのある人等が生きがいをもって暮らせるよう、地域交流をはじめとした相談や出会いの場を提供しています。

基本方針Ⅲ 地域での安心

<行政>

基本方針・基本目標・取組施策	担当課	評価			
		A	B	C	D
基本方針Ⅲ 地域での安心 ～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～	41	18	21	1	1
基本目標1 相談体制の充実					
(1) 相談体制の充実	12	6	6	0	0
①高齢者への相談体制の充実【重点】	1	0	1	0	0
②子育てに関する相談体制の充実【重点】	2	2	0	0	0
③障がいのある人への相談体制の充実【重点】	1	1	0	0	0
④心身・健康に関する相談体制の充実	1	1	0	0	0
⑤南文化センターにおける自立の支援	1	0	1	0	0
⑥民生委員・児童委員の周知啓発	1	0	1	0	0
⑦複合的な課題への対応【重点】	5	2	3	0	0
基本目標2 保健・福祉サービスの充実					
(1) 地域包括ケア体制の充実	1	0	1	0	0
①地域包括ケア体制の充実	1	0	1	0	0
(2) 保健・福祉サービスの充実	6	4	2	0	0
①高齢者福祉の充実	1	0	1	0	0
②子育て支援の充実	2	2	0	0	0
③障がい者福祉の充実	1	0	1	0	0
④健康づくりの支援	2	2	0	0	0
(3) 移動支援の充実	2	1	1	0	0
①外出・移動支援の充実	2	1	1	0	0
(4) サービスの評価と改善	8	1	5	1	1
①社会福祉法人に対する指導監査の充実	3	1	2	0	0
②サービス事業者の質の向上	2	0	2	0	0
③第三者評価事業の推進	3	0	1	1	1
基本目標3 防災・防犯の推進					
(1) 自主防災体制の充実	3	3	0	0	0
①防災に対する啓発活動	1	1	0	0	0
②地域ぐるみの防災訓練や防災講演会等の支援	1	1	0	0	0
③自主防災活動の担い手育成	1	1	0	0	0
(2) 避難行動要支援者の支援	2	2	0	0	0
①避難行動要支援者の把握	1	1	0	0	0
②避難行動要支援者の情報伝達・避難支援	1	1	0	0	0
(3) 防犯活動の充実	2	0	2	0	0
①防犯意識の向上	1	0	1	0	0
②自主防犯パトロールの支援	1	0	1	0	0
(4) 交通安全対策の充実	5	1	4	0	0
①交通安全教育の推進	1	0	1	0	0
②登下校における交通安全指導	2	1	1	0	0
③通学路の安全確保	1	0	1	0	0
④未就学児の集団で移動する経路の安全確保	1	0	1	0	0

- 基本方針Ⅲの「地域での安心」では、27 事業のうち、「A:計画どおり進行中」が 18 件、「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」が 21 件、「C:未着手」が 1 件、「D:廃止または完了」が 1 件でした。「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、27 事業すべてを実施しています。

<市社会福祉協議会>

基本方針・基本目標・取組施策	担当G	評価			
		A	B	C	D
基本方針Ⅲ 地域での安心 ～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～	13	10	2	0	1
基本目標1 相談体制の充実					
(1) 相談体制の充実	2	1	0	0	1
①心配ごと相談窓口の開設【重点】	1	0	0	0	1
②法律相談窓口の開設【重点】	1	1	0	0	0
基本目標2 保健・福祉サービスの充実					
(2) 保健・福祉サービスの充実	5	3	2	0	0
①高齢者福祉・介護保険の利用推進	2	2	0	0	0
②子育て支援の充実	1	1	0	0	0
③障がい者福祉の充実	2	0	2	0	0
(3) 移動支援の充実	2	2	0	0	0
①車いすの貸出	1	1	0	0	0
②移動支援の充実	1	1	0	0	0
基本目標3 防災・防犯の推進					
(2) 避難行動要支援者の支援	4	4	0	0	0
①避難行動要支援者名簿作成支援・避難支援等体制づくりの支援	1	1	0	0	0
②地域防災訓練の支援	1	1	0	0	0
③災害支援ボランティアセンターの設置・運営	1	1	0	0	0
④防災ボランティアコーディネーター養成講座への支援	1	1	0	0	0

- 基本方針Ⅲの「地域での安心」では、11 事業のうち、「A:計画どおり進行中」が 10 件、「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」が 2 件、「C:未着手」が 0 件、「D:廃止または完了」が 1 件でした。「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、11 事業のうち 10 事業を実施しています。

■事業の実施状況

<総括>

- こども・高齢者・障がいのある人をはじめ、老老介護やひきこもり等の複合的な課題を持つ地域住民に対し、各種窓口で必要な情報提供を行うとともに、各機関との連携強化を図り、気軽に相談ができる体制を整備する必要があります。
- 避難行動要支援者の対象者の把握に努め、市社会福祉協議会のほか、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織、町内会等とも連携し支援体制の構築を図ります。また、各自主防災組織と協働して防災訓練の実施や、愛知県及び海部地区の市町村とも連携し、防災ボランティアコーディネーター養成講座を開催する等、地域全体で様々な取組を行っています。
- まちの安心・安全を守るため、防犯協会、コミュニティ推進協議会、津島みまもり隊等のボランティアや警察と連携し、自主防犯パトロールや見守り活動を支援しています。

第2章 津島市の現状

5 地域福祉に関する住民等の意向と課題

1 地域福祉に関するアンケート調査

- 地域福祉に関するアンケート調査の結果から、地域福祉における課題等を抽出するため、福祉に対する意識や満足度、重要度について整理しました。

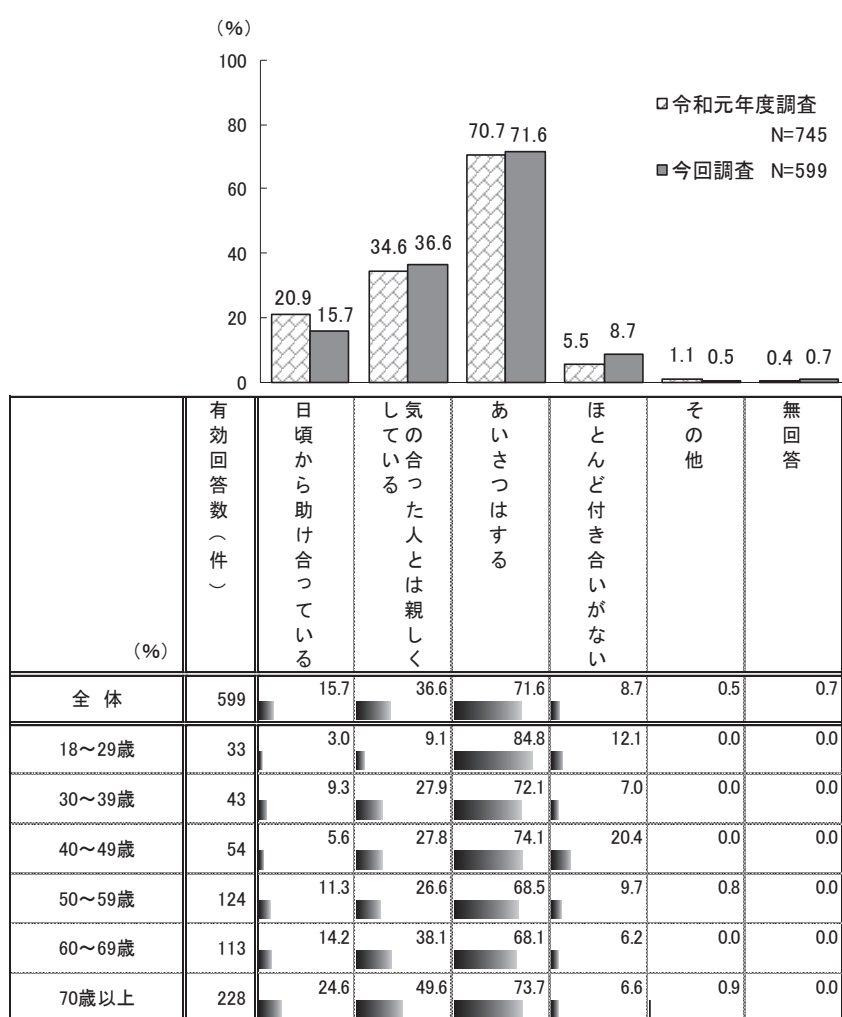
地域福祉えがおのまち計画策定のためのアンケート調査の概要

調査目的	福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の意見・要望等を把握し、第3期津島市地域福祉えがおのまち計画の基礎資料とするため。
調査対象等	18歳以上の市民2,000人の無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和6年10月18日(金)～令和6年11月5日(火)
有効回収数 (有効回収率)	599人(29.9%)
調査結果の表示方法	(1) 図表中の「N」は回答者数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を示しています。 (2) グラフ中の「%」は、小数第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問(1つの番号に○をつけるもの)であっても合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合(あてはまるすべての番号に○をつけるものなど)は「N」に対する各選択肢の回答者数の割合を示しています。 (3) 年代別等で示しているグラフの「N」を合わせた数は、性別や年代等の無回答を除いた数であるため、全体の「N」と一致しません。 (4) 図表において、選択肢等の文字数が長い場合に簡略化している場合があります。

近所付き合い

- 近所付き合いについては、「あいさつはする」人が約7割を占めており、前回調査と大きな変化はありません。また、「日頃から助け合っている」人や「気の合った人とは親しくしている」人は、年代が上がるにつれ増加傾向にあります。
- 地域への参加状況については、町内会・自治会への加入者は40代以降で9割以上、コミュニティ推進協議会についても何らかの形での参加者は約4割となっています。

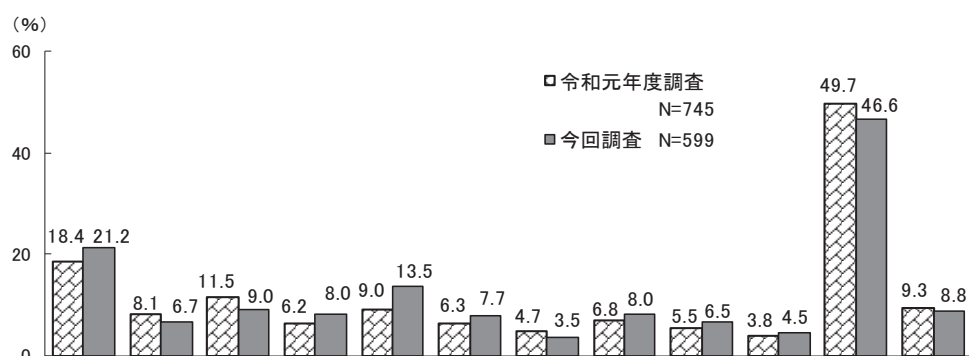
近所付き合い



現在必要な支援

- お住まいの地域でどのような支援が必要かについては、「特にない」が約半数を占めていましたが、必要な支援として最も高いのは「安否確認の声かけ」でした。以下、「ごみ出し」、「悩みごと・心配ごとの相談」の順で高くなっています。前回調査と比較すると、「ごみ出し」は 4.5 ポイント増加しています。年代別では、「安否確認の声かけ」、「悩みごと・心配ごとの相談」は 70 歳以上で最も高く、「ごみ出し」は 18～29 歳で最も高くなっています。「短時間のこどもの預かり」は、子育て世代の 30 代で最も高くなっています。

お住まいの地域で必要な支援

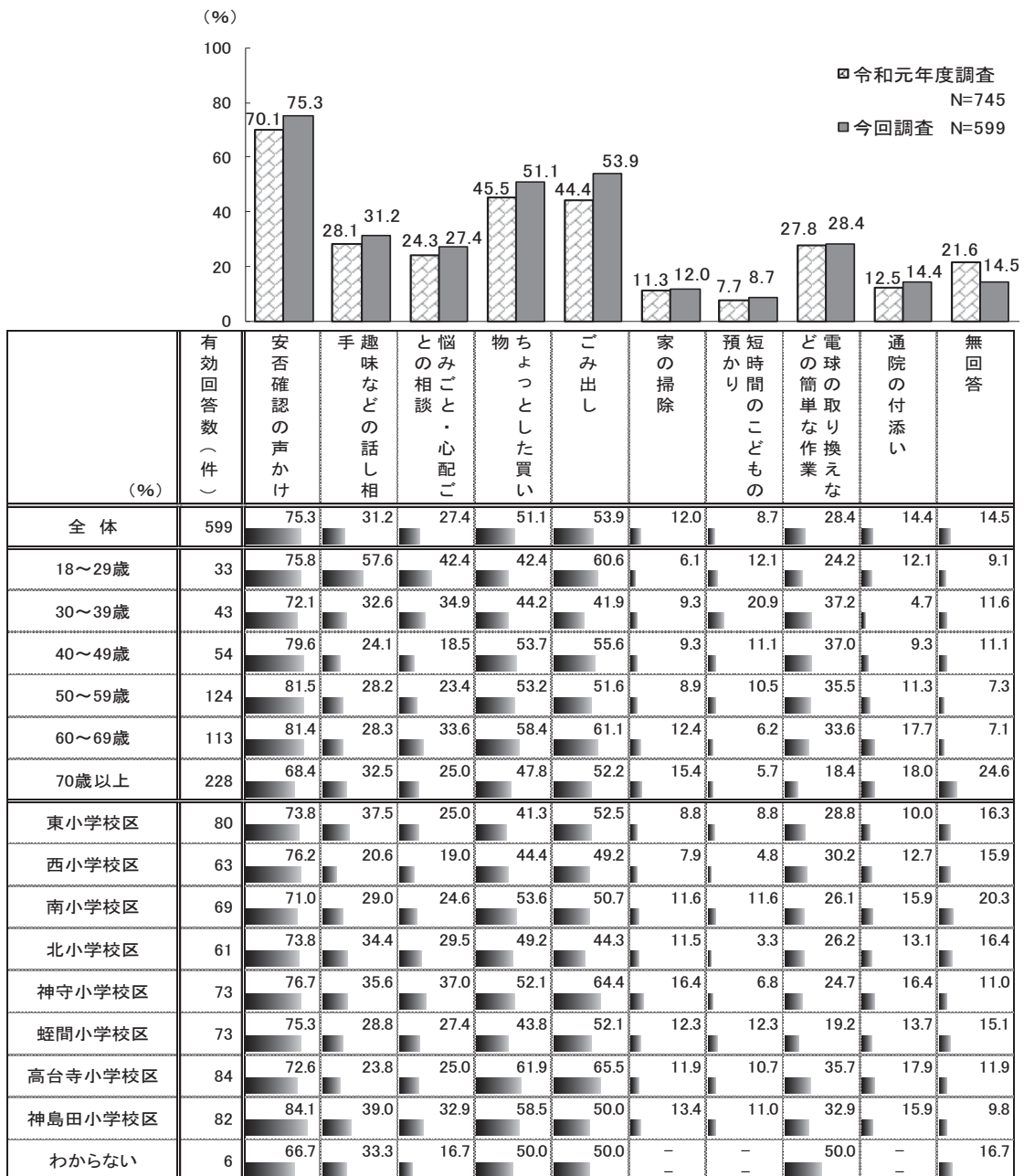


支援の種類 (%)	有効回答数 (件)	安否確認の声かけ	手趣味などの話し相手	悩みごと・心配ごとの相談	ちょっとした買い物	ごみ出し	家の掃除	預かり時間のこどもの短時間	電球の簡単な作業など	通院の付添い	その他	特にない	無回答
全体	599	21.2	6.7	9.0	8.0	13.5	7.7	3.5	8.0	6.5	4.5	46.6	8.8
18～29歳	33	12.1	6.1	9.1	3.0	27.3	0.0	6.1	3.0	3.0	3.0	54.5	0.0
30～39歳	43	11.6	0.0	7.0	14.0	9.3	9.3	25.6	9.3	2.3	4.7	51.2	4.7
40～49歳	54	16.7	3.7	9.3	0.0	18.5	5.6	5.6	1.9	3.7	3.7	53.7	3.7
50～59歳	124	16.9	3.2	6.5	1.6	8.9	2.4	1.6	3.2	7.3	4.0	58.9	4.8
60～69歳	113	17.7	6.2	6.2	3.5	8.8	8.0	0.0	3.5	1.8	0.9	58.4	10.6
70歳以上	228	29.8	11.0	12.3	15.4	16.2	11.8	1.3	14.9	10.5	6.6	30.3	13.2
東小学校区	80	5.0	3.8	7.5	5.0	11.3	7.5	10.0	5.0	5.0	3.8	50.0	12.5
西小学校区	63	28.6	4.8	7.9	15.9	19.0	9.5	4.8	11.1	4.8	3.2	41.3	9.5
南小学校区	69	27.5	7.2	10.1	10.1	18.8	5.8	2.9	7.2	2.9	2.9	47.8	5.8
北小学校区	61	19.7	6.6	9.8	3.3	14.8	9.8	0.0	8.2	6.6	3.3	49.2	9.8
神守小学校区	73	24.7	16.4	17.8	11.0	12.3	13.7	4.1	15.1	12.3	8.2	31.5	8.2
蛭間小学校区	73	26.0	8.2	8.2	5.5	13.7	5.5	0.0	13.7	5.5	6.8	46.6	4.1
高台寺小学校区	84	16.7	3.6	7.1	3.6	8.3	3.6	3.6	2.4	7.1	2.4	58.3	11.9
神島田小学校区	82	25.6	4.9	3.7	12.2	13.4	8.5	2.4	4.9	7.3	3.7	45.1	8.5
わからない	6	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	50.0	0.0

協力できること

- 近所に困っている人がいるとき、あなたが協力できることを聞いたところ、「安否確認の声かけ」は7割を超えて最も高く、以下「ごみ出し」、「ちょっとした買い物」、「趣味などの話し相手」となっています。前回調査と比較すると、「ごみ出し」は9.5ポイント増加しています。年代別では、「安否確認の声かけ」は特に50～60代で8割を超えて協力の意向が強くなっています。また、「趣味などの話し相手」は18～29歳が最も高く、6割弱の人が協力できると答えています。

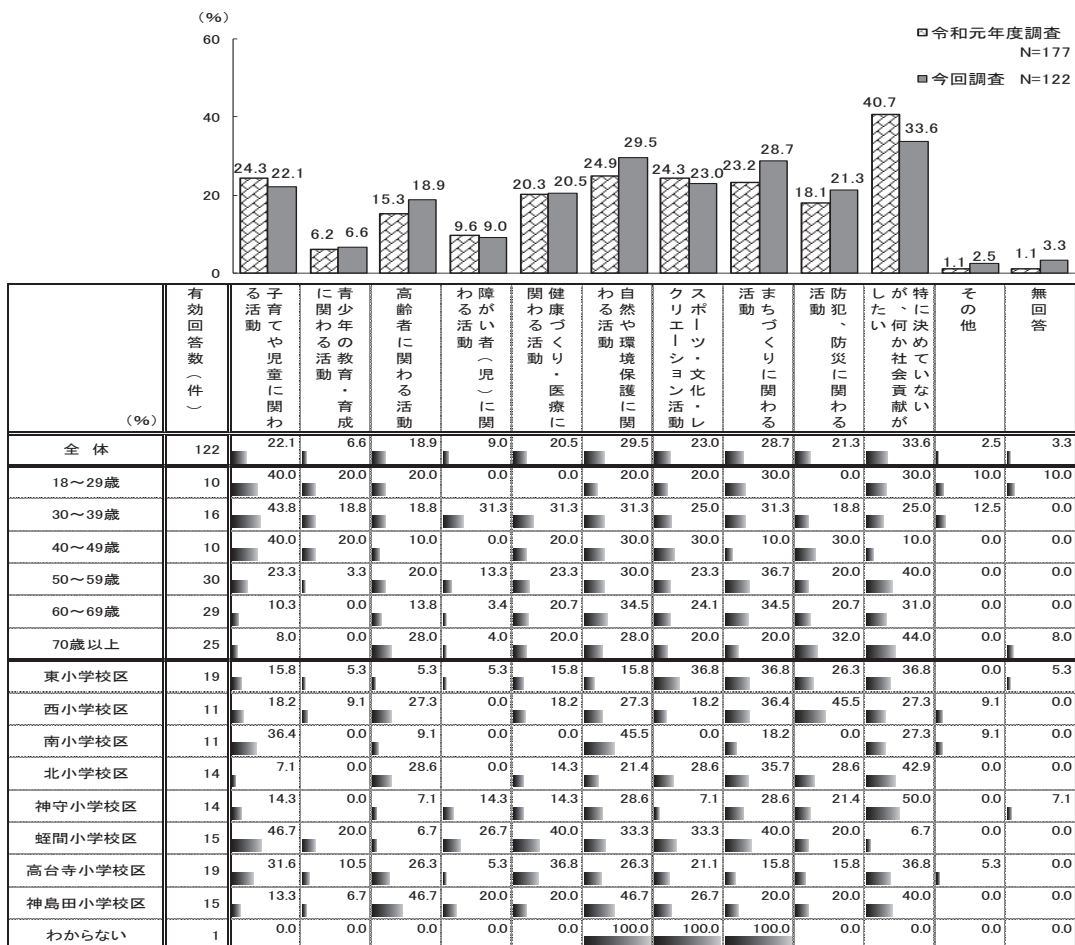
近所に困っている人がいるとき、あなたが協力できること



ボランティア活動

- 「団体に属して活動している人」、「個人で活動している人」、「現在は活動していないが、過去に活動したことがある人」を合わせた“ボランティア活動経験者”は約2割となっています。地区別では、東小学校区、南小学校区、神守小学校区、蛭間小学校区、高台寺小学校区がそれぞれ約2割となっています。
- “ボランティア活動経験者”の活動内容として「高齢者に関わる活動」が31.1%と最も高く、以下「子育てや児童に関わる活動」、「防犯、防災に関わる活動」となっています。
- ボランティアについて、「活動したことはないが、今後活動したい」と答えた人に今後どのようなボランティアに参加したいか聞いたところ、「特に決めていないが、何か社会貢献がしたい」が33.6%と最も高く、以下「自然や環境保護に関わる活動」、「まちづくりに関わる活動」、「スポーツ・文化・レクリエーション活動」となっています。前回調査と比較すると、「まちづくりに関わる活動」が5.5ポイント増加しています。「特に決めていないが、何か社会貢献がしたい」は7.1ポイント減少しています。

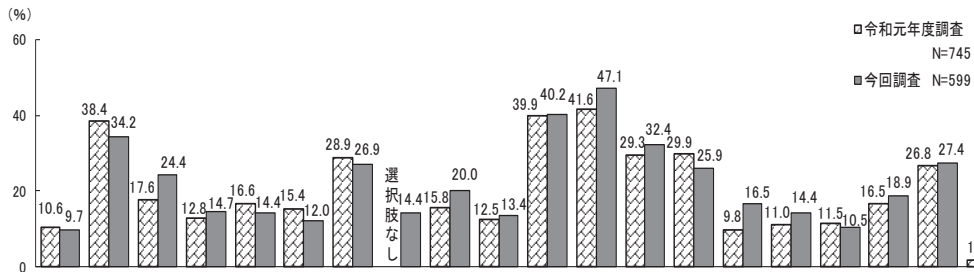
「活動したことはないが、今後活動したい」と答えた人の参加したい活動



地域の課題

- 地域の課題については、「老老介護」が47.1%と最も高く、以下「ひとり暮らし高齢者の生活支援」、「こどもの安心・安全の確保」となっています。
- 各年代で最も高いものは、50代、60代、70代では「老老介護」、18～29歳、30代では「こどもの安心・安全の確保」となっています。40代は「老老介護」と「こどもの安心・安全の確保」が同割合で高く、42.6%となっています。
- 各小学校区で最も高いものは東小学校区、西小学校区、南小学校区、神守小学校区、蛭間小学校区、高台寺小学校区、神島田小学校区で「老老介護」、北小学校区で「ひとり暮らし高齢者の生活支援」となっています。

地域の課題



	有効回答数(件)	乳幼児期の子育て	確保	こどもの安心・安全の確保	生活	共働き家庭の子どもの	ひとり親家庭※1	青少年の健全育成	ひきこもりへの対応	もの非行・不登校・子ども	いじめ・不登校・子ども	ヤングケアラー※2	介護のための離職	介護と子育てに同時に	生活支援	ひとり暮らし高齢者の	老老介護	確保	高齢者の見守り体制の	高齢者の社会参加や生きが	活支援	障がい者(児)への生	障がい者(児)の社会	参加や生きが(児)の社会	い者等への虐待、障が	こどもや高齢者、障が	護予防	地域の健康づくり・介	地域の支え合いの意識	その他	わからない	無回答			
全体	599	9.7	34.2	24.4	14.7	14.4	12.0	26.9	14.4	20.0	13.4	40.2	47.1	32.4	25.9	16.5	14.4	10.5	18.9	27.4	1.5	10.5	4.5												
18～29歳	33	21.2	45.5	33.3	27.3	18.2	18.2	39.4	30.3	15.2	15.2	42.4	33.3	24.2	24.2	18.2	12.1	12.1	15.2	24.2	3.0	18.2	0.0												
30～39歳	43	30.2	48.8	53.5	16.3	14.0	11.6	34.9	20.9	14.0	25.6	32.6	37.2	9.3	18.6	25.6	20.9	20.9	16.3	18.6	7.0	9.3	0.0												
40～49歳	54	9.3	42.6	24.1	14.8	13.0	18.5	33.3	22.2	24.1	27.8	38.9	42.6	27.8	24.1	20.4	14.8	13.0	7.4	24.1	0.0	13.0	0.0												
50～59歳	124	11.3	32.3	20.2	13.7	12.1	8.9	19.4	14.5	27.4	14.5	37.9	49.2	29.0	19.4	17.7	15.3	16.9	16.9	27.4	1.6	13.7	0.0												
60～69歳	113	6.2	30.1	16.8	14.2	10.6	8.8	24.8	11.5	23.9	7.1	42.5	49.6	32.7	25.7	15.0	13.3	4.4	18.6	29.2	1.8	10.6	3.5												
70歳以上	228	4.8	31.6	23.2	13.2	17.1	12.7	26.8	9.6	14.9	9.6	41.7	49.6	40.8	31.1	13.6	13.2	7.5	23.2	29.4	0.4	7.5	10.1												
東小学校区	80	11.3	40.0	25.0	18.8	20.0	13.8	27.5	10.0	26.3	15.0	37.5	41.3	28.8	25.0	15.0	16.3	15.0	17.5	35.0	2.5	13.8	2.5												
西小学校区	63	9.5	41.3	23.8	12.7	9.5	11.1	27.0	14.3	19.0	15.9	38.1	44.4	36.5	20.6	15.9	9.5	11.1	15.9	19.0	0.0	15.9	3.2												
南小学校区	69	11.6	36.2	24.6	15.9	10.1	5.8	21.7	11.6	13.0	13.0	31.9	49.3	27.5	21.7	15.9	11.6	13.0	21.7	23.2	1.4	14.5	5.8												
北小学校区	61	11.5	36.1	27.9	18.0	8.2	14.8	21.3	16.4	19.7	8.2	52.5	44.3	37.7	31.1	14.8	13.1	11.5	23.0	32.8	1.6	6.6	9.8												
神守小学校区	73	8.2	31.5	27.4	15.1	17.8	16.4	32.9	8.2	21.9	11.0	50.7	56.2	39.7	23.3	23.3	19.2	8.2	19.2	26.0	2.7	9.6	4.1												
蛭間小学校区	73	5.5	27.4	21.9	5.5	19.2	12.3	27.4	17.8	24.7	17.8	42.5	53.4	35.6	23.3	13.7	11.0	5.5	20.5	31.5	0.0	6.8	4.1												
高台寺小学校区	84	9.5	31.0	21.4	13.1	13.1	10.7	20.2	19.0	20.2	14.3	35.7	40.5	27.4	32.1	16.7	21.4	7.1	15.5	21.4	0.0	7.1	6.0												
神島田小学校区	82	9.8	34.1	22.0	15.9	13.4	11.0	34.1	14.6	17.1	12.2	35.4	50.0	28.0	29.3	15.9	11.0	11.0	15.9	30.5	3.7	9.8	1.2												
わからない	6	16.7	50.0	16.7	33.3	33.3	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0	33.3	16.7	50.0	16.7	33.3	16.7	50.0	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0												

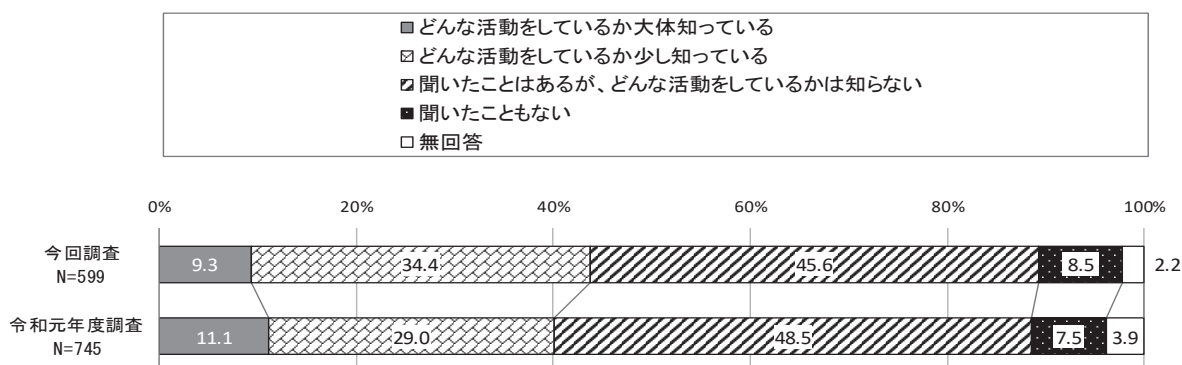
※1：「ひとり親家庭」は前回調査では「母子家庭や父子家庭の子育て」

※2：「ヤングケアラー」は前回調査では選択肢なし

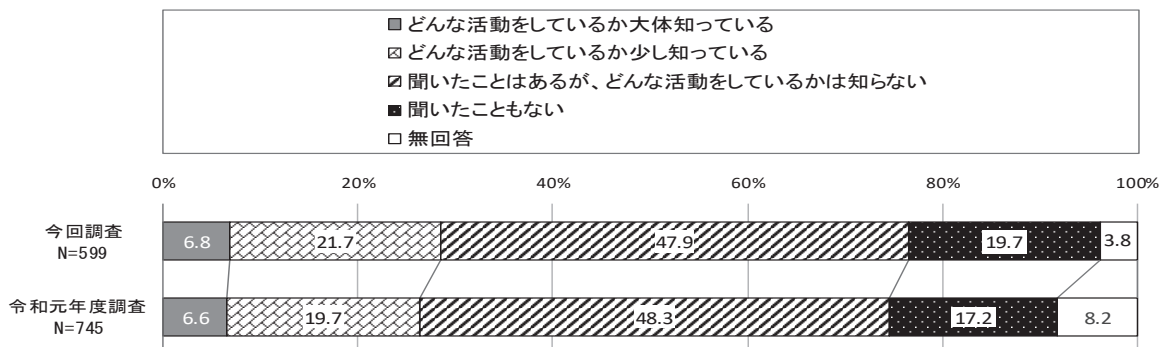
民生委員・児童委員、市社会福祉協議会について

- 民生委員・児童委員については、「どんな活動をしているか大体知っている」と「どんな活動をしているか少し知っている」を合わせた“活動について知っている人”は43.7%、「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない」が45.6%と高くなっています。前回調査と比較すると、活動内容を少し知っている人の割合がやや増加しています。年代別では、年齢に比例して“活動について知っている人”は増加する傾向がみられ、70歳以上では約6割を占めています。
- 市社会福祉協議会については、「どんな活動をしているか大体知っている」と「どんな活動をしているか少し知っている」を合わせた“活動について知っている人”は28.5%、「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない」が47.9%と最も高くなっています。前回調査と比較すると、活動内容を知っている人の割合がやや増加しています。年代別では、年齢に比例して“活動について知っている人”は増加する傾向がみられ、60代、70代では約3割を占めています。

民生委員・児童委員についての認知度



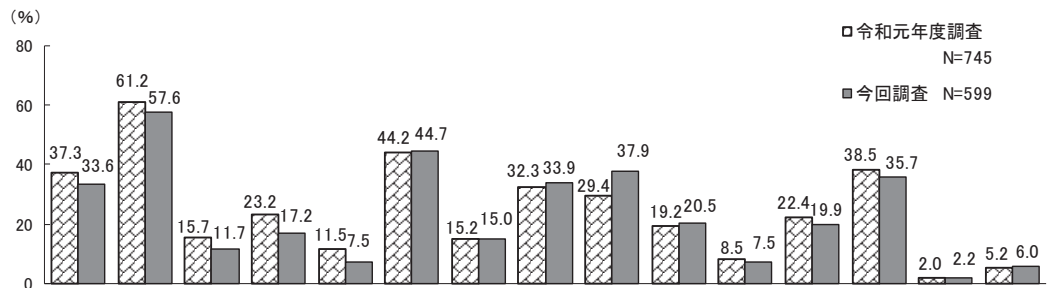
市社会福祉協議会についての認知度



市の福祉施策等について

- 市が力を入れて取り組むべきことは、「防災・防犯等の活動による安心安全なまちづくり」が57.6%と最も高く、以下「必要な福祉サービスの情報提供の充実」、「認知症の予防や認知症高齢者に対する医療・保健・福祉・介護の連携した支援」となっています。前回調査と比較すると、「認知症の予防や認知症高齢者に対する医療・保健・福祉・介護の連携した支援」が8.5ポイント増加しています。
- 数ある施策の中で「防災・防犯等の活動による安心安全なまちづくり」はすべての年代、小学校区で最も支持されています。

市が力を入れて取り組むべきこと

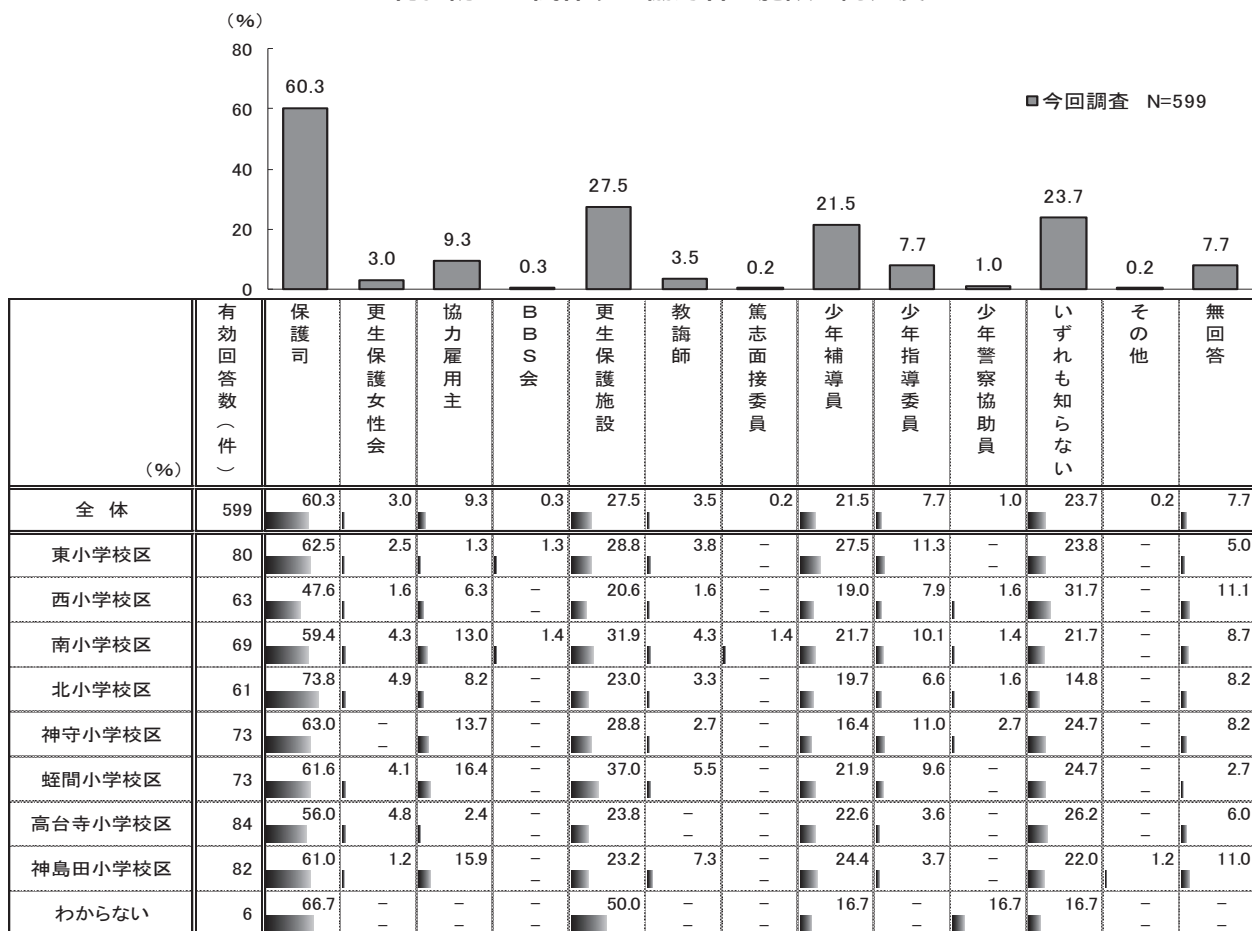


	有効回答数(件)	合域の充実	防災・防犯等の活動による安心安全なまちづくり	地域の活性化	地域活動・ボランティア活動の啓発	住民自身が地域の困りごとや課題を話し合う場づくり	住民自身の健康や福祉等様々な必要の福祉サービスの情報提供の充実	住民の健康や福祉等様々な相談体制の充実	高齢者や障がい者(児)等の保健福祉サービスの充実	認知症の予防や認知症高齢者に対する医療・保健・福祉・介護の連携した支援	生活困窮者、社会的孤立状態にある人への支援の充実	権利擁護(成年後見制度)の利用に関する支援等	高齢者や障がい者(児)の子どもや高齢者、障がい者等への虐待防止と早期発見	実や公共交通の移動支援の充実	その他	無回答
全体	599	33.6	57.6	11.7	17.2	7.5	44.7	15.0	33.9	37.9	20.5	7.5	19.9	35.7	2.2	6.0
18~29歳	33	33.3	45.5	6.1	9.1	6.1	36.4	15.2	39.4	30.3	33.3	9.1	33.3	27.3	6.1	-
30~39歳	43	39.5	72.1	9.3	16.3	4.7	37.2	9.3	20.9	32.6	18.6	7.0	32.6	55.8	7.0	-
40~49歳	54	38.9	59.3	9.3	3.7	1.9	57.4	20.4	29.6	42.6	29.6	9.3	20.4	33.3	3.7	1.9
50~59歳	124	29.0	52.4	16.1	12.1	9.7	46.8	16.9	32.3	36.3	22.6	7.3	27.4	39.5	2.4	2.4
60~69歳	113	30.1	61.1	12.4	16.8	10.6	46.9	16.8	38.1	34.5	21.2	8.8	13.3	32.7	1.8	4.4
70歳以上	228	35.5	57.5	11.0	25.0	7.0	42.5	12.7	35.5	41.7	15.4	6.6	14.5	33.3	0.4	11.4
東小学校区	80	38.8	65.0	7.5	16.3	7.5	42.5	7.5	30.0	35.0	23.8	8.8	18.8	36.3	2.5	2.5
西小学校区	63	34.9	65.1	9.5	14.3	1.6	49.2	27.0	34.9	46.0	14.3	3.2	12.7	34.9	-	6.3
南小学校区	69	30.4	52.2	13.0	14.5	5.8	39.1	14.5	34.8	33.3	20.3	7.2	23.2	40.6	4.3	5.8
北小学校区	61	27.9	45.9	14.8	11.5	3.3	41.0	14.8	42.6	37.7	21.3	11.5	23.0	42.6	-	9.8
神守小学校区	73	37.0	58.9	12.3	26.0	11.0	49.3	15.1	31.5	45.2	17.8	6.8	20.5	28.8	-	8.2
蛭間小学校区	73	34.2	58.9	15.1	23.3	11.0	46.6	15.1	37.0	46.6	24.7	9.6	15.1	35.6	1.4	1.4
高台寺小学校区	84	32.1	54.8	10.7	15.5	7.1	51.2	15.5	35.7	35.7	17.9	8.3	17.9	33.3	2.4	8.3
神島田小学校区	82	31.7	58.5	13.4	18.3	12.2	40.2	14.6	28.0	30.5	23.2	6.1	26.8	37.8	3.7	4.9
わからない	6	50.0	66.7	-	-	-	33.3	-	-	16.7	33.3	-	16.7	16.7	33.3	-

再犯について

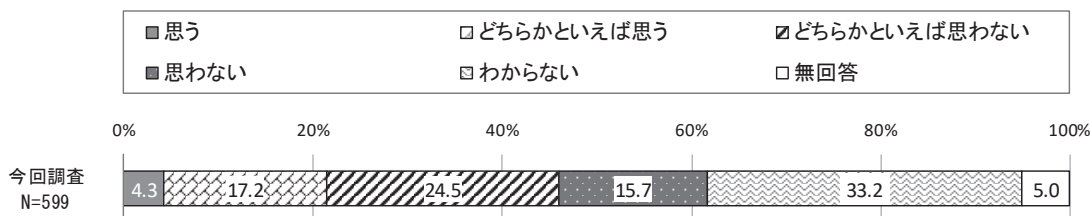
- 再犯防止に係る協力者・施設の認知度については、「保護司」が60.3%と最も高く、以下「更生保護施設」、「少年補導員」となっています。また、「いずれも知らない」は23.7%となっています。
- すべての小学校区で「保護司」の認知度が最も高くなっています。

再犯防止に係る協力者・施設の認知度



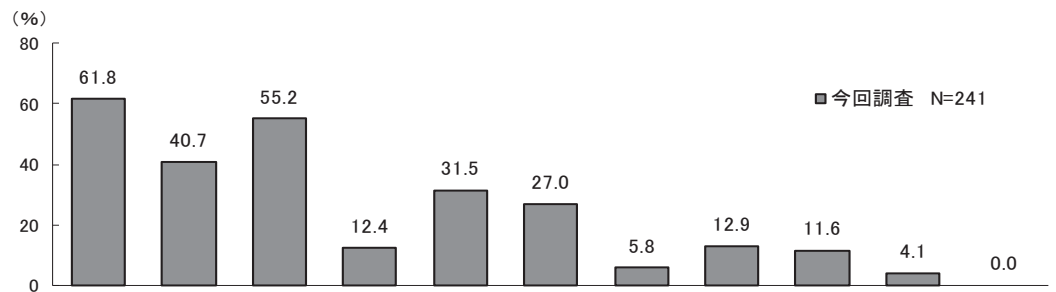
- 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかについては、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた“犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う人”は21.5%、「どちらかといえば思わない」と「思わない」を合わせた“犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない人”は40.2%となっています。

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う人



- 犯罪をした人の立ち直りへの協力について、「どちらかといえば思わない」と「思わない」と答えた人に理由を聞いたところ、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が 61.8%と最も高く、以下「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」となっています。
- 各小学校区で最も高いものは東小学校区、西小学校区、南小学校区、神守小学校区、高台寺小学校区、神島田小学校区で「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」、北小学校区、蛭間小学校区で「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」となっています。

「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない」と答えた人の理由



	有効回答数 (件)	自分や家族の身に何か起きないか不安だから	犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから	犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから	自分自身にメリットがないから	具体的なイメージがわからないから	時間的余裕がないから	興味がないから	犯罪をした人への支援は国などが行うべきだから	犯罪をした人に支援などするべきではないから	その他	わからない
全体	241	61.8	40.7	55.2	12.4	31.5	27.0	5.8	12.9	11.6	4.1	0.0
東小学校区	44	68.2	43.2	45.5	25.0	25.0	25.0	11.4	11.4	22.7	2.3	0.0
西小学校区	30	76.7	50.0	60.0	3.3	20.0	33.3	0.0	3.3	3.3	3.3	0.0
南小学校区	18	77.8	50.0	61.1	0.0	33.3	22.2	5.6	22.2	11.1	0.0	0.0
北小学校区	27	55.6	44.4	66.7	18.5	44.4	18.5	7.4	18.5	3.7	0.0	0.0
神守小学校区	31	64.5	48.4	51.6	3.2	35.5	25.8	0.0	12.9	9.7	3.2	0.0
蛭間小学校区	25	48.0	20.0	76.0	24.0	40.0	44.0	8.0	20.0	4.0	0.0	0.0
高台寺小学校区	26	53.8	30.8	42.3	3.8	23.1	26.9	3.8	7.7	11.5	3.8	0.0
神島田小学校区	35	54.3	40.0	51.4	11.4	37.1	22.9	8.6	14.3	20.0	14.3	0.0
わからない	2	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2 団体アンケート・ヒアリング

- 幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校や民生委員・児童委員、福祉関係事業者等に、前回の計画策定時に実施した調査で挙げられた地域福祉の課題が、この5年間でどのように変化したのかを、「①良くなった、②変わらない、③悪くなった、④わからない」の4段階で評価していただきました。
なお、いただいた意見は原則として原文のまま掲載しています。

団体アンケート・ヒアリングの概要

調査目的	地域福祉の担い手である各団体にヒアリングを行うことで、実情の把握と、地域福祉を進める上での課題等を整理するため。
調査対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所・認定こども園 11校 ・小・中学校 12校（小学校：8校、中学校：4校） ・高齢者支援事業者 46人 ・民生委員・児童委員 117人 ・障がい福祉事業者 58人
調査方法	各団体によるヒアリングシートの回答
調査期間	令和6年10月18日（金）～令和6年11月5日（火）
調査結果の表示方法	評価の件数は、複数回答や無回答を含むため、全体の件数と一致しません。

1. 幼稚園・保育所・認定こども園

(1) 登園、降園の安全確保について

- 令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋
 - ・道路標示、横断歩道、用水路フェンス等の対策をしてほしい 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	6件	・園前の道路舗装がされ、グリーンゾーン塗装、側溝（ふた付）も新しくなった。
②変わらない	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・用水路のフェンスを新しくしてほしい。 ・道路にあるミラーをもう少し見やすいものにしてほしい。

(2) 降園後の居場所確保について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・公園等で子どもたちが外で遊べる環境づくり 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	2件	・天王川公園がリニューアルとなり、降園後に遊びに行く方も多くなったように思う。それにより人の数も多くなったことで、安全配慮にもつながっているように思う。
②変わらない	5件	・環境は変わっていない。
④わからない	4件	・平日の降園後は、ほぼ家庭で過ごしていると思う。

(3) 地域ぐるみの子育て支援について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・子育て中の母子が近所の人と気軽に交流できる場が少ない 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	7件	・市の子育て支援事業等の配布物をよく園からいただき、保護者に周知できることが多いので、保護者の皆さんがどこで何の催しがあるのか分かりやすかったのではないかと思います。
②変わらない	2件	・集まる場がない。
④わからない	2件	・保護者から話を聞くこともあるが、それぞれ異なるので、全体的には把握が難しい。

(4) こども・子育て支援の仕組みづくりについて

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・特別支援児の早期発見・早期治療 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	4件	・療育支援事業や巡回型教育指導等が行われるようになり、保護者との連携支援に良い結果をもたらしてきていると思われる。
②変わらない	6件	・特別支援児の早期発見については継続して取り組んでいるが、保護者へ伝えることは難しい。
④わからない	1件	※意見なし

(5) 障がい者への支援体制について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・障がい児の保育受入に関する職員配置に進展がない 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	1件	・職員配置を充実させ、個別対応の時間が充分確保できた。人件費のさらなる充実をお願いしたい。
②変わらない	9件	・障がい児に対する職員体制は変わらない。
③悪くなった	1件	・加配基準を緩和してもらわないと困る。外国人も加配が必要な場合がある。

(6) 外国籍市民への理解促進と多文化共生の推進について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・うまく伝わらないことが多く、書類など書き直しが多い 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
②変わらない	6件	・園に子育て相談、入園相談に来園された時に、その国の言葉がわかる通訳のできる人を市で派遣していただけるとありがたい。
③悪くなった	3件	・以前よりも外国籍の子が増えたので、保護者対応の中でも伝達に困難の方が増えた。初めて対応する国の方も増えた。
④わからない	2件	・当園に通園しているお子さんや保護者の方については安定してきているため。

(7) 災害や犯罪に強い安心安全な環境づくりについて

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・多数の園児を連れての避難は難しい 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	3件	・防災や不審者（犯罪）に対する計画の見直しを図った。 ・安全計画（児童福祉施設）の策定が義務付けられた。
②変わらない	8件	・園での避難確保計画は整っているが、市の連携訓練がないので実際どのように動くか不安がある。

2. 小・中学校

(1) 福祉教育の充実について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・福祉実践教室以外では、福祉施設と交流する機会がない

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	3件	・毎年、1つの学年が総合学習として福祉教育に取り組んでいる。 ・実践教室以外にも、講師を招いて話を聞く機会も設けている。
②変わらない	7件	・福祉実践教室以外で特に大きな取組がない。
④わからない	2件	※意見なし

(2) 登下校の安全確保について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・登下校時の通学路を高速で通っていく車が多い等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	4件	・危険な場所の対応をよく聞いてもらっている。
②変わらない	7件	・車が多くなり、安心して歩ける道が減っている。 ・見守り隊の皆さんが毎日安全確保に心がけてくださっている。
④わからない	1件	・通学路について、信号のない横断歩道を渡ることになった。以前の路肩を歩く場合と比べてどちらが安全か地域も学校も悩んでいるから。

(3) 放課後の居場所確保について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・ボールを使った遊びができる広い場所がない等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	2件	・放課後こども教室における諸行事の取組が充実している。
②変わらない	7件	・地域での遊び場が少なく、駐車場等で遊んでいる児童も見られる。地域の中で安心安全な遊び場が確保できるとよい。
③悪くなった	1件	・ますますこどもたちが遊べる場所が減ったり、遊びが制限されたりするようになった。
④わからない	2件	・わかりませんが、5年前のアンケートの内容は現在でも感じる。

(4) 地域ぐるみの子育て支援について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・子ども会が解散等することで、地域との結びつきが弱くなっている 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	1件	・コミュニティが積極的に支援くださっている。
②変わらない	8件	・子ども会がなくなり、家庭と地域との結びつきが弱くなっていると感じている。 ・同じ通学団でも保護者同士の面識がないことが多い。
③悪くなった	1件	・子ども会の解散が増えている。
④わからない	2件	・良いところも困っているところもある。

(5) 学校教育施設の人材強化・学校施設の改善について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・学校施設のバリアフリー化が進んでいない 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	2件	・修繕費が増額されたため。
②変わらない	10件	・施設面では急を要する修繕等に対応いただいている。
③悪くなった	1件	・切実な問題と学校は捉えています。特別な支援を要する生徒が増加しているのに、支援員確保のための予算がない。学校施設が整えられない。現場の大変さをもっとわかってほしい。

(6) 障がい者・保護者への支援体制の強化について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・教員も保護者も、相談窓口がもっと多く必要だと感じる 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	6件	・市の特別支援教育相談員が増え、就学相談や教育相談への対応がしやすくなり、助かっている。
②変わらない	4件	※意見なし
④わからない	2件	※意見なし

(7) 外国籍市民への理解促進と多文化共生の推進について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・語学相談員の来校回数を増やしてほしい 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	4件	・市雇用の先生が毎週1回来て教えてくださり、大変助かる。
②変わらない	8件	・外国籍の児童が増え、言葉の問題で保護者との意思疎通が十分にできない家庭がある。日本語指導教員の巡回を増やしてほしい。

(8) 災害や犯罪に強い安心安全な環境づくりについて

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・学校の校舎に柵のない場所があるため防犯対策としては安心できない 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	5件	・防犯カメラを設置していただき、大変ありがたい。
②変わらない	7件	・学校の安全管理体制には不安だらけである。5年前と変わらない柵の問題。外部からの侵入は容易。実際に突然職員室に来訪者が現れる。門扉の鍵管理も難しい。（リモートでできれば） ・災害時避難所として受け入れるだけの防災グッズが整っているのか。

(9) ヤングケアラーの現状と課題について

件数	評価の理由（主な意見）
0件	※意見なし

3. 高齢者支援事業者

(1) 情報提供と収集について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・本人が無関心な場合は情報が伝わっているかどうかわかりにくい 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
②変わらない	10件	・独居高齢者に対する支援は対象者へ情報が届きやすい仕組みができてきているが、高齢者世帯や日中独居に対する支援や情報が少ないように感じる。
④わからない	8件	・訪問介護の利用者以外の地域の状況や家庭環境の把握はできていないため。

(2) 移動手段の確保、経費の支援について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・移動手段がない方の支援がほしい（買い物・通院等） 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	6件	・市のおでかけタクシーを利用されている方が増えた。
②変わらない	8件	・おでかけタクシーがあるが、もう少し範囲が広くなるとよい。また、タクシーがつかまりにくい。距離が近いと頼みにくい。
④わからない	4件	・タクシーの補助がでるようになり、助かっている人はいるが、タクシーそのものが不足しており、依頼しても断られるため結局利用できない。

(3) 地域における交流、支援体制の整備について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・介護サービスを増やしたいと希望する人がいるが限度額等の理由で利用できない 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
②変わらない	13件	・インターネットが扱えない高齢者の買い物に、移動スーパーがあると交流の機会にもなる。（宅配サービスもネット注文となっているため）
③悪くなった	1件	・家事サポとヘルパーさんの使い分けが難しい。（混同する） ・支援2の人がデイサービスを1回しか利用しないのに2回分の金額が発生してしまう。

評価	件数	評価の理由（主な意見）
④わからない	4件	・介護サービスの適正利用を行っていても、身体状況により限度額を超えてしまうケースが多い。医療系サービスを断念することにつながっており、健康管理に不安を抱えている高齢者は増えていると思う。

（４）高齢者支援制度・サービスの改善と充実について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・障がいからの切り替わりで、介護保険だと利用ができない等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	1件	・以前よりは高齢者目線の施策が増えている。
②変わらない	11件	・介護保険以外のインフォーマルサービスが限られている。 ・通院・外出等ボランティアがなく自己負担になってしまう。
④わからない	5件	・インフォーマルサービスの認知度が低い。高齢者自身で選択・利用につながることはほぼないと思う。

（５）高齢者支援施設の拡充について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・職員の人件費も上がっており、さらに人材確保が難しい等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
②変わらない	8件	・人材確保は大変難しい。
③悪くなった	7件	・施設スタッフの入れ替わりが激しく、人材確保が難しい状況は続いている。
④わからない	2件	・民間の高齢者向け住宅は増えてきている。入居者の満足度が不明。 ・良い人材確保のため介護事業者の給与を一般企業よりUPする。

(6) 障がい者への支援体制の強化について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・高齢者支援のなかで、家族に障がいを持つ方がいる場合の障がい部門との連携の体制整備

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	1件	・地域包括支援センターや基幹相談支援センターなど。
②変わらない	6件	・ケアマネジャーに障がい部門をと言われるが、制度の理解が難しく専門職担当の方が利用者には安心できる。
④わからない	11件	・障がい者向けの住宅（グループホーム）は増えてきていると感じます。市内で見かけるので。

(7) わかりやすい福祉情報の提供と相談・支援体制の充実について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・広報紙以外の情報発信手段の拡充（SNS や LINE 等）

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	4件	・お年寄りには難しいが若者には活用できる。
②変わらない	7件	・現状は困りごとが発生しないと相談されないと思うので、地域活動にも幅広く参加して発信の機会を増やすと良い。
④わからない	6件	・あんしんネットつしまが主催する講演に参加している。

4. 民生委員・児童委員

(1) 世代や居住歴をこえた顔の見える関係づくりについて

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・高齢者が多くなり、地域活動が運営しづらくなってきている 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	4件	・各地域でイベントが盛んになった印象。いろいろな人を巻き込んで続けていくことで、人手も増えていくと思う。関わってくれる人も。
②変わらない	44件	・地域のコミュニティイベントは参加される方たちにより変化がない。
③悪くなった	24件	・地域におけるイベント等がなくなり（例 子ども会の消滅）、交流する機会が減少し、特に年代を超えた交流が少なくなった。
④わからない	13件	・プライバシーの保護が優先され、情報があまりなく、高齢者・障がい者等ほとんど外出されないため、顔の見える関係づくりの機会に乏しい。

(2) 高齢者の生活支援と生活の質の向上について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・サロンやコミュニティの場は増えたが、そこへ行くための手段がない 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	4件	・全体的には変わらないが、ひとり暮らし高齢者で引きこもりの方がいたが、家族との連絡が取れるようになった。
②変わらない	50件	・コミュニティの会場に行きにくい。
③悪くなった	9件	・施設での行事やイベントではなく、自然に生活する中での質の向上はみられない。
④わからない	19件	・免許返納をする人たちも増え、そこへ行く手段もなく、イベントへの参加も諦めてしまうケースもよく聞かれる。

(3) 地域ぐるみでこどもを見守り育てる体制づくりについて

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・子ども会と町内会との接点が希薄、子ども会がなくなってこどもたちの様子がわからない 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	6件	・こどもを見守る人々が増えていて良いと思う。
②変わらない	39件	・子ども会がなくなって、こどもたちの様子がわからない。
③悪くなった	16件	・子ども会がなくなり、町内会自体の活動にも住民が消極的。
④わからない	23件	・こどもに会う機会がなく、把握できていない。

(4) 障がい者サポートと生活支援について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・障がい者・児の情報があまりなく、また家族との関係性を作るのが難しい 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	3件	・障がい者の権利が手厚くなった。障がい者と健常者は同じである、助け合うのが当然である教育が高まったから。
②変わらない	41件	・障がい者・児のデリケートな情報は家族内でとどまってしまうことが多い。
③悪くなった	1件	・生活でいっばいで、個人責任だと考えている人が多いのでは。 ・高齢者が多く、体力的に無理だと思う。
④わからない	37件	・障がい者のいる家庭を把握しているが、どこまで家庭内に入っているのかわからない。

(5) 防災の取組について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・町内としての防災体制は、ほとんど構築されていない 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	11件	・各家庭や地域住民の意識は多少ずつ高くなってきてはいる。
②変わらない	50件	・防災訓練の参加者が少ない。
③悪くなった	5件	・町内として防災訓練そのものがない。 ・緊急時の非常連絡網が作られていない。
④わからない	13件	・誰もがわかるような避難行動の仕方について徹底されていないし、自分の立ち位置もよくわかっていない。

(6) 空き家、ゴミ対策について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・空き地や県道市道へのごみの不法投棄が多い 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	9件	・公園まわりのゴミ対策はよくなっていると感じる。
②変わらない	43件	・近所の様子にあまり変化が見られない。
③悪くなった	20件	・空き家の増加。道路に面した集積所への不法投棄の増加。
④わからない	11件	・空き家が増えるのは仕方がないと思う。ただ、他市町村から移ってくる人も増えないので、選ばれる町になるといいのだが。

(7) 民生委員・児童委員の権限と活動について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・コミュニティとの関わりが少ない 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	10件	・コミュニティの活動が多くなっています。その活動の中で町内の方々の顔がみられて、情報交換の場ともなっている。
②変わらない	51件	・独居の人が増加しており、今後に対応が必要。
③悪くなった	5件	・民生委員・児童委員のなり手がなく困っている地域が増えつつある。
④わからない	16件	・高齢者の方々は民生委員の活動等を理解されているようですが、20代～50代の方は、あまり知られていない。このままでは次期の担い手が見つかるかとても心配。

5. 障がい福祉事業者

(1) 新たなサービスを行う上での問題点や課題について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・重度障がい者を受け入れる生活介護事業所が少ない 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
②変わらない	12件	・現在、障がい福祉は人材不足でありながら、有資格者や経験のある人材を確保することが難しい。それにより受け入れにも影響がきていると考える。
③悪くなった	2件	・福祉活動が事業化になってきたように思う。
④わからない	9件	・現在あまり接点がないため、変化に気付けていない。

(2) 市において不足しているサービスについて

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・就労継続支援A型や就労移行支援事業所が少ない 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	1件	・相談員さんの力も借りて、サービスの利用ができています。
②変わらない	5件	・今回の報酬改定でA型事業所の運営が厳しくなったが、令和元年度よりもA型事業所の数は今後減少すると思う。
③悪くなった	7件	・A型事業所の存続が難しくなっているため、A型事業所は減っている。 ・移行支援事業は、短期間で就労に結び付ける人の利用になってくるので、利用しにくい面もある。
④わからない	10件	・利用希望者は多いが、職員確保が困難なため、これ以上施設を増やすことができない。金銭的支援がないことも原因の一つ。

(3) 地域移行、一般就労移行について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・入所施設からの地域移行の拡大は家族の意向もあり、円滑に進んでいるとは言い難い 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	2件	・市に基幹相談支援センターが開設されたことで、今後もどんどん良くなっていくと思う。
②変わらない	9件	・企業側の採用条件だけでなく、企業体力等含めて考えると以前と変わらない印象。

評価	件数	評価の理由（主な意見）
③悪くなった	1件	・利用者より事業所が主体となってきている。
④わからない	10件	・市は企業が少ないので、障がい者の手帳枠での就職も限られる。

（４）他の団体との連携について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・事業所が特別支援学校や特別支援学級と連携強化したい 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	5件	・生活支援部会で地域連携推進会議の勉強会も増えたことで、グループホーム同士が会う機会が多くなった。
②変わらない	6件	・部会や支援会議などがあるが、事業所同士の連携や交流の少なさは変わっていない。
③悪くなった	2件	・連携の必要性は理解できるのですが、「何を」という連携するための目的が不明確な印象を持っている。
④わからない	10件	・事業所同士の連携・交流に関して、それぞれの事業所のやり方、待遇等も違うので、交流はやりにくい。 ・支援者が少ないと交流の時間が取りにくい。

（５）障がい者を取り巻く地域社会のあり方について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・障がい者が安心して住める地域づくりを行政、民間が一つになって進める 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	4件	・令和6年度に津島市基幹相談支援センターが設置され、地域住民等からの相談が増えてきていると聞いている。
②変わらない	8件	・現状あまり変化を感じないが、地域連携推進会議の運営を通じ、事業者として地域に積極的に情報発信すべき。
③悪くなった	2件	・物価高騰生活のしづらさはきつくなりました。 ・便利な世の中になり、人とのつながりがさらに希薄になったと思う。
④わからない	9件	・活躍できる場の確認ができたり、機会があれば良いが、そういった場を自分は把握できていない。

(6) 市の福祉施策に関する要望について

■令和元年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋

- ・現在利用している事業所を辞めて、他の事業所を利用したいが、定員の問題で断られた 等

■令和元年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和6年度での評価

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	3件	・移動支援がとても使い勝手が良くなった。
②変わらない	7件	・福祉施設の整備等考えると、報酬改定による締め付けもあるが充実しているとは言いがたい。
③悪くなった	2件	・地域によって支援の質の差がより大きくなった気がする。 ・A型事業所が減少するのに対しすぐ動く方と違う方で対応がまちまち。
④わからない	10件	・行政主体のルールに従っているため、非常に不便。

(7) 市の福祉施策に関する問題点や要望について

件数	評価の理由（主な意見）
11件	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費が少ないため、職員を最低賃金で雇うことが困難。物価高騰により、良いサービスを提供・維持することが難しい。 ・地域で生きていきたいと思う当事者は多々いても、支援者との相性、支援者のやり方などで左右されることが大きいので、支援者の研修が大事だと思う。 ・福祉を勉強して、当事者に寄り添った支援ができる人材を増やすことも大事だと思う。

3 地区懇談会

- 地域福祉に関わる現状と悩みや困りごとを把握するため、令和6年2月から令和7年6月にかけて8小学校区で地区懇談会を開催しました。
 なお、いただいた意見は原則として原文のまま掲載しています。

地区懇談会の実施概要

回数（時期）	テーマ・内容
第1回 （令和6年2～6月）	ガイダンス、地域福祉の問題点の検討 ・趣旨及び概要説明 ・前回策定時で課題や問題であったことの現状の確認 ・意見交換「各小学校区における地域福祉の悩みや困りごと、問題点」 ・意見交換「課題に対する取組アイデア」
第2回 （令和6年11～12月）	地区の未来のあるべき姿の検討 ・趣旨及び概要説明 ・意見交換「地区の未来のあるべき姿、取組のアイデアの検討」
第3回 （令和7年1～6月）	地域主体の地域福祉活動のアイデア検討 ・意見交換「やってみたい取組の検討（①誰が②ターゲットは誰か③どのように④支援者・協力者は誰か⑤いつまでに）」

各小学校区での開催日時

小学校区	第1回	第2回	第3回
東小学校区	令和6年 2月20日（火）	令和6年 12月10日（火）	令和7年 3月11日（火）
西小学校区	3月7日（木）	12月6日（金）	2月7日（金）
南小学校区	2月14日（水）	11月13日（水）	3月12日（水）
北小学校区	2月19日（月）	11月18日（月）	1月20日（月）
神守小学校区	3月9日（土）	12月14日（土）	2月8日（土）
蛭間小学校区	2月25日（日）	12月15日（日）	2月9日（日）
高台寺小学校区	6月29日（土）	令和7年 6月28日（土）	
神島田小学校区	2月19日（月）	11月25日（月）	2月7日（金）

(1) 地域のつながり・コミュニケーションについて

テーマ	意見
人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・新加入住民（若い人）は働いていて交流が少ない。情報が無い。 ・地域によって関わりに差がある。 ・町内の関係が薄い。 ・町内役員と住民のつながりが希薄化している。
町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化で班の役を受けてくれる人がいない。 ・行事だけでなく町内会に入らない人が多い。（町費を払わない、入らなくていいという認識） ・班同士のコミュニケーションがない。
高齢者の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化で、繋がりはあるけど集まれない。
ゴミのマナーと 外国籍市民との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ捨てるのマナーが悪い。ゴミが放置されているので、カラスが多い。 ・外国の人は言葉の壁もありマナーが悪い人もいる。（ルールを知らない人もいる） ・ゴミ出しについて外国の方への案内が難しい。 ・マナーを教えたくても言葉が通じない。
交流の場、 お祭り、イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・町内役員、民生、コミュニティをまとめる団体や場がない。 ・お祭りはあるが参加する若い人は少ない。 ・地域行事に参加した経験がない。周知不足または参加者の意欲がないのか。もっと働きかけてもいいのではないかと。 ・盆踊りや香典がなくなった。

(2) 地域活動について

テーマ	意見
個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の個人情報、入所、出産等、知らないことが多い。隠される。 ・昔からいる方はわかるが、新しい住民さんのことがわからない。
なり手・担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足。参画の意識が低い。 ・働いている人は昼間の参加が難しい。 ・PTA、町内会への参加者が少ない。 ・役員のなり手がいない。

(3) 高齢者・障がいのある人について

テーマ	意見
交通	<ul style="list-style-type: none">・金銭面でタクシーが利用しにくい。・運転できなくなったあとの移動手段が課題。・コミュニティバスの本数が少なく移動しづらい。・外出手段が少ない。・公共交通機関が使いづらい。(時間帯が悪い)
災害・防災	<ul style="list-style-type: none">・発災時に必要な援助がしっかり届かない状況。・個人情報には難しいが、住宅地図の要援護者宅に色を付けるなど、名前の出ない方法で共有してはどうか。・知るべき要支援者の情報が開示されていない。

(4) こどもについて

テーマ	意見
少子化・子ども会	<ul style="list-style-type: none">・こどもが少なく、子ども会を廃止した。・子ども会を通じて地域の交流をしていた。少子化で交流が少なくなった。
お祭り・遊びの場	<ul style="list-style-type: none">・外で遊ぶこどもを見ない。・こどもの遊びの自由さがなくなっている。・盆踊りなどイベントに子ども会の協力を得られない。

(5) 地域の安心・安全について

テーマ	意見
災害・防災	<ul style="list-style-type: none">・断水は1週間以上のこともある。井戸水のマッピングがあるとよい。ただし井戸水は生活用のみ。飲料は不可。・町内会で2名程度防災リーダーがいるといい。・担い手となる若い世代の参加が課題。・小さい区分(町内単位)で災害時の行動を考えるべき。・防災担当の参加、なり手が少ない。

(6) その他

テーマ	意見
公共の整備	<ul style="list-style-type: none">・道路が悪い。(直してもすぐ悪くなる、歩道も狭く、足が悪いと危ない)・下水道の整備が進んで水路が使いにくくなった。・整備不良で、橋の道が狭くなっている。・注意喚起の標識があればいい。・永和駅に行く道が危ない。・コミュニティセンター(コミュニティ施設)に駐車場がない。
空き家	<ul style="list-style-type: none">・空き家について町内会長が把握して管理している。・空き家がさらに増えている。・持ち主がわからない空き家は雑草などが多い。火事が怖い。(持ち主がある所は定期的に草取り)・更地、空き家が増えている。

第2章 津島市の現状

6 各調査から見る津島市の課題

- 第2期の津島市地域福祉えがおのまち計画では、「地域での理解」、「地域での共生」、「地域での安心」を3つの基本方針にして、施策を進めてきました。そのため、基本方針ごとに現状と課題を把握し、今後の取組に反映していきます。

1 地域での理解

(1) 地域福祉の理解について

■現状や課題

- ・地域で支え合う意識を啓発するために、広報紙、ホームページ、SNS など様々な媒体や市社会福祉協議会の活動を通して啓発を進めてきました。
- ・市民アンケート調査では、市が力を入れて取り組むべきことに対して「地域で支え合い助け合う地域福祉の啓発」は、17.2%と2割弱の人は市が力を入れるべきと考えています。年代別では70代以上が高く、40代、10代～20代が全体から見て低い状況でした。小学校区別では神守地区、蛭間地区が高く、地域で支え合う意識の強さがうかがえます。地域福祉の意識はこのように年代・地区で違いがみられますが、今後も地域での支え合いを進めるためにも、地域福祉の理解を深める周知・啓発が必要となります。

→市の広報紙や市社会福祉協議会の「ふくしだより」、SNSなど継続した周知啓発

→若者、働く世代等を含めた全市民に対するさらなる周知啓発

(2) 支え合う意識について

■現状や課題

- ・地区懇談会では、少子高齢化を背景として、地域の関わりが減ってきていることや町内役員の担い手がいないなど様々な地域コミュニティの課題が話し合われました。
- ・市民アンケート調査では、市民が「協力できること」については、安否確認の声かけが75.3%と最も高く、ごみ出しやちょっとした買い物も50%を超えています。何らかのボランティア活動経験者は約2割にとどまっているため、活動していないが自分は協力できるという人の掘り起こしが課題といえます。地域コミュニティの課題の一つは人材不足であるため、地域の協力者を増やすため、様々な場面で、気軽に参加できるようなきっかけづくりが必要となります。

→地域で活動していない人を活動につなげるきっかけづくり

(3) わかりやすい福祉情報について

■現状や課題

- ・福祉情報を必要としている人が、必要な時にすぐ利用できるような情報提供が必要となります。
- ・団体アンケート調査の中の高齢者支援事業者への調査では、広報紙以外の情報手段の拡充（SNS や LINE 等）が課題とされていましたが、評価は「変わらない」「わからない」という意見もある中、「良くなった」という意見もみられました。
- ・市や市社会福祉協議会では、SNS での周知を課題にしており、ホームページやふくしだよりに加えて、Instagram を活用する等幅広い世代に対する工夫をしてきました。

→市と市社会福祉協議会による幅広い年代に向けた周知啓発の充実

2 地域での共生

(1) 地域活動の支援・活性化について

■現状や課題

- ・市では、8つの小学校区ごとに設立された地区社会福祉協議会において、地域の様々な団体や個人が協力し合いながら、「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という共通の目的のもとに多様な活動を進めています。
- ・コミュニティ推進協議会等の情報提供については、コミュニティ推進協議会が管理する SNS 等の支援をするほか、市が管理するホームページ・Facebook や市民活動情報誌「つし丸カフェ」で情報発信をしています。わかりやすい情報を広く届けることが課題となっています。

→小学校区における主体的な活動支援

→地域活動に関する周知・啓発の工夫

(2) 地域の担い手づくりについて

■現状や課題

- ・地区懇談会では、地域活動の担い手不足で班の役を受けてくれる人がいない等の課題があがっています。
- ・人口の推移をみると、総人口は減少しつつあり、65歳以上が占める割合を示す高齢化率は、令和7年に30.0%となっています。
- ・市社会福祉協議会のボランティア登録者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少したものの、現在は新型コロナウイルス感染症の流行前に戻りつつあります。

→既存の参加者に加えて、新しい参加者を増やす取組

(3) 地域の交流、居場所づくりについて

■現状や課題

- ・老人クラブは、高齢者の生きがいづくりにも貢献する組織ですが、令和3年4月には57団体ありましたが、令和7年4月には47団体へと減少しています。老人クラブの減少とともに会員数も減少しています。
- ・地域行事の減少や子ども会の解散など、こどもがますます地域活動の経験が少なくなっているため、地区懇談会では、こどもに対する地域の交流や居場所づくりのために、何ができるかが主要な課題となっていました。
- ・市では、高齢者の通いの場の活動支援、子育てに関する交流の支援、あいさつ運動等、各担当課が交流支援を行っています。また、市社会福祉協議会ではふれあいサロン等の立ち上げ支援、高齢者の交流支援、未就学児向けサロンの開催支援を行っています。

→地域のこどもから高齢者まで全世代の地域参加と居場所づくり支援

3 地域での安心

(1) 地域の相談体制の充実について

■現状や課題

- ・市民アンケート調査では、地域の課題として、「老老介護」、「ひきこもりへの対応」、「介護と子育てに同時直面」等複合的な課題も上がっている中、各課の取組として、関係部局が連携して対応してきました。

→複雑化・複合化した課題への対応

→窓口での連携によるスムーズな対応

(2) 保健・福祉サービスの充実

■現状や課題

- ・市民アンケート調査では、市が力を入れて取り組むべきこととして、「高齢者や障がい者（児）等の保健福祉サービスの充実」や「認知症の予防や認知症高齢者に対する医療・保健・福祉・介護の連携した支援」等が上位に入っており、保健・福祉サービスのニーズは高く、特に認知症高齢者への対応が求められています。

→保健・福祉ニーズに対するサービスの充実と認知症高齢者支援への対応

(3) 防災・防犯の充実

■現状や課題

- ・市民アンケート調査では、市が力を入れて取り組むべきこととして、「防災・防犯等の活動による安心安全なまちづくり」が最も高く、半数以上の方が防災・防犯の取組を支持しています。
- ・団体アンケート調査では、幼稚園・保育所・認定こども園では、防災や不審者に対する計画の見直しを図ったので良くなった、小・中学校では防犯カメラを設置されたため良くなった等の肯定的な意見がみられました。

→防災・防犯の意識の向上、さらなる取組の強化

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- 第5次津島市総合計画では、将来像を「～未来につなぐ～住んでみたい 住んでよかったまち 津島」としています。これは、市と関わりをもって暮らす多様な人々をつなぎ、一人ひとりが主人公になれるまちづくりを進めることで、まちに関わるすべての人の思いが詰まった、共感できるまちをめざすものです。
- 第2期津島市地域福祉計画えがおのまち計画では、市民、福祉関係者、団体、行政などが支え合い暮らすことのできる「地域共生社会」の考え方を踏まえ、「みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま」という基本理念を掲げられました。
- この基本理念は、総合計画と同じ方向をめざすものであり、地域福祉の支え合いの充実を図り、“住んでよかった”とみんなが笑顔になるまちを引き続きめざしていく必要があります。
- そのため、「みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま」を本計画においても継承し、この基本理念に基づいて、各種施策を展開していきます。

基本理念

みんなでつくろう 笑顔あふれる
共生のまち つしま

第3章 計画の基本的な考え方

2 基本方針

基本方針Ⅰ 地域での理解

- 地域には様々な人が暮らしていますが、その人の立場に立ち、少しでも自分に何ができるかと関心を持ったとき、それは地域福祉の第一歩となります。
- 市では、地域福祉の理解につながるように地域の現状や地域活動の情報提供などを行い、市民が知るきっかけをできるだけ増やし、理解を深め、地域で支え合う意識の共有をめざしていきます。

基本方針Ⅱ 地域での共生

- 地域には様々な福祉ニーズがあり、複雑化・複合化してきています。問題を抱えて困っている人に対して、周りの住民や地域の支援者、市や市社会福祉協議会等が連携して寄り添い、支えることが課題となっています。
- 市では、関係機関や団体との連携を強化するとともに、地域のコミュニティ推進協議会、地区社会福祉協議会等の活動主体の支援、ボランティア育成等を進めて、支援の必要な人を包み込む共生のまちをめざしていきます。

基本方針Ⅲ 地域での安心

- 住み慣れた地域で安心して暮らすことはすべての人の願いです。市民アンケート調査でも特に防災・防犯等の活動による安心・安全なまちづくりが求められていることがわかります。
- 市では防災・防犯のみならず、必要な時に必要な相談ができる環境づくりや日常生活を支える介護保険サービス、障がい福祉サービス、子育て支援事業等様々な福祉サービスの充実により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をめざしていきます。

第3章 計画の基本的な考え方

3 施策体系

- 本計画は、基本理念を実現するための3つの基本方針に対し、11の基本目標を設定しました。また、基本方針ごとに特に重要な基本目標を1つ設定し、【重点】と表しました。

基本理念	基本方針	基本目標
みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま	I 地域での理解 ～地域福祉の理解を深め、地域で 支え合う意識を共有しよう～	1. 地域で支え合う意識の啓発【重点】
		2. 福祉教育の推進
		3. 情報提供の充実
	II 地域での共生 ～支援の必要な人を包み込む共生 のまちをめざそう～	1. 支え合いのまちづくりの推進【重点】
		2. 地域における包括的支援の充実
		3. 権利擁護の推進
		4. 地域福祉の担い手づくりの推進
		5. 生きがいづくりと交流の推進
	III 地域での安心 ～誰もが住み慣れた地域で安心して 暮らせる環境をつくろう～	1. 相談体制の充実【重点】
		2. 保健・福祉サービスの充実
		3. 防災・防犯の推進

第4章 基本計画

I 地域での理解

～地域福祉の理解を深め、地域で支え合う意識を共有しよう～

1. 地域で支え合う意識の啓発【重点】

<現状と課題>

- 市では、地域福祉の理解を深めるために、広報紙やホームページ、SNS 等での情報提供や各種イベントを開催し啓発を進めています。
- 市社会福祉協議会では、「ふくしだより」に地区社会福祉協議会の活動を掲載しています。また、ホームページや Instagram でイベントの周知を行う等、情報提供の充実に努めています。
- こども・高齢者・障がいのある人等に対する人権問題については、人権・男女共同参画に関する講座や講演会を実施しています。虐待防止等に関しては、広報紙や SNS 等での周知啓発に努めています。
- 市民アンケート調査では、「地域福祉とはどのようなことだと思うか」について、「互いに助け合うこと」が 58.4%と最も高くなっており、地域で支え合う意識の高さがうかがえる結果となっています。
- 広報紙やホームページ、SNS 等を通じて周知啓発を行うとともに、年代や地区に合わせた情報提供や各種イベントを開催する必要があります。
- また、様々な人権問題に関する情報提供を行い、各関係機関との連携を図りながら人権リスク（人権侵害）の未然防止、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

<目標値>

指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和12年度
近隣の人と日頃から助け合っている人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	15.7%	18.7%

(1) 地域福祉の意識啓発

◆ 市の取組

	取組	内容
①	広報紙等を通じた周知啓発の充実【重点】	広報紙やホームページ、回覧板、各種講演会やイベント等を活用して、地域福祉についての理解や認識が深まるよう周知啓発に努めます。 また、SNSの活用など、効果的な周知啓発に努めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ふくしだより、ホームページ、Instagram等の充実【重点】	「ふくしだより」やホームページ、Instagram等の内容を充実し、啓発活動を行うとともに、福祉情報の提供の充実に努めます。
②	イベントでの啓発、活動の情報提供【重点】	各種イベントにて、地域福祉の啓発や市社会福祉協議会の取組や地区社会福祉協議会活動などの地域福祉活動の情報提供を行います。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ、SNS等で情報を集めましょう。 ・講演会やイベント等に積極的に参加し、地域福祉について理解を深めましょう。

(2) 人権尊重に対する理解促進と社会参加の推進

◆ 市の取組

	取組	内容
①	人権に関する啓発活動	津島市ファミリーシップ宣誓制度を制定したことから、市民等に周知啓発を行います。 また、人権・男女共同参画に関する講座等を実施し、人権問題の正しい理解と人権尊重意識の普及と啓発を図ります。
②	南文化センターを拠点とした社会参加の支援	南文化センターにおいて、様々な人権問題への関心と理解を深める情報を発信するとともに、地域の交流事業や高齢者を対象とした生活課題の解決に資する事業などを展開し、地域住民の社会参加を支援します。

	取組	内容
③	虐待防止に関する施策の推進	こども・高齢者・障がいのある人に対する虐待や、配偶者等からのDVを防止するため、さらなる周知啓発を行います。また、虐待を防止することや適切な早期対応が可能となるよう、関係機関や地域等との連携強化を図ります。

2. 福祉教育の推進

<現状と課題>

- 市では、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるため、学校・保護者・地域が協働して地域活動やボランティア活動等の体験活動を実施しています。
- 市社会福祉協議会では、福祉教育への理解を深め、障がいの有無にかかわらず共に生きる力を育めるよう福祉実践教室を開催しています。
- 市民アンケート調査では、福祉教育を行う上で有効な方法として「高齢者や障がい者（児）等との交流」が 44.9%と最も高く、以下「地域行事での福祉体験」と続いています。また、こどもたちの福祉の心を育てるための取組として「できるだけたくさんの体験活動を学校で行う」が 53.4%と最も高くなっています。
- 高齢者や障がい者（児）等との交流や福祉体験活動を通じて、こどもたちに福祉へ関心をもってもらえるように、家庭・学校・地域住民・町内会・福祉施設等と連携して取組を行う必要があります。

<目標値>

指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和12年度
福祉教育実施学校数	10校	16校

(1) 学校等における福祉教育の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	豊かな社会性を育む 地域学習・体験活動 や生涯学習の推進	児童・生徒の豊かな人間性や社会性、地域への愛着を育み、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、保護者・学校・地域が協働して地域活動やボランティア活動等の体験活動を推進します。 また、地域課題などに応じた生涯学習の機会や内容の充実を図るとともに、学習成果を地域に生かすための支援に努めます。
②	福祉教育の充実	児童・生徒にノーマライゼーションの理念を普及し福祉意識を高めるために、市社会福祉協議会などと連携し、障がいのある人の日常生活に根ざした体験学習やワークショップに取り組むなど、小中学校等において、児童・生徒の発達段階に合わせた福祉教育の充実を図ります。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	福祉教育への支援	市内の小中高校が実施する、障がいのある人や高齢者などへの理解促進を図るための福祉実践教室に対して助成を行います。児童・生徒の成長に合わせたカリキュラムで、体験を重視した学習内容の充実に努めます。

◆ 地域や市民の取組

取組のポイント	
	・ 地域活動や体験学習等に積極的に参加しましょう。

3. 情報提供の充実

<現状と課題>

- 市では、広報紙やホームページに福祉情報の掲載をしていますが、SNS 等の新たな情報ツールでの提供が課題となっています。
- 市社会福祉協議会では、「ふくしだより」の内容を工夫する等、幅広い年代の方にわかりやすく伝わるように努めてきました。
- 市民アンケート調査では、自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているかについて、『できている』（「十分できている」と「概ねできている」の計）は 16.0%となっており、情報が入手できていないことがうかがえます。また、情報の入手方法について、「市の広報」が 59.4%と最も高くなっており、以下「社会福祉協議会の「ふくしだより」」、「町内会の回覧板」と続いています。「インターネット（ホームページ・SNS 等）」は 30 代で 51.2%となっており、今後もニーズは高くなると考えられます。
- 情報をよりわかりやすく提供できるよう SNS 等のツールを活用するとともに、ホームページや「ふくしだより」の内容等の充実を図ることが求められます。

<目標値>

指標	現状値	目標値
	令和 6 年度	令和 12 年度
必要な福祉サービス情報を十分入手できている人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	16.0%	19.0%

（1）わかりやすい福祉情報の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	わかりやすい福祉情報の提供の充実	ノーマライゼーションの理念を踏まえて、ホームページの見直しや掲載内容の充実等に努め、わかりやすい情報提供を進めます。 また、SNS など新たな情報ツール等の活用にも取り組みます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ふくしだより、ホームページ、Instagram等の充実	福祉情報を必要とする人が、必要なときに活用できるよう、「ふくしだより」やホームページ、Instagramの内容・掲載方法を見直し、わかりやすい情報提供に努めます。

◆ 地域や市民の取組

取組のポイント	
	・ 広報紙やホームページ、SNS等で情報を集めましょう。

第4章 基本計画

Ⅱ 地域での共生

～支援の必要な人を包み込む共生のまちをめざそう～

1. 支え合いのまちづくりの推進【重点】

<現状と課題>

- 市では、市民活動情報誌「つし丸カフェ」やホームページ、Facebook でコミュニティ推進協議会等の情報提供に努めています。
- 市社会福祉協議会では、地域福祉活動に関する情報提供を行うとともに、コミュニティ推進協議会と一体となって、各小学校区の課題解決に向けて出前講座等を実施しています。
- 市民アンケート調査では、コミュニティ推進協議会の活動に参加している方は43.8%となっており、町内会や子ども会、催し等のお手伝いで参加しています。
- 民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 団体等、様々な主体との連携強化を図り、コミュニティ推進協議会の活動についての周知・啓発の工夫を行うとともに、各小学校区における支援活動の充実を図る必要があります。

<目標値>

指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和12年度
ボランティア活動をしている（過去にした）人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	22.0%	25.0%
コミュニティ推進協議会活動に参加している人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	43.8%	52.5%

(1) 地域活動の支援・活性化

◆ 市の取組

	取組	内容
①	地域活動に関する情報発信の支援	地域住民の地域活動への関心を高め自主的な参加・協力を促すため、市民活動情報誌やホームページなどを通じてコミュニティ推進協議会をはじめとする地域活動の状況等を掲載します。 また、各団体の情報誌を市役所等の市民活動情報コーナーに設置するなどして、活動の周知・啓発に取り組みます。
②	コミュニティ推進協議会同士の交流・情報交換の場の提供【重点】	各コミュニティ推進協議会における地域性を踏まえた独自の活動内容や運営上の工夫や課題を教え合う等、情報を共有する機会を提供します。
③	既存の公共施設の有効活用	コミュニティ推進協議会等の地域の各種団体が、身近な場所で気軽に地域住民の交流や地域活動を活発に行えるよう、既存の公共施設を有効活用し、活動の場の確保を図ります。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	地域福祉活動に関する情報提供	地域住民の地域福祉活動を促し、他の地域の取組状況等について「ふくしだより」やホームページ、Instagramに加え、地域住民が日常的に利用するコミュニティセンターでの掲示等、情報提供の充実を図ります。
②	コミュニティ推進協議会の活動支援	コミュニティ推進協議会の活動に積極的に関わるとともに、地域の依頼に応じて市社会福祉協議会から講師を派遣し、障がいや認知症をはじめとした学習機会を提供し、地域福祉への理解促進を図ります。 また、福祉部会を窓口にも、地域の課題を共に見つけ出し、解決に向けた取組を進めます。

◆ 地域や市民の取組

取組のポイント	
	・ 地域づくりを我が事として捉え、地区懇談会や研修会などに参加しましょう。

(2) 地域の関係機関等との連携強化

◆ 市の取組

	取組	内容
①	地域の関係機関等との連携	コミュニティ推進協議会等の地域組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等の福祉関係事業者、企業等の一般事業者、学校、コミュニティ・スクール、ボランティア、NPO団体等、様々な主体との連携強化を図り、地域福祉活動の活性化に努めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	地域福祉活動計画の周知	地域福祉への理解を得られるよう、地域福祉活動計画の周知を図ります。
②	地区社会福祉協議会との連携・協働【重点】	地域住民が協力して福祉活動に取り組むことができるよう勉強会等を開催するとともに、地区社会福祉協議会が実施する事業に共に取り組みます。
③	会員募集、共同募金活動【重点】	人と人が互いに支え合う地域とするため、市社会福祉協議会会員を増やし、共同募金活動に取り組みます。 また、地域福祉活動事業の原資となる会費及び共同募金の利用方法を市民、企業、事業所等へ周知し、互いに支え合う意識の育成に努めます。

2. 地域における包括的支援の充実

<現状と課題>

- 生活困窮者自立支援事業の中で、ひきこもりの状態にある人やご家庭から相談を受けて一般就労前の準備期間としての就労支援や、社会資源につなげられるような支援を行っています。
- 自殺予防への取組では、市民への相談窓口の周知が課題となっています。また、ゲートキーパー養成講座の受講者数が減少していることから、講座への参加を呼びかけ、地域の見守り体制の強化を図る必要があります。
- 市社会福祉協議会では、「ふくしだより」やホームページ等で生活困窮者の状況に応じた様々な情報提供を行っています。経済的に困窮している人への相談支援では、就職氷河期世代や高齢者の相談者が増加しています。
- 市民アンケート調査では、経済的に困窮し、生活が困難になったときに必要と思われる支援として「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」が56.9%と最も高くなっており、年代別では就職氷河期にあたる50代で割合が高くなっています。
- 支援が必要な人に切れ目のない支援を行うため、地域包括支援センター等の関係機関との連携強化が求められます。

<目標値>

指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和12年度
生活困窮者自立支援事業の新規相談実人数	147人	210人

(1) 生活困窮者への自立支援

◆ 市の取組

	取組	内容
①	生活困窮者の自立支援	民生委員・児童委員や関係機関との連携・協力により、生活困窮者の生活実態の把握に努めるとともに、自立を促すために就労に向けた支援等に努めます。

	取組	内容
②	ひきこもりの相談支援	生活困窮者自立支援事業の中で、8050 問題をはじめとするひきこもりの状態等の把握に努め、福祉・教育等の関連部署及び関係機関と連携を図りながら、支援に取り組みます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	生活福祉資金貸付の相談	福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金等の貸付けと、必要な相談支援を行い、安定した生活が送れるよう支援します。
②	くらし資金貸付の推進	生活困窮者自立支援事業等と連携を図り、生活再建までの必要な生活費用を一時的に貸し付けます。
③	法外援護支援	災害や疾病等による不測の支出を要する生活困窮者に生活費・治療代を貸し付ける等の支援を行います。
④	貸付制度の周知	「ふくしだより」やホームページ等にて、生活福祉資金などの貸付制度について周知に努めます。
⑤	生活困窮者に対する相談支援	<p>【市からの受託事業】</p> <p>○生活困窮者自立支援事業</p> <p>経済的に困窮している人やひきこもり状態にある人等、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し、関係機関と連携しながら包括的に、自立した生活を送れるよう支援します。</p>

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・困っている人や悩んでいる人がいたら、見守りや声かけをして、市の相談窓口や民生委員等、身近な支援があることを伝えてみましょう。

(2) 自殺予防対策の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	こころの健康づくり	保健センターや国、県等の相談窓口を周知するとともに、相談支援体制の充実を図ります。 また、自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）及び気軽にメンタルチェックができる「こころの体温計」の周知に努めます。
②	ゲートキーパーの周知・活動支援	広報紙やホームページ、SNS 等により、ゲートキーパーの重要性を周知し、ゲートキーパー養成講座を開催します。 また、悩みを抱えた人と接する機会が多い団体には、団体に即した内容の講座を開催することにより、ゲートキーパーとしての活動を支援します。

3. 権利擁護の推進

<現状と課題>

- 福祉サービスの利用による財産や金銭の管理を支援するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の周知や利用を促進し、権利擁護の支援体制を強化しています。
- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深めています。
- 市民アンケート調査では、成年後見制度の認知度について「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が 41.4%と最も高く、制度を知らないと回答した人は 29.7%となっており、制度の認知度が課題となっています。
- 成年後見制度等の周知を図り、市社会福祉協議会と連携し市民が気軽に相談できるような支援体制を強化していく必要があります。

<目標値>

指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和12年度
日常生活自立支援事業の相談件数	5件	35件
認知症サポーター養成講座の受講者数	225人	450人

(1) 権利擁護の推進

◆ 市の取組

	取組	内容
①	権利擁護の推進	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が地域で自立して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用援助や、財産や金銭の管理を支援するために、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの利用を促します。 また、成年後見制度の周知を図り、必要とする市民へ情報提供を行います。
②	認知症に関する理解の促進	認知症の人を抱える家族介護者をサポートするために、地域包括支援センターと連携し、本人及び家族介護者への支援に努めます。 また、認知症サポーター養成講座を開催し、地域住民の認知症に対する正しい理解を深めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	日常生活の自立に向けた支援	日常生活に不安を抱えている認知症の人や知的障がい・精神障がいのある人に対し、地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理に取り組めます。
②	成年後見制度利用の支援	権利擁護支援を必要としている人や、制度の概要を知りたい人などに対して、成年後見制度の説明を行うなど成年後見センターと連携してサポートします。
③	地域包括支援センターとの連携	悪徳商法や虐待等の困難なケースに対応するため、地域包括支援センターと連携し、幅広い相談支援に取り組めます。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業や成年後見制度について理解を深めましょう。 ・認知症の人や知的障がい・精神に障がいのある人等に見守りや声かけをして、普段と違う様子に気づいたときは、市役所等に連絡しましょう。 ・認知症に対する正しい知識・理解を深めましょう。

4. 地域福祉の担い手づくりの推進

<現状と課題>

- 市民活動やボランティア活動への理解や関心を深めるため、世代間交流やボランティア団体同士の交流を行っています。また、ボランティア活動等の体験を通じて地域の担い手の育成に努めています。
- 市民アンケート調査では、ボランティア活動へ積極的に参加する上で必要なことを聞いたところ、「時間的に負担の少ない活動」が 34.6%と最も高く、以下「活動に関する広報・情報提供」、「体力的に負担の少ない活動」となっています。
- 担い手の育成と新たな担い手を確保するために、活動内容の情報提供、各種講座や交流会を開催するとともに、気軽に参加できるような体制を整備する必要があります。

<目標値>

指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和12年度
ボランティア登録者数	1,486人	1,600人
ボランティアコーディネート件数	32件	35件

(1) 市民活動・ボランティア活動の支援

◆ 市の取組

	取組	内容
①	市民活動に関する支援	市民活動に関する理解と関心を深め、市民参加のまちづくりを推進するため、公益活動団体についての情報提供や、講座等の開催、団体間の情報交換の場の提供等の支援に取り組みます。
②	青少年ボランティアの育成	青少年に対し、体験活動やボランティア活動の相談及び情報提供を行い、青少年の地域社会での活躍を促進します。また、活動を通じて地域における様々な年代と交流することにより、地域への理解・関心を持った担い手の育成につなげます。

	取組	内容
③	介護支援ボランティアの充実	ボランティアを通じて社会参加しながら、介護予防や健康増進に取り組むことを目的とした介護支援ボランティア制度について、制度の周知や活動の受け皿の拡充によるニーズや担い手の掘り起こしを進め、活動の場を広げます。
④	認知症サポーターの養成	市職員や老人クラブ、民生委員、協同組合等の高齢者と接する機会が多い事業所をはじめ、小中高の学生などの若い世代に対しても、認知症に対する正しい理解と普及を図るために、認知症サポーター養成講座を開催し、支援者の拡充を進めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ボランティアセンター機能の充実	ボランティア活動の周知を図り、ボランティア活動希望者の登録を促します。 また、ボランティア団体同士の交流促進や、ボランティア活動を必要とする企業や事業所等とのマッチングを支援するなど、コーディネート機能の強化に努めます。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関心のあるボランティア活動について情報収集をしましょう。 ・ ボランティア活動等に参加しましょう。

5. 生きがいづくりと交流の推進

<現状と課題>

- 市では、こども・高齢者・障がいのある人だけでなく、すべての地域住民が生きがいをもって過ごすことができるよう、住民同士が関わり合う機会をつくっています。
- 市民アンケート調査では、“地域活動経験者”の地域活動の内容について「町内会の活動」が84.5%と最も高く、以下「子ども会の活動」と続いています。また、近所付き合いについて、「日頃から助け合っている」人や「気の合った人とは親しくしている」人は、年代が上がるにつれ増加傾向にあります。「あいさつはする」は、10・20代が最も高く、若い世代でも、一定の関係性が保たれている様子がうかがえます。
- 近所付き合いの中で、住民一人ひとりが日常的にあいさつや声かけをすることで、地域のつながりや信頼関係を築くことができます。

<目標値>

指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和12年度
「住民同士のふれあいや交流」の状況が良い（大変良い）と回答した人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	10.5%	13.5%
ふくししくん広場参加者数	146人	200人

(1) 生きがいづくりと交流の推進

◆ 市の取組

	取組	内容
①	老人クラブの活動支援	高齢者が生きがいをもって暮らしていくため、老人クラブの活発な活動を支援します。
②	通いの場への支援	身近な場所やコミュニティで気軽に参加でき、地域住民の交流を促進するための場として、地域の力を活かせるような高齢者の通いの場を支援します。
③	子育てに関する交流の場への支援	子育ての孤立を防止するため、子育てサークルの立ち上げを支援するとともに、子育て世代の親同士の情報交換やこども同士の友達づくりができるような場づくりを進めます。また、子育て支援に関する情報提供を通じて、子育て支援センターの活動内容等への理解促進を図ります。

	取組	内容
④	あいさつ運動の推進	助け合いや見守りのある地域づくりに向けた第一歩として、小中学校でのあいさつ運動や、防犯活動等の地域活動におけるあいさつ運動を着実に推進し、気軽に声をかけ合える関係づくりを進めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ふれあいサロンの立ち上げ支援	子育て中の親子や高齢者、障がいのある人たちが気軽に交流できる集いの場を、ボランティアや地域住民が連携して立ち上げられるよう支援します。 また、サロンと対象となる事業者を結びつける等、サロンの運営を支援します。
②	高齢者の交流支援	市内在住の高齢者を対象に、演劇などを楽しむ機会を提供し、外出のきっかけづくりを進めるとともに、集いを通じた新たな交流の促進を図ります。
③	未就学児向けサロンの開催	未就学児同士がおもちゃ遊びを通じて社会性を身につけお互いを認め合うとともに、保護者同士の交流の場になるようボランティア活動の場としても生かしながら、支援内容の充実と利用促進を図ります。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民と声をかけ合いましょう。 ・老人クラブやふれあいサロン等の地域活動に参加しましょう。

第4章 基本計画

Ⅲ 地域での安心

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～

1. 相談体制の充実【重点】

<現状と課題>

- 市では、地域包括支援センターやこども家庭センター、子育て支援センター、基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業所等で相談内容に応じた支援をしています。近年は、高齢者からの相談が増加していることに加え、老老介護・ひきこもり・生活困窮者等への複合的な支援が求められています。
- 市民アンケート調査では、困ったときの相談相手について「家族・親族」が86.6%と最も高く、以下「友人・知人」、「医療機関」と続いています。一方、市社会福祉協議会は1.7%、地域包括支援センターは3.0%にとどまっています。
- こども・高齢者・障がいのある人への相談支援体制について、市社会福祉協議会等の相談窓口に関する情報を広報紙やホームページ、SNS等で発信し支援につなげていくことが大切です。
- 複合的な課題をもつ市民が適切な支援を受けられるよう、各関係機関への情報提供や支援方法を見直し、連携体制を構築する必要があります。

<目標値>

指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和12年度
困りごとがあるとき行政（市役所など）に相談する人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	4.5%	7.5%
困りごとがあるとき社会福祉協議会に相談する人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	1.7%	4.7%

(1) 相談体制の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	高齢者への相談体制の充実【重点】	市内3か所に設置した地域包括支援センターにおいて高齢者に関する幅広い相談に応じ、情報提供や介護サービスの利用支援等を行うとともに、保健・医療関係者等との連携による相談体制の充実を図ります。
②	子育てに関する相談体制の充実【重点】	子育てに対する不安を少しでも緩和できるよう、こども家庭センターや子育て支援センターを中心に困りごとや気軽な相談に対応できる関係窓口の連携強化に努めます。また、保健師等との連携や情報共有を図り、保護者が利用しやすい相談窓口の拡充に努めるなど、相談体制の整備を進めます。
③	障がいのある人への相談体制の充実【重点】	市社会福祉協議会に設置した基幹相談支援センターにおいて、障がいのある人からの相談に対応できるよう情報提供や福祉サービスの利用支援等を行うとともに、保健・医療・教育機関等との連携強化を図り、相談体制の充実に努めます。
④	心身・健康に関する相談体制の充実	療育が必要な親子が安心して支援を受けられるよう市社会福祉協議会と連携し、児童発達支援事業の利用や、保健・医療関係者との連携による相談体制の充実を図ります。
⑤	南文化センターにおける自立の支援	南文化センターにおいて、地域巡回等により地域住民の生活課題を把握するとともに、市社会福祉協議会やボランティア等と連携し、住民の自立に向けた支援を進めます。
⑥	民生委員・児童委員の周知啓発	地域の身近な相談相手として、市民と行政をつなぐ役割を担う民生委員・児童委員について、周知・啓発に努めます。また、相談内容に応じた適切な支援につなげられるよう、民生委員・児童委員に対して各種制度の説明等を行い、理解促進を図ります。
⑦	複合的な課題への対応【重点】	老老介護やひきこもり、ヤングケアラー、生活困窮など複合的な課題を抱える市民に対し、福祉分野に限らず庁内部局からの情報提供をもとに、関係部局が連携して対応します。また、複数のリスクを抱える家庭には、庁内関係部局が情報や支援方針を共有し、役割分担を行うことで、適切な支援が行える体制づくりに努めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ふくし総合相談窓口の充実	福祉に関して、どこに相談したらよいかわからないことや悩みごとの相談、生活上の不安などを受け止め、一人ひとりに合った解決法と一緒に考え、必要に応じて適切な支援機関へつなぐ支援を行います。

	取組	内容
②	弁護士・司法書士相談窓口の充実 【重点】	弁護士や司法書士による法的かつ専門的なアドバイスが受けられる窓口を整備し、問題の早期解決を支援します。
③	障がいのある人への相談体制の充実	地域における障がい福祉の相談・支援の中核機関として、地域の実情に応じた総合的かつ専門的な相談支援を行います。

◆ 地域や市民の取組

取組のポイント	
	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みや困りごとがあったら、市役所や市社会福祉協議会等に相談しましょう。 ・健康に関することは、必要に応じてかかりつけの医療機関に相談しましょう。

2. 保健・福祉サービスの充実

<現状と課題>

- 市では、すべての市民が住み慣れた地域で健康に暮らせるよう、多様なニーズに応じた保健・福祉サービスの充実に努めています。
- 市民アンケート調査では、市として力を入れて取り組むべきことについて「必要な福祉サービスの情報提供の充実」、「認知症の予防や認知症高齢者に対する医療・保健・福祉・介護の連携した支援」は上位を占めています。また、「地域における見守りや支え合いの充実」は33.6%、「高齢者や障がい者（児）等の保健福祉サービスの充実」は33.9%となっており、各種支援体制の充実に希望していることがうかがえます。
- こども・高齢者・障がいのある人をはじめ、すべての市民が必要な支援を受けられる保健・福祉サービスの支援体制の充実と、医療・保健・福祉・介護のサービス事業所等の提供体制の構築が求められます。

<目標値>

指標	現状値	目標値
	令和7年度	令和12年度
「住み慣れた場所で暮らし続ける仕組みづくり」に満足（やや満足）している人の割合（市民意識調査）	22.7%	23.0%

(1) 地域包括ケア体制の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	地域包括ケア体制の充実	高齢者など誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、地域包括支援センターの機能を強化します。 また、医療や保健・福祉・介護等の専門機関と地域が連携し、地域全体で介護や在宅医療の拡充に向けて地域包括ケアシステムの体制の充実を図ります。

◆ 地域や市民の取組

取組のポイント	
	・支援が必要な方が安心して暮らせるよう、地域のみんなで情報を共有し、支え合っ ていきましょう。

(2) 保健・福祉サービスの充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	高齢者福祉の充実	日常生活において支援の必要な高齢者が、地域で自分らしく暮らすことができるよう、ニーズに応じた介護保険サービスの提供を図ります。 また、要介護状態になることを予防し、自立した生活を続けられるよう、介護予防について普及・啓発に努めます。
②	子育て支援の充実	安心して子どもを育てることができるよう、保護者の子育ての負担を軽減するとともに、就労と家庭の両立を支援するため、多様なニーズに対応できる体制の構築を図ります。
③	障がい者福祉の充実	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、ニーズに応じたサービスの提供の充実を図ります。 また、障がいの多様化や本人及び介助者の高齢化等に対応できるよう、すべての障がい者・障がい児に相談支援専門員による支援をします。
④	健康づくりの支援	いつまでも健康に暮らせるよう、生活習慣病の発症予防や、がん等の早期発見に努めます。 また、日ごろの定期健（検）診の重要性を周知するとともに、特定健診、がん検診等の受診勧奨及び精密検査の受診率向上に努めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	高齢者福祉・介護保険の利用推進	<p>ケアマネジャーによるケアプランの作成をはじめ、制度以外のサービスの説明や手続きを支援する等、要介護及び要支援者が安心して介護サービスを利用できるよう支援に努めます。</p> <p>また、介護保険や障がい福祉サービス等の公的サービスでは対応できない困りごとの相談対応等、在宅で安心して生活が送れるよう支援に努めます。</p> <p>【市からの受託事業】</p> <p>○介護支援ボランティア事業 高齢者自らが生きがいをもって生活できるよう、ボランティア活動に取り組むことをコーディネートするとともに、参加しやすい環境づくりと、ボランティア登録者の拡充に努めます。</p> <p>○生活支援コーディネーター事業 生活支援・介護予防サービス提供体制を整備するため、地域の課題や社会資源の把握、ネットワーク化等、他機関と連携を図り地域福祉の向上に努めます。 また、つしま家事サポーター（生活支援の担い手）の養成等を行うとともに、サービスが必要と市が認めた人に生活援助を実施します。</p>
②	子育て支援の充実	<p>家族間の交流や福祉学習の機会として社会見学を開催するとともに、障がいの有無にかかわらず子育て世代の親子等が共に参加できる機会の提供に努めます。</p> <p>また、子育てに関する困りごとや悩みを相談しやすい環境を整備し、育児世帯の負担軽減につなげる支援に取り組みます。</p>
③	障がい者福祉の充実	<p>障がい福祉サービス等の利用に関する相談対応や計画の作成等、支援が必要と認められる人の課題解決に努めます。</p> <p>また、視覚に障がいのある人を含め、支援を必要とする人のご自宅にヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行う等、適切なサービス利用により自立した生活が送れるよう、サービスを提供します。</p> <p>【市からの受託事業】</p> <p>○障がい者相談支援事業（一般的な相談の窓口） 障がいのある人の相談に応じ、情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。</p> <p>○津島市基幹相談支援センター事業 地域における障がい福祉の相談・支援の中核機関として、地域の実情に応じた総合的かつ専門的な相談支援をはじめ、相談支援体制の強化や地域移行・地域定着の促進、権利擁護や虐待防止に関する啓発活動に取り組みます。</p>

(3) 移動支援の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	外出・移動支援の充実	駅、買い物施設、公共施設等を巡回するふれあいバスの運行体制や車両の見直しを進めるとともに、おでかけタクシーの活用により、移動制約者の日常生活の移動手段の確保に努めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	車いすの貸出し	市在住で介護保険での貸出しが利用できない介護度の人や、病気やけがなどで短期的に必要な人を対象に、日常生活の便宜や社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的に、車いすの貸出しを行います。
②	福祉車両の貸出し	市在住の車いす使用者を対象に、日常生活の利便性向上と社会福祉の向上を図ることを目的に、福祉車両を必要とする方へ貸出しを行います。
③	移動支援の充実	障がいのある人に対し、冠婚葬祭、教育・文化的活動など社会生活上必要な外出や、観劇などの余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

(4) サービスの評価と改善

◆ 市の取組

	取組	内容
①	社会福祉法人に対する指導監査の充実	市が所管する社会福祉法人に対する指導監査を引き続き実施し、法人の効率的な運営と質の確保を図ります。
②	サービス事業者の質の向上	介護保険サービス事業者や障がい福祉サービス事業者の資質向上を図るため、勉強会等を開催するとともに、事業所間の連携強化に努めます。
③	第三者評価事業の推進	福祉施設や事業所、保育所等におけるサービスの質を高めるため、第三者機関による評価事業の実施を促します。

3. 防災・防犯の推進

<現状と課題>

- 市では、避難行動要支援者制度の周知のほか、防災訓練、防災学習講座、その他の各種防災イベントの実施を通じて、防災意識の向上を図っています。また、市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営・訓練等に取り組み、災害発生時に迅速かつ円滑な支援を行う体制の整備を進めています。
- 犯罪抑止やこどもの登下校時における安心・安全を守るため、関係機関と連携し、自主防犯パトロールや見守り活動等に取り組んでいます。
- 市民アンケート調査では、市として力を入れて取り組むべきことについて「防災・防犯等の活動による安心安全なまちづくり」が 57.6%と最も高くなっていることから、市民の防災・防犯への意識の高さがうかがえます。
- 防災・防犯は市民の関心が高いことから、防災・防犯の意識向上に努めることが必要です。

<目標値>

指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和12年度
「防災（災害時の体制整備）」の状況が良い（大変良い）と回答した人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	14.0%	15.9%
「防犯（犯罪の少なさ）」の状況が良い（大変良い）と回答した人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	32.5%	39.8%

（1）地域防災力の向上

◆ 市の取組

	取組	内容
①	防災に対する啓発活動	災害による被害抑止の補助や防災に関する情報発信やイベント等を通じた啓発活動により、日頃から家庭や地域で備えることの必要性等について意識啓発を図ります。 また、こどもの防火・防災意識を高めるため、小中学校において避難方法を学ぶ煙体験を通じた啓発活動を実施し、防火・防災教育の充実を図ります。

	取組	内容
②	地域ぐるみの防災訓練や防災講演会等の開催	災害発生時に的確な避難行動がとれるよう、自主防災会等と連携し、子どもや若年層も参加する防災訓練を実施します。また、防災の専門家による防災講演会を開催し、住民の防災意識向上を図ります。
③	医療救護所立ち上げ訓練の支援	災害時に迅速に医療救護所を開設できるよう、津島市医師会、津島市歯科医師会、津島市薬剤師会では、医療救護所の立ち上げ訓練を実施しており、市においても円滑に運営できるよう支援します。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	地域防災訓練の支援	自主防災会やコミュニティ推進協議会が主体となった地域の防災訓練の準備や当日の運営を支援し、災害時に向けた日常的な情報共有や協力関係を強化します。
②	災害ボランティアセンターの設置・運営	災害時での災害ボランティアセンターの役割や活動を学び、災害ボランティアの派遣について習熟するとともに、コミュニティ推進協議会にも参加を呼びかけ、より実践的で幅広い内容を含む設置・運営訓練を進めます。
③	防災ボランティアコーディネーター養成講座への支援	災害時のボランティア活動をコーディネートするため、職員がコーディネーターとして活躍できるよう定期的に研修を行うとともに、海部地域で開催されている防災ボランティアコーディネーター養成講座の開催を支援します。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・災害や犯罪被害に備えて、防災や防犯グッズ等を準備したり、住民同士で声をかけ合いましょう。また、防災訓練や医療救護所の活動など、地域での様々な防災活動に関心を持ちましょう。

(2) 避難行動要支援者の支援

◆ 市の取組

	取組	内容
①	避難行動要支援者の把握	風水害や地震などの災害時に、自力で避難することが困難な人や、情報・意思の伝達が困難な人を支援するため、関係部局が連携して避難行動要支援者名簿の作成を進めます。
②	避難行動要支援者の情報伝達・避難支援	避難行動要支援者名簿の更新や周知に加え、個別避難計画の作成に努めるとともに、地域の支援者である民生委員等と連携し、地域全体で避難行動要支援者を支援する体制を構築します。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	避難行動要支援者名簿作成支援・避難支援等体制づくりの支援	避難行動要支援者の対象となるのは、ひとり暮らしの高齢者や介護保険認定者、障がいのある人等、市社会福祉協議会として日頃から支援・介護に関わっている人が多いことから、対象者の把握や避難支援等についても市や関係機関と連携し取り組みます。

(3) 防犯活動の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	防犯意識の向上	犯罪発生状況や新たな犯罪の動向などについて、広報紙やホームページ、SNS 等により周知します。 また、街頭等での啓発キャンペーンや防犯教室等を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。
②	自主防犯パトロールの支援	防犯協会、コミュニティ推進協議会、津島みまもり隊等のボランティア、警察等が連携して実施する、犯罪を排除するための自主防犯パトロールや見守り活動等の支援に努めます。

(4) 交通安全対策の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	交通安全教育の推進	交通事故を減少させ、交通弱者が安全な毎日を送れるよう、関係機関やボランティア、地域等と連携し、こどもや高齢者に対する交通安全教室を実施します。
②	登下校における交通安全指導	交通指導員や PTA による小学生の登下校時の交通指導や見守りを継続的に行うことにより、こどもたちの交通安全意識の向上に努めます。
③	通学路の安全確保	通学路の定期的な点検を関係機関と連携しながら行うとともに、歩道のカラー舗装等の対策に努めます。
④	未就学児の集団で移動する経路の安全確保	保育所等による園外活動時の安全確保に向けて関係機関と連携し、散歩道などの経路を定期的に点検するとともに、歩道のカラー塗装等の対策を実施し、未就学児が集団で移動する際の交通安全の確保に努めます。

第5章 一体的に策定する計画

1 第1期津島市成年後見制度利用促進基本計画

背景と目的

- 成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、その人の財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度です。
- 超高齢化に伴い、成年後見制度を必要とする高齢者や障がい者等が増加しています。認知症患者数については、令和12年に523万人に達すると推計されており、65歳以上の高齢者の14%となることが見込まれる等、成年後見制度の周知や利用を促進する体制の整備が求められています。
- 国においては、平成28年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）を施行し、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画を定め、今後の成年後見制度の利用促進にあたり、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念が調和した利用者がメリットを実感できる制度を運用することとしました。また、令和4年3月には、第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととなりました。
- 市では、「第1期津島市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とともに、権利擁護に関する支援の必要な人の早期発見・支援が行える体制づくりを推進していきます。

<成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）>

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

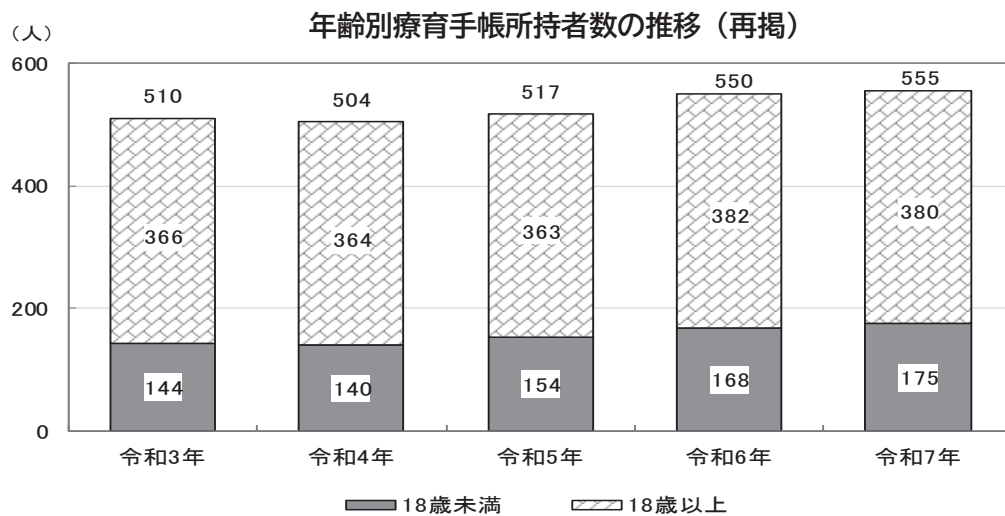
2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

認知症患者数と有病率の将来推計

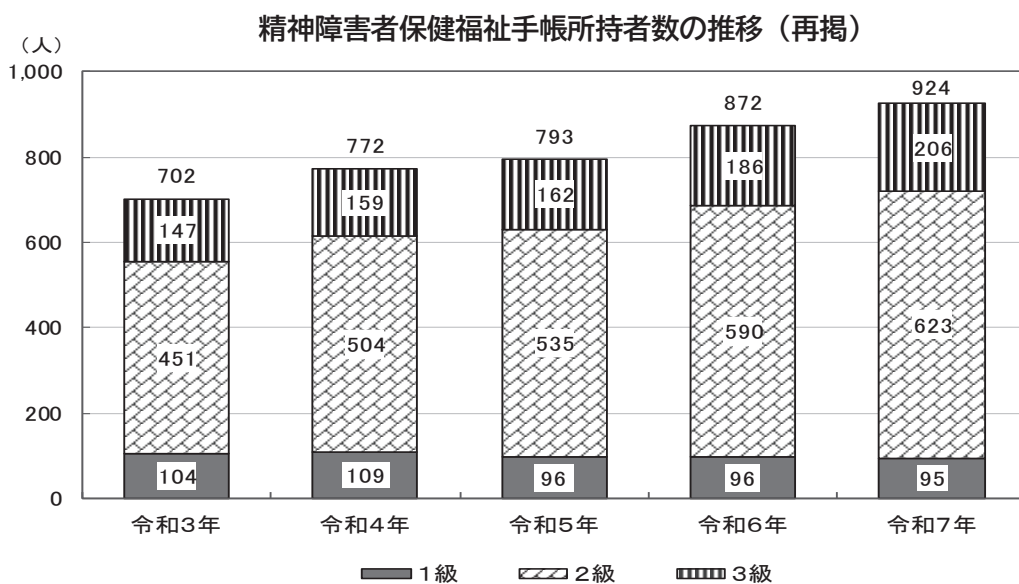
(単位：万人)

区分	令和4年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
高齢者数	3,626.6	3,652.9	3,696.2	3,773.2	3,928.5
認知症患者数	443.2	471.6	523.1	565.5	584.2
高齢者における認知症有病率	12.3%	12.9%	14.2%	15.0%	14.9%

資料：厚生労働省研究班「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」
(令和6年5月8日 第2回認知症施策推進関係者会議)



資料：福祉課（各年4月1日現在）



資料：福祉課（各年4月1日現在）

(1) 津島市成年後見センターの開設

- 令和6年7月から「津島市成年後見センター」を開設し、成年後見制度に関する相談をはじめ、権利擁護支援を行っています。
- 現在、津島市成年後見センターでは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により、自分ひとりで契約や財産を管理することが困難な状態にあっても、住み慣れた市で安心して暮らしていけるように権利擁護に関する相談支援、利用支援、広報・啓発、連携支援を行っています。

(2) 市長申立てに関する事業

- 老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、福祉を図るために特に必要と認められるときには、市長が成年後見制度の審判申立てを行うことができます。

市長申立てによる成年後見制度の利用者数（再掲） (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	1	0	1	0	0
障がい者	0	0	0	0	0
合計	1	0	1	0	0

資料：福祉課・高齢介護課

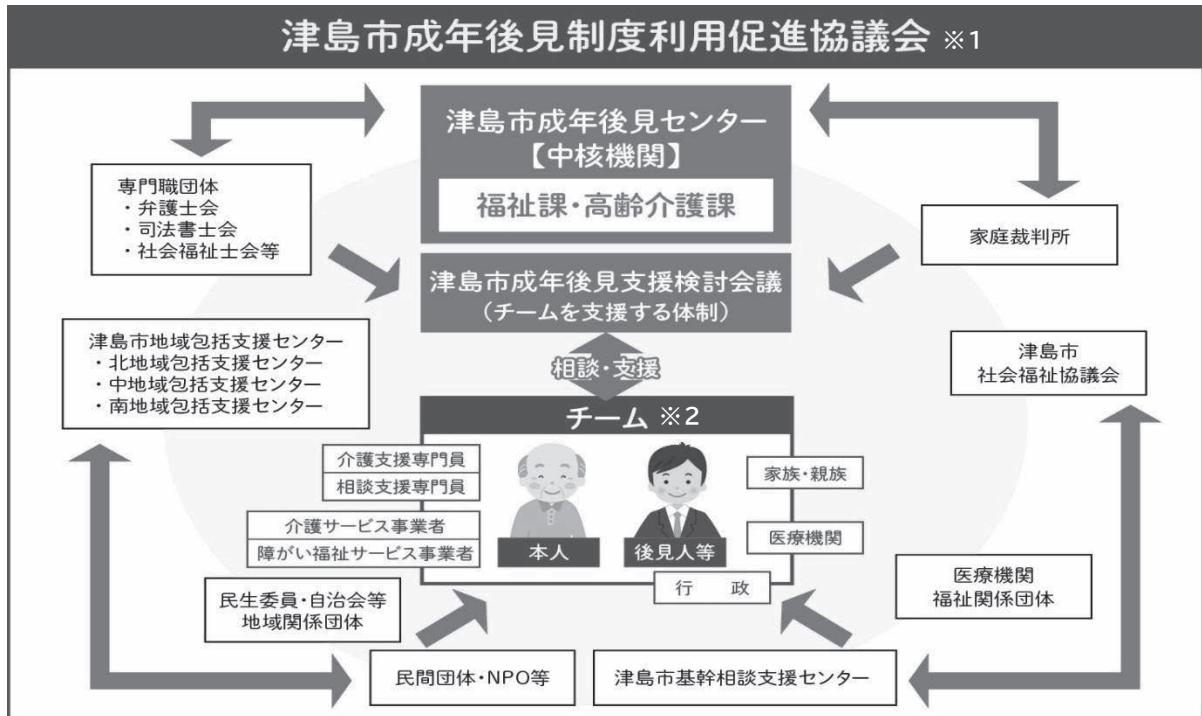
(3) 成年後見制度利用支援事業

- 市では、「津島市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱」、「津島市要支援者成年後見制度利用支援事業実施要綱」で審判の請求費用、成年後見人の報酬の助成を行っています。

基本方針

- 権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、必要な人が適切に成年後見制度を利用できるよう、福祉、行政、司法等の多様な主体が関わり、本人や成年後見人等を支援する仕組みとして、地域連携ネットワークを構築します。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりのイメージ図



資料：津島市成年後見センター

※1 「津島市成年後見制度利用促進協議会」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の規定に基づき、成年後見制度利用の促進に関する事項を協議する場です。

※2 「チーム」とは、権利擁護支援が必要な人（以下「本人」という。）を中心に、状況に応じて身近な親族や地域・保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思状況を把握し、必要な対応を行う体制のことです。

(1) 成年後見制度の適切な利用の促進

- 経済的な理由や親族の協力が得られないことなどで制度が利用できないことがないよう「成年後見制度利用支援事業」を実施するとともに、養護者や社会福祉施設従事者等による虐待を受けていたり受けるおそれがある場合などは、地域包括支援センター等と連携し、市長申立てを行うなど適切に対応します。また、成年後見制度を利用する人の自己決定権を尊重し、個々のケースに応じた適切な運用を図ります。
- 成年後見人等の担い手の確保・育成等の推進のため、市民後見人の養成に向けた取組を進めます。市民後見人等養成研修の受講者を確保し、研修履修者に対して、様々な活躍の場が提供できるよう取り組みます。

(2) 地域連携ネットワークの充実

- 司法を含む各専門分野の団体との地域連携ネットワークを活用し、地域全体で支える体制の充実を図ります。
- チーム会議を開催し、権利擁護支援が必要な人を中心に本人の状況に応じて、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、意思及び選好や価値観を継続的に把握します。
- 津島市成年後見支援検討会議を開催し、チームでの対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援します。

(3) 中核機関の機能の充実

- 津島市成年後見センターを中核機関とし、地域連携ネットワークの積極的な活用を図るとともに、広報・啓発活動などにより制度の周知に努めます。また、相談機能や後見人支援機能を果たすことで制度を利用してからのフォロー体制の機能の充実に取り組みます。

<目標値>

指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和12年度
研修会・講演会の開催数(回)	2	5
研修・講演会の参加人数(人)	32	160

第5章 一体的に策定する計画

2 第1期津島市再犯防止推進計画

背景と目的

- 平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が公布、施行されました。これにより都道府県及び市町村は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域に応じた施策の推進に関する計画を策定し、実施する責務を有することが明記されました。
- 県内における令和6年の犯罪件数の刑法犯検挙者12,578人のうち、再犯者数は5,491人であり、再犯率は43.7%（全国平均46.2%）となっています。県は、犯罪や非行を犯した人たちの円滑な社会復帰を支援し、犯罪のない安全なまちづくりを実現するため、「再犯防止推進計画」に基づき、施策を推進しています。
- 国では、再犯防止推進計画を策定しており、7つの重点課題の1つとして「地域における包摂の推進」を位置づけています。地域における包摂の推進の具体的な役割として、市区町村は、福祉などの各種行政サービスを必要とする犯罪をした人など、特にサービスへのアクセスが困難である人に対して、適切にサービスを提供するよう努めることが求められています。
- 市においては、国や県の方針を踏まえ、「第1期津島市再犯防止推進計画」を策定し、安心・安全に暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。

<再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）>

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅延なくこれを公表するよう努めなければならない。

津島市と愛知県の犯罪件数及び再犯率の推移（再掲）（単位：件）

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
津島市	認知件数	336	277	308	324
	犯罪件数 (人口10万人当たり)	551	460	515	546
	再犯率	47.4%	46.0%	43.2%	43.5%
愛知県	認知件数	39,897	37,832	41,248	46,832
	犯罪件数 (人口10万人当たり)	529	503	550	626
	再犯率	49.2%	47.6%	48.3%	47.4%

※再犯率は少年を除く

資料：愛知県犯罪統計書 愛知県人口動向調査
中部矯正管区更生支援企画課

計画の対象者

- 再犯防止法第2条第1項に定める人で、犯罪をした人または非行のある少年若しくは非行少年であった「罪を犯した人等」としています。

基本方針

- 国や県の方針を踏まえ、犯罪や非行を犯した人たちの円滑な社会復帰を見据え、自立に向けた支援や自立を支える保護司会の活動の支援等を行い、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

基本施策

(1) 自立に向けた支援体制の構築

- 犯罪をした人の中には、様々な課題を抱えている人がおり、出所後の生活に苦勞し犯罪を繰り返してしまう人もいます。こうした出所後の立ち直りの壁には、「孤独」、「薬物依存」、「高齢である・障がいがある」、「住居がない・仕事がない」が挙げられます。立ち直りの壁を乗り越え自立した生活を送れるよう支援します。
- 更生保護法の改正（令和5年12月施行）により新設された地域援助及び刑執行終了者等に対する援助は、保護観察所が、犯罪をした人等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民または関係機関等、刑執行終了者などからの相談に応じ、情報の提供、助言などの必要な援助を行っています。津島市も連携を図り、地域における包摂の推進役として、適切なサービス提供などに努めます。

(2) 保護司会への活動支援

- 保護司とは、犯罪や非行をした人が円滑に社会復帰をするために面談を通じて立ち直りの支援をしたり、犯罪や非行のない地域社会づくりのために周知・啓発活動をする民間のボランティアです。ボランティアでありながら保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて活動する非常勤の国家公務員でもあります。
- 市においても「津島保護区保護司会」に属する保護司が活動しています。さらに、更生保護のボランティア団体として、「津島市更生保護女性会」があり、立ち直りの支援とともに青少年の非行防止や健全育成、地域の子育て支援活動をしています。
- 国においては、法務省の主唱により、毎年7月を強調月間として、犯罪や非行防止を目的とした啓発活動「社会を明るくする運動」を実施しています。この活動は、犯罪のない社会の実現や、罪を犯した人の円滑な社会復帰をめざすもので、広報活動などを通じて市民への理解と協力を呼びかけています。

(3) 再犯防止に関する取組の周知・啓発

- 再犯防止を推進するためには、市民をはじめ周囲の人々の理解が大切です。市、保護司会及び保護観察所で連携し、再犯防止施策に関する取組について周知・啓発を図ります。

第6章 資料編

1 地区懇談会 小学校区別まとめ

- いただいた意見は原則として原文のまま掲載しています。

1. 東小学校区

■開催日時

	第1回	第2回	第3回
東小学校区	令和6年 2月20日(火)	令和6年 12月10日(火)	令和7年 3月11日(火)

■地域内の悩みや困りごと

(1) 地域のつながり・コミュニケーションについて

テーマ	意見
こどものこと	こどものマナーの低下がみられる。
ゴミ・マナー	外国の人は言葉の壁もありマナーが悪い人もいる。
町内会	班の役を受けてくれる人がいない。(高齢化)

(2) 地域活動について

テーマ	意見
地域活動の会員	参加すると楽しい!でも、メンバーに入っただけの活動はちょっと…と言われる。
個人情報	家族の個人情報、入所、出産等、知らないことが多い。

(3) 高齢者・障がいのある人について

テーマ	意見
高齢者	サロンをやっていることを知らない人が多い。

(4) こどもについて

テーマ	意見
こどものこと	こどもが少なく、子ども会を廃止した。

(5) 地域の安心・安全について

テーマ	意見
防災	避難できない人は役所に登録。(登録の仕組みがあるのを知らない人もいる)

(6) その他

テーマ	意見
コロナの影響	コロナの影響が大きく、会話もしなくなり、人との関わりもますます希薄に。

将来像	世代をこえてつながる活気のあるまち
計画期間中の取組	
(1) 東公園の活用	
①実施者	小学生、町内会、企業、コミュニティ
②ターゲット	高齢者、こども（市民）
③実施内容	・花壇を作る ・インスタで発信する、写真とか ・木にイルミネーションをつける ・こどものアイデアを聞く ・コミュニティ、町内会、学校の協力体制をつくる
④支援者・協力者	企業、町内会、ケーブルテレビ
⑤実施期間	計画・準備：令和7年・8年 開催：令和9年～
(2) イベント開催	
①実施者	小・中学校、町内会、コミュニティ、NPO 法人まちづくり津島
②ターゲット	こども
③実施内容	・テレビで発信 ・SNS 発信、インスタ ・東公園でフェス ・きつねの嫁入り（授業でお面づくり）
④支援者・協力者	企業、町内会、市社会福祉協議会
⑤実施期間	計画・準備：令和7年 開催：令和8年秋～ まずは学校で→全体で開催
(3) 防災、教室（勉強会）体験をする	
①実施者	自主防災会、Eネ東！メンバー
②ターゲット	東校区住民：藤浪中生、幼稚園生
③実施内容	・防災食体験 ・備蓄品のローリングストック ・空調設備 ・具体的な備え、防災グッズ、転倒防止の取組 ・身近な物を使つての救命、毛布、ガウン、ラップなど ・学校、コミュニティセンターを活用して
④支援者・協力者	消防署、消防団のOBの方の手伝い、役所OB、防災会、町内会役員、行政、市社会福祉協議会
⑤実施期間	令和7年に企画、令和8年実施
(4) 居場所づくり、世代間交流の企画をする	
①実施者	コミュニティ、老人クラブ
②ターゲット	高齢者、こども
③実施内容	・コミュニティで秋祭りの宿にする ・ウォーキング ・こどもに対して「あそびの広場」の拡大 ・クリスマス会、餅つき、コミュニティセンター ・校区運動会を復活させてスポーツ体験をさせる。バスケ、テニス、グランドゴルフ、歩き方など
④支援者・協力者	市社会福祉協議会、町内会、コミュニティ
⑤実施期間	令和7年企画、令和8年実施、餅つきは令和7年から
(5) 地域の環境づくり	
①実施者	住民
②ターゲット	住民
③実施内容	・外灯を増やして、町内会から行政へ要望する ・草取り、ゴミ置き場の整備、ゴミ拾い ・コミュニティ道路の整備（植木） ・猫の放し飼いを、条例を作ってやめてほしい ・歩道の整備、平坦にしてほしい ・ゴミ0運動、ゴミ出しルール
④支援者・協力者	行政、地域住民
⑤実施期間	2030年頃までに（令和12年）

2. 西小学校区

■開催日時

	第1回	第2回	第3回
西小学校区	令和6年 3月7日(木)	令和6年 12月6日(金)	令和7年 2月7日(金)

■地域内の悩みや困りごと

(1) 地域のつながり・コミュニケーションについて

テーマ	意見
交流の場	交流の場がない。(コロナ以降復活なし)
子ども会	子ども会の解散→担い手がない。
高齢化	若い人たちは他の地域に移り住んでしまう。(親との同居ない)

(2) 地域活動について

テーマ	意見
交流	家族との会話はあるが他者との交流がない、高齢者が多い。
サロン	サロンが家の近くにあるといい。

(3) 高齢者・障がいのある人について

テーマ	意見
交通面	運転できなくなったあとの移動手段が課題。

(4) こどもについて

テーマ	意見
少子化・子ども会	子ども会を通じて地域の交流をしていたが、少子化で交流が少なくなった。
祭り	祭りの山車を出せない。こども獅子も集まらない。

(5) 地域の安心・安全について

テーマ	意見
災害時の対応	要援護者以外への支援も考えなくてはいけない。
人間関係	隣近所との関わりがなく、災害時の助け合いが難しい。

(6) その他

テーマ	意見
交通面	小さいバスで細いルートも走ってほしい。(本数増も)

将来像	みんなでこどもの育つ伝統と歴史の再発見
計画期間中の取組	
(1) 歴史・文化等の勉強(予備知識) ⇔ 体験、西地区にしかできないこと	
①実施者	団体など(個人への呼びかけだけでなく)
②ターゲット	こどもたち
③実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史の勉強 ・歴史検定を通して ・学校の授業に西(津島)の歴史の勉強 ・着物の着付け体験 ・抹茶、文化 ・美術鑑賞 ・英語を学ぶ機会 ・祭りの参加 ・体験 ・見返りが要る→何かメリット、物 ・親の送迎だけでなくこどもだけで参加できる場所(学校とか) ・子ども会がやって来たことを継承する <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対策を考えないといけないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西地区を“守る、護る”？ “変える”？ 名所を抱えるが故のトラブル、困りごと、どう解決するか？ ・“成績”にならないものに、どう目を向けさせる？ ・こどもが塾で忙しい。親の収入にも余裕がない。
④支援者・協力者	団体、市社会福祉協議会、仏教界の協力、企業、商店、コミュニティ・スクールに協力してもらえば可能、サマーフェスタでの参加
⑤実施期間	準備：令和7年度 目標：令和8年度

3. 南小学校区

■開催日時

	第1回	第2回	第3回
南小学校区	令和6年 2月14日(水)	令和6年 11月13日(水)	令和7年 3月12日(水)

将来像	笑顔でだれもがいきいきと
計画期間中の取組	
(1) 地域菜園づくり	
①実施者	地区住民、全市民対象、有志（やる気のある人）
②ターゲット	こどもから大人、定年退職後の人（特に男性）、全市民、一人でご飯を食べている人、家庭にいる高齢者（施設やデイサービスに行っていない人）、毎日生きがいを感じる農作業が好きな人、時間がある人
③実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・畑の年間計画をたてる ・2か所の菜園、東と西 ・歩いていける町内でやる ・自由に出入りできる様に、水と休憩所の確保 ・収穫した物を販売し売上金を寄付する ・収穫祭をする ex：さつまいもを植える→収穫→焼き芋大会 ex：玉ねぎ、人参、じゃがいも→収穫→カレー大会
④支援者・協力者	市役所、包括、市社会福祉協議会、農業経験者、興味のある人、軽トラを持っている人、空き地を貸してくれる方に協力して頂く、交通安全を助けてくれる人、土地を使っていない、荒れている所の持ち主、農作業の機械を持っている人、貸してくれる人
⑤実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ早く（1年位） ・準備期間が少なくすむことから順番に
(2) 交流の場、世代間交流	
①実施者	老人クラブ、南コミュニティ
②ターゲット	高齢者とこども、自由に時間がある人、一人でご飯を食べている人
③実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ作り ・手遊び ・物作り（手芸） ・手作り品を展示する ・教室（誰でも参加できるもの） ・回覧板で知らせる情報提供 ・スマホ、こどもから高齢者が学ぶ ・一緒にご飯を食べる ・こどもから高齢者への遊び伝承（現代の） ・入学準備で巾着作ってくれる人→ほしい人
④支援者・協力者	小学校、中学校、市役所、南コミュニティ、老人クラブ、市社会福祉協議会、民生委員（OBも）、PTA、包括、まどいさん、愛宕神社参集所、事務所空き家の利用、暇時間を提供できる人
⑤実施期間	早期に（1年位）
(3) 東側地区の居場所づくり	
①実施者	民生OB
②ターゲット	地区住民
③実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食事会 ・陶芸、スモーク他文化教室 ・愛宕神社参集所 ・年を通して定期的に（2か月～3か月に1回）
④支援者・協力者	農家（食材）、町内会長、お寺さん、市役所、市社会福祉協議会、包括、てのひら
⑤実施期間	令和8年度中に

(4) 大人と子どもとのコミュニケーションがとれるまち。皆が主体！ 大人と子どもとのコミュニケーションがとれる地域 おとなり同士が話せるまち 子どもが大人に教えるサロン、ボードゲーム、折り紙、編み物	
①実施者	コミュニティ協議会
②ターゲット	先生：子ども 生徒：高齢者
③実施内容	・時期：春休み、夏休み ・メニュー：折り紙、編み物、スマホでゲーム（脳トレ） ・呼びかけ：学校にチラシ配り、かわら版
④支援者・協力者	材料：寄付、持参 父兄、ボランティア、学校、商工会議所
⑤実施期間	準備期間：令和7年度 実施期間：令和8年度
(5) 自主学习	
①実施者	コミュニティ協議会
②ターゲット	子ども（小3以上）
③実施内容	・歴史文化を知る（まち歩き）、保護者同伴 ・自然観察（南コミュ内） ・時期：年中、月1回土曜午後
④支援者・協力者	ガイドボランティア、地域住民、商工会議所
⑤実施期間	準備期間：令和7年度 実施期間：令和8年度

4. 北小学校区

■開催日時

	第1回	第2回	第3回
北小学校区	令和6年 2月19日(月)	令和6年 11月18日(月)	令和7年 1月20日(月)

■地域内の悩みや困りごと

(1) 地域のつながり・コミュニケーションについて

テーマ	意見
町内会	高齢化で役員のなり手が無い。
ゴミ	ゴミ収集場担当した衛生班の方のやり方によって良くも悪くもなるので、ネットかけを引き継ぐ。
こどもとのかかわり	小学生とはかかわりあるように。

(2) 地域活動について

テーマ	意見
個人情報	昔からいる方はわかるが、新しい住民さんのことがわからない。
町内会	各団体のスタッフ不足。お手伝いなら声かけてくれれば行くよという人はいる。

(3) 高齢者・障がいのある人について

テーマ	意見
高齢者	ひとり暮らし登録の方には月1回声掛け。それ以外の方は接することが少ない。

(4) こどもについて

テーマ	意見
登下校	小学校の見守り隊、低・高学年2つ有。有志なのでやってくれる人が少ない。
祭り・イベント	コミュニティからイベントの提案、場の提供をしないと動いてくれない。
遊び場	遊ぶ公園が少ない。

(5) 地域の安心・安全について

テーマ	意見
防災	火災報知機の点検を消防団で行った。(詐欺に遭う?と心配されている感がある)

(6) その他

テーマ	意見
空き家	持ち主がわからない空き家は雑草などが多い。火事が怖い。(持ち主ある所は定期的に草取り)

将来像	誰もが集えるおもいやりのあるまち
計画期間中の取組	
(1) コスプレイベント	
①実施者	コミュニティ地域住民
②ターゲット	多世代
③実施内容	・写真屋さんを雇う ・衣装を用意 ・天王通りをパレード ・津島神社、天王川、公園 ・フォトスポットを用意、施設の許可を取る
④支援者・協力者	コミュニティ、企業、住民、学校、コスプレイヤー
⑤実施期間	令和8年10月
(2) あいさつ運動	
①実施者	コミュニティ地域住民
②ターゲット	多世代
③実施内容	月1で「あいさつの日」を決め世代関係なくあいさつをできるようにする
④支援者・協力者	コミュニティ、企業、地域住民、小学校、中学校
⑤実施期間	令和7年
(3) ごみゼロ	
①実施者	コミュニティ地域住民
②ターゲット	多世代
③実施内容	ゴミ袋とトングを渡し校区内で場所を決め、ゴミを拾って帰ってきたら焼き芋が食べられる
④支援者・協力者	コミュニティ、市社会福祉協議会の協働本部、小学校
⑤実施期間	令和7年
(4) 新生児への祝い金(品)	
①実施者	町内会、コミュニティ
②ターゲット	新生児(の親)、北校区30名程度
③実施内容	コミュニティ：5,000円、商品券5,000円、町内会のお祝い金：3,000円
④支援者・協力者	北校区にある企業に頼む、親族
⑤実施期間	3年後、令和10年
(5) 弱者へのフォロー	
①実施者	北区住民、ボランティア、コミュニティ協議会
②ターゲット	デジタルに疎い高齢者、高齢者、一人暮らしの方、独居または日中1人になりそうな高齢者、こども、障がいのある方、同居中の親族
③実施内容	・LINEやメールの見方の支援 ・車椅子の貸出とリサイクル相談 ・対面なしでペーパーで伝達 ・民生委員訪問(安否)、地域の情報を伝える
④支援者・協力者	近所・近隣のボランティア協力者(伝達手段)、警察、行政(告知も)
⑤実施期間	2～5年後
(6) 定期イベント	
①実施者	北コミ
②ターゲット	イベント毎に設定
③実施内容	・高齢者にお弁当を配る ・高齢者、こども食堂(3か月に1回) ・ボーリング大会 ・ゲーム大会(宿題会)、年間8～9回 ・つどいカフェ(花見)3回、クリスマス会もこれに含める
④支援者・協力者	北校区、住民、企業、小学校、中学校、民間企業、生産者、行政で告知、生産者(出荷できない食品)
⑤実施期間	1～5年後

5. 神守小学校区

■開催日時

	第1回	第2回	第3回
神守小学校区	令和6年 3月9日(土)	令和6年 12月14日(土)	令和7年 2月8日(土)

■地域内の悩みや困りごと

(1) 地域のつながり・コミュニケーションについて

テーマ	意見
人間関係	行事がない。隣とのコミュニケーションがない。
お祭り	お祭りはあるが参加する若い人は少ない。

(2) 地域活動について

テーマ	意見
外国籍市民	外国人との会話がな。関わりが少ない。
担い手	担い手不足。参画の意識が低い。

(3) 高齢者・障がいのある人について

テーマ	意見
老人クラブ	役員を任されることになるのが不安で出てこない人がいる。
障がい	見えない障がいのある方とのコミュニケーションが難しい。
人間関係	要支援者リストを見ても半分は知らない人。町内でも知らない人が増えた。
災害	発災時に必要な援助がしっかり届かない状況。

(4) こどもについて

テーマ	意見
個人情報	こどもに参加案内を出すにもどこに住んでいるかわからない。
遊び	遊具や桜の木が公園からなくなってしまった。(経費が掛かるため)

(5) 地域の安心・安全について

テーマ	意見
防災訓練	担い手となる若い世代の参加が課題。

将来像	えがおが繋がるずっと住みたいまち
計画期間中の取組	
(1) スマホ、パソコン等の異世代交流教室	
①実施者	各分野の専門業者、地域の方、ソフトメーカーにお勤めの方、コミュニティから町内会、小学校、老人クラブ等への委託、持ち回り、小中学校、PTA、コミュニティ等
②ターゲット	神守地区住民、地区住民（全世代）家族単位、住民全員（希望者）、こども（親）、小学生、学校、子育て世代、小学生を持つ家族、老人クラブ、高齢者、公共、企業
③実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットとは、利用方法、犯罪、SNS、情報の集め方 ・学校の教室、体育館 ・スマホ、パソコン教室 ・教室開く（1回でなく継続的に） ・コミュニティセンター等 ・町内会、小中学校、老人クラブ等各団体に教室開催 ・マンツーマンで教える ・グループ化 ・定期的実施 ・コミセンや集会所を利用し企業と連携する ・二次元コードから情報がとれる様に（多言語必須） ・ポイント活用の方法 ・コミュニティセンターでパソコンをもらってきて20代の講師を依頼して教えてもらう
④支援者・協力者	専門家、企業の方、外部業者、ITに卓越した方、スマホ等教室主催者、公共（市役所、学校）、学校の先生、コミュニティ、住民で（小学校、中学校、高校）、専門知識のある保護者、若い方（30～40歳）、高校生ボランティア、学生（高校生IT専攻）
⑤実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ早急に ・早ければ早い方が良い ・1年後に実施 ・5年後 ・1年目準備、2年目実施 ・令和7年の前半に準備、令和8年スタート
(2) 避難体験	
①実施者	市役所、警察、消防、神守分団（消防団）、自主防災会、自主防災会→町内会、コミュニティ、PTA、老人クラブ、持ちまわり、企業
②ターゲット	全世代、全世帯、地域住民（老若男女）、こども、お年寄り、一人暮らし、弱者（要支援者、グループホーム（障がい者）、高齢者）、災害時要支援者
③実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練をする ・避難体験、防災公園、器具使い方 ・町内単位で実施 ・避難袋の点検 ・防災グッズ、内容確認、販売 ・危険個所の確認 ・避難物資の確認をし意見交換会をする ・要支援者の確認 ・各々の避難場所に避難シミュレーションをしてみる ・何回かに分けて、地域ごとの避難場所までのルートを実際に歩いてみる ・避難場所への誘導、暮らし方、実態訓練 ・避難所生活体験、楽しめる内容で ・自治体単位でハザードマップを確認する ・防災公園で食べたり学んだり遊んだり楽しいイベント ・飯盒炊飯、避難場を実際に設営し、どこに何があり、どのように進めるのか体験する。（シミュレーション） ・SNS登録活動
④支援者・協力者	住民全員、町内会、自主防災会、市役所（危機管理課）、市社会福祉協議会、消防署、医療関係者、ボランティア、民生委員
⑤実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に ・早ければ早い方が良い ・1年以内 ・令和7年前半実施 ・計画立てられたら ・できるだけ早く、2年以内
(3) イベント神守の日	
①実施者	コミュニティ、コミュニティ各団体、小中学校、自主防災、協力者、PTA、地元企業、各団体が構成、持ち回り、コミュニティ運営委員を要に特別実行委員会の人たち、公共（市役所、市社会福祉協議会、消防、警察、自衛隊等）
②ターゲット	住民全員、全世帯、全世代
③実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・やりたいことを募集する ・神守町内にある企業（会社）紹介とか ・企画を関係者のみでなく広く一般から募る。継続性がある内容 ・町内毎で企画し何かやると良い（企画には時間かかってOKだから） ・地盤のゆるさから想像される防災対策についてなど ・丸1日をかけて防災健康広場で実施（運動会、バーベキュー、フォークダンス） ・高齢者からこどもまで昔からの遊びなどをする（フォークダンス、運動会） ・コミュニティフェスティバルのような、企業の参加も含めた、人を集める会 ・風土歴史を学ぶ ・キッチンカー、お祭り、神守健康体操など ・スマホPC教室、避難体験会、その流れでイベント
④支援者・協力者	市役所、市社会福祉協議会、消防署、警察、自衛隊、企業参加
⑤実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・来年 ・3年以内 ・令和8年～準備、令和9年実施

6. 蛭間小学校区

■開催日時

	第1回	第2回	第3回
蛭間小学校区	令和6年 2月25日(日)	令和6年 12月15日(日)	令和7年 2月9日(日)

■地域内の悩みや困りごと

(1) 地域のつながり・コミュニケーションについて

テーマ	意見
町内会	班同士のコミュニケーションがない。
高齢化	高齢世帯安否不明。 新聞がたまっている→入院していた。近所づき合いがなかった。
個人情報	個人情報でなかなか近所の人のことがわからない。

(2) 地域活動について

テーマ	意見
町内会	なり手がない。

(3) 高齢者・障がいのある人について

テーマ	意見
交通手段	公共交通機関使いづらい。(時間帯が悪い)
防災	知るべき要支援者の情報が開示されていない。

(4) こどもについて

テーマ	意見
放課後教室	利用時は都度、手続きが必要。
不登校支援	不登校のこどもが行く場所が2つある。(生涯学習センター、東公園)

(5) 地域の安心・安全について

テーマ	意見
防災	防災担当の参加、なり手が少ない。

(6) その他

テーマ	意見
公共整備	橋の道が狭くなっている、整備不良。

将来像	多世代が楽しくつながれるまち
計画期間中の取組	
(1) ゴミ拾いのイベント	
①実施者	蛭間コミュニティ協議会、蛭間コミュニティ
②ターゲット	地区住民、全年代全住民、子育て世帯
③実施内容	・親子、仲間などグループ単位で ・町対抗 ・休日、午前中1時間程度 ・回覧板でお知らせ、粗品プレゼントをPR ・コンペティション形式で、時間を決めてやる ・町内対抗に、競いながら(ポイント制)ゴミを拾ってもらう
④支援者・協力者	地域住民、町内会、コミュニティ関係者、町内会費、清掃事務所
⑤実施期間	・早急に ・動きやすい季節に ・令和7年度中 ・令和8年度スタート
(2) 家庭菜園教室	
①実施者	農家、登録制として畑提供者、業者、蛭間コミュニティ協議会、農地をもてあましている農家さんとコミュニティ、農家さん、農地を持っている人
②ターゲット	若い世代、子育て世代、地区住民、リタイアした中高年、家庭菜園に興味がある人、野菜づくりをしている人・したい人、畑を利用したいが場所がない人
③実施内容	・登録制で、貸す、借りる共に ・年単位で契約 ・材料や道具は自分持ち ・植え付け、収穫など、場面ごとで実施 ・ルールを決めて1年を限度に利用する(更新有) ・農家から農地を借りて振り分けて2、3年で更新して ・作る方法やわからないことを貸している人に聞ける
④支援者・協力者	JA、農業経験者、津島・農縁塾「みんなパタ」、野菜づくりマスター、コミュニティ、地域社会福祉協議会、時間をもてあましている人
⑤実施期間	・令和8年スタート ・2、3年の間に
(3) 国際交流を目的とした集まり	
①実施者	蛭間コミュニティ協議会、蛭間コミュニティ町内会、津島市役所、蛭間小学校
②ターゲット	地域住民、学生、海外志向のこども、他国のことに興味がある人、興味のある日本人、外国人の方、交流したい地域住民と外国籍の方、地区のルールがわかっていない外国籍の人
③実施内容	・食事会 ・文化交流、食事 ・お国遊び、紹介会 ・回覧板に外国語で案内をのせる ・それぞれの文化を知るためのマルシェ
④支援者・協力者	市社会福祉協議会、教員の方々(OB)、外国語の先生、観光協会、国際交流協会、企業、地元の中高校生、教育委員会、行政、バイリンガルのこどもたち、モスク参加者
⑤実施期間	・令和9年度中 ・3年後を目安に
(4) 地域の皆が顔見知り	
①実施者	コミュニティ、コミュニティ・スクール、町内会
②ターゲット	こども(学校、子ども会)、大人、高齢者
③実施内容	・チラシで配布 ・見える化(例チラシ、のぼり、掲示) ・学校の要望を聞き出す ・あいさつの日(月1回など)
④支援者・協力者	学校のホームページ、市、市社会福祉協議会
⑤実施期間	・令和7年度準備 ・令和8年度スタート ・令和9年度本格始動
(5) こどもたちが生き生きと活動できるまち	
①実施者	まめボラ、東高校、コミュニティ(発起人)、蛭間小のこども
②ターゲット	こども
③実施内容	・体験型事業(いも、花) ・農業体験
④支援者・協力者	農家、住民、経験のある高齢者、東高校、まめボラ
⑤実施期間	永遠

7. 高台寺小学校区

■開催日時

	第1回	第2回	第3回
高台寺小学校区	令和6年 6月29日(土)	令和7年 6月28日(土)	

■地域内の悩みや困りごと

(1) 地域のつながり・コミュニケーションについて

テーマ	意見
少子化、外国籍市民との関わり	人口の減少、外国人の増加に伴って、相互理解が必要。こどもの減少。

(2) 地域活動について

テーマ	意見
町内会	町内会を脱会する人がいる。
ゴミ	田んぼの横の道にポイ捨てゴミが多い。

(3) 高齢者・障がいのある人について

テーマ	意見
高齢者	高齢者世帯の増加。

(4) こどもについて

テーマ	意見
遊び場	公園でこどもの遊んでいる姿をほとんど見ない。

(5) 地域の安心・安全について

テーマ	意見
防災訓練	避難訓練の参加者が少ない。
騒音	夜中の騒音がなくなってほしい。

(6) その他

テーマ	意見
個人情報	市からはひとり暮らし高齢者などの把握を依頼されるが、名簿等がないため不可能である。

将来像	笑顔で安心安全に暮らせる美しいまち、共生のまち、高台寺
計画期間中の取組	
(1) ゴミ出しを通じた関係づくり	
①実施者	町内（市）
②ターゲット	外国人（その方を管理している日本の方）
③実施内容	・多国籍の当事者に案内を書いてもらう
④支援者・協力者	当事者（外国人の方）
⑤実施期間	意見なし
(2) シニア世代の集まり	
①実施者	町内会
②ターゲット	町内会の住民の皆さん
③実施内容	・出前講座 ・茶会話
④支援者・協力者	市、市社会福祉協議会、地域包括支援センター
⑤実施期間	意見なし

8. 神島田小学校区

■開催日時

	第1回	第2回	第3回
神島田小学校区	令和6年 2月19日(月)	令和6年 11月25日(月)	令和7年 2月7日(金)

■地域内の悩みや困りごと

(1) 地域のつながり・コミュニケーションについて

テーマ	意見
外国籍市民	マナーを教えたくても言葉が通じない。
イベント	コロナで3年イベントができていない。
人間関係	町内役員と住民のつながりが希薄化。
ゴミ	町内会はやめてもゴミは集積場に捨てる。

(2) 地域活動について

テーマ	意見
コロナの影響	要介護者への活動がコロナで希薄になった。
担い手	PTA、町内会への参加者が少ない。

(3) 高齢者・障がいのある人について

テーマ	意見
交通	コミュニティバスの本数が少なく移動しづらい。
買い物の不便	2～3人で誘って買い物に行く。

(4) こどもについて

テーマ	意見
世代間の交流	5、6年生になると役員をやりたくないから子ども会を脱会する。
子ども会	子ども会の加入、未加入でイベントチケットを渡す対象に差が出る。

(5) 地域の安心・安全について

テーマ	意見
災害	浸水した避難所への避難は困難。

(6) その他

テーマ	意見
空き家	更地、空き家も増えている。

将来像	笑顔であいさつ、安心にくらせるまち～みんなが主役～
計画期間中の取組	
(1) あいさつ	
①実施者	町内会長、団体の長、発信
②ターゲット	全地域住民
③実施内容	・町内単位 ・挨拶運動の時、日にちを決めて各地域で ・のぼり旗 ・タスキを掛けて ・チラシで周知（回覧板等） ・代表の名札等（ベスト）
④支援者・協力者	市役所、市社会福祉協議会、こども園、小中学校、地元企業、運営資金（支援）
⑤実施期間	・準備期間：令和7年度 実施期間：令和8年度～ ・準備期間：のぼり旗の発注（見積）、資金の調達、協力者への依頼、タスキ、チラシ
(2) 防災訓練と炊き出し	
①実施者	各地区持ち回り、三地区個別に開催
②ターゲット	全地域住民
③実施内容	・炊き出し訓練（体験） ・大人、こども食堂
④支援者・協力者	市役所、市社会福祉協議会、地元農家、企業等
⑤実施期間	準備：令和8年度 実施：令和9年度～
(3) 防災	
①実施者	コミュニティ協議会、自主防災会、町内会
②ターゲット	地域住民、小中学生、高齢者
③実施内容	・避難所運営 ・避難をどのように行うか（方法・時間割） ・炊き出し
④支援者・協力者	民生＋校区の防災、小学6年生、子ども会、コミュニティ、民生委員
⑤実施期間	準備：令和7年、令和8年～
(4) 人と人とのつながり	
①実施者	町内会、こども園、小中学校
②ターゲット	小中高生（あいさつ）、誰でもあいさつ・声かけ、高齢者
③実施内容	・小中あいさつ運動の継続 ・のぼりを作る「あいさつをしよう」
④支援者・協力者	民生委員、小中学校
⑤実施期間	継続
(5) 祖父母の家の活用	
①実施者	老人クラブ、町内会
②ターゲット	高齢者、小学生、幼児、地域住民
③実施内容	・とれた野菜の販売 ・昔の遊びの伝承（将棋） ・祖父母の家の活用 ・チラシを作る（回覧板で回す） ・温泉にも入れる、60歳以上無料10時～15時
④支援者・協力者	生産者、市役所、小中学校、こども園
⑤実施期間	令和8年～

第6章 資料編

2 策定過程

開催日等	開催事項等	内 容
令和6年 2月～6月	第1回 地区懇談会	ガイダンス、地域福祉の問題点の検討 ・趣旨及び概要説明 ・前回策定時で課題や問題であったことの現状の確認 ・意見交換「各小学校区における地域福祉の悩みや困りごと、問題点」 ・意見交換「課題に対する取組アイデア」
8月21日	第1回 策定委員会 専門部会	・津島市地域福祉えがおのまち計画概要及び策定スケジュールについて ・津島市地域福祉えがおのまち計画の進捗状況について ・市民アンケート調査項目について ・その他
8月27日	第1回 策定委員会 幹事会	・津島市地域福祉えがおのまち計画概要及び策定スケジュールについて ・津島市地域福祉えがおのまち計画の進捗状況について ・市民アンケート調査項目について ・その他
9月10日	第1回 策定委員会	・津島市地域福祉えがおのまち計画概要及び策定スケジュールについて ・津島市地域福祉えがおのまち計画の進捗状況について ・市民アンケート調査項目について ・その他
10月18日 ～11月5日	市民アンケート調査の実施	対象：津島市在住の18歳以上の方の中から、無作為に抽出した2,000人 回収状況：599通（回収率：29.9%）
10月18日 ～11月5日	関係団体アンケート・ヒアリング調査の実施	対象：幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校、高齢者支援事業者、民生委員・児童委員、障がい福祉事業者
11月～12月	第2回 地区懇談会	地区の未来のあるべき姿の検討 ・趣旨及び概要説明 ・意見交換「地区の未来のあるべき姿、取組のアイデアの検討」

開催日等	開催事項等	内 容
令和7年 1月～6月	第3回 地区懇談会	地域主体の地域福祉活動のアイデア検討 ・意見交換「やってみたい取組の検討（①誰が②ターゲットは誰か③どのように④支援者・協力者は誰か⑤いつまでに）」
8月13日	第2回 策定委員会 専門部会	・市民アンケート調査等結果について ・計画書（素案）について ・その他
8月15日	第2回 策定委員会 幹事会	・市民アンケート調査等結果について ・計画書（素案）について ・その他
9月12日	第2回 策定委員会	・計画書（素案）について ・その他
10月15日	第3回 策定委員会 専門部会	・計画書（案）について ・その他
10月29日	第3回 策定委員会 幹事会	・計画書（案）について ・その他
11月10日	第3回 策定委員会	・計画書（案）について ・その他
12月4日 ～12月25日	パブリックコメントの実施	閲覧場所：福祉課・神守支所・神島田連絡所の窓口及び市ホームページ 意見聴取方法：直接提出・郵送・メール・FAX
令和8年 1月14日	第4回 策定委員会 専門部会	・パブリックコメントについて ・計画概要版（案）について ・その他
1月21日	第4回 策定委員会 幹事会	・計画書（案）について ・パブリックコメントについて ・計画概要版（案）について ・その他
2月9日	第4回 策定委員会	・計画書（案）について ・パブリックコメントについて ・計画概要版（案）について ・その他

第6章 資料編

3 策定委員会 委員名簿

	氏名	区分	役職名
1	加藤 昭宏	学識経験者	同朋大学 社会福祉学部 専任講師
2	加古 伸雄	保健・医療関係者	津島市医師会 副会長
3	近藤 良伸	〃	愛知県津島保健所 所長 (~令和7年3月31日)
	杉浦 嘉一郎		愛知県津島保健所 所長 (令和7年4月1日~)
4	山田 久孝	社会福祉関係者	津島市民生委員・児童委員協議会 連絡会長
5	福谷 隆宏	高齢者福祉関係者	津島市北地域包括支援センター 社会福祉士
6	日比 正光	〃	津島市老人クラブ連合会 会長
7	仲本 正和	児童福祉関係者	津島市保育協会 会長
8	浅井 厚視	〃	津島市教育委員会 教育長
9	永 恵美子	障がい福祉関係者	社会福祉法人 愛燦会 施設長
10	水谷 瀧男	地域関係者	津島市南文化センター運営協議会 会長
11	野田 勝子	〃	津島市女性の会 副会長
12	沢田 一郎	〃	津島保護区保護司会 会長

(順不同・敬称略)

第6章 資料編

4 策定委員会 設置要綱

津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 津島市地域福祉えがおのまち計画を策定するため、津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、津島市地域福祉えがおのまち計画とは、地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき市が策定する計画）、地域福祉活動計画（地域福祉を推進するため津島市社会福祉協議会が策定する計画）、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画を一体的に策定するものをいう。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 高齢福祉関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 障がい福祉関係者
- (7) 地域関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に

係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。

(幹事会)

第6条 委員会に、本計画の素案を検討するため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる課の所属長及び担当課長により組織する。

3 幹事会は、福祉部福祉課長が招集し、その会議の議長となる。

4 福祉部福祉課長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を委員長に報告する。

5 福祉部福祉課長は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

6 幹事会の運営に必要な事項は、福祉部福祉課長が委員長の同意を得て定める。

(専門部会)

第7条 幹事会に、本計画の素案を作成するため専門部会を置く。

2 専門部会は、前条第2項別表に掲げる課に属する職員から当該所属長及び担当課長の推薦する者をもって組織する。

3 専門部会は、福祉部福祉課長が招集し、その会議の議長となる。

4 福祉部福祉課長は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 福祉部福祉課長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を幹事会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

総合政策部企画政策課

総合政策部危機管理課

市民生活部市民協働課

市民生活部人権推進課

福祉部高齢介護課

福祉部保険年金課

こども健康部子育て支援課

こども健康部幼児保育課

こども健康部健康推進課

教育委員会学校教育課

教育委員会社会教育課

第6章 資料編

5 用語解説

あ行

悪徳商法

一般の消費者をターゲットに巧みな勧誘や強引な手法により、金銭をだまし取ったり、商品売りつけたりすること。

Instagram

写真や動画を中心に投稿・共有できる SNS。

SNS

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

NPO

民間非営利組織、特定非営利活動団体。Non Profit Organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

おでかけタクシー

公共交通の利用が困難な高齢者、障がい者、妊産婦を対象に、通院や買い物などの日常的な外出支援をする。

か行

介護予防

介護が必要となることをできる限り防ぎ、遅らせること。また、介護が必要な状態であっても、それ以上悪化しないように維持・改善を図ること。

核家族

親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子どもからなる世帯、男親と未婚の子どもからなる世帯、女親と未婚の子どもからなる世帯。

基幹相談支援センター

地域全体の相談支援の質の向上を図るための業務を実施する地域における障がい者相談支援の中核的な役割を担う機関。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

利用者の希望や心身の状態等を考慮してケアプランの作成や介護サービスの調整・管理を行う専門職。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

こども家庭センター

児童福祉と母子保健の連携を強化し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行っている。

コミュニティ

地域に住む人々がより良い生活環境や心豊かな暮らしを求めて、助け合い、協力し合えるような連帯感のある地域社会のこと。

コミュニティ推進協議会

防災・環境美化・レクリエーション活動など、市民が地域をより良くするために実施するコミュニティ活動を地域一体となって行うために設立された組織のこと。

さ行

再犯の防止等の推進に関する法律

国民の理解と協力のもと、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進し、再犯の防止を図るため、国や地方公共団体の責務や施策の基本事項を定め、安心・安全に暮らせる社会の実現を目的とする法律。

社会資源

個人や集団が福祉ニーズを充足するための施設、設備、資金、法律、人材、技能などの総称のこと。行政機関、各種施設、団体、法人、企業、ソーシャルワーカー、ケアワーカー、保健師、看護師、家族、友人、ボランティアなど。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

生涯学習

人々が生涯に行うあらゆる学習のこと。学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習。

成年後見制度

認知症の人、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利益を生じないよう、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消したりできるようにする制度。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針やその他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

成年後見センター

成年後見制度を中心に、身寄りのない人の身元保証制度など、利用する人に合った制度を利用者本人や支援者と一緒に考え権利擁護支援を行っている機関。

た行

第三者評価

福祉サービスの質の向上をめざすとともに、利用者への情報提供を行うため、当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が評価を行う。平成 12 年に改正社会福祉法の成立により福祉サービス事業者の自己評価などの努力義務が明示された。

ダブルケア

晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある人（世帯）が親の介護も同時に担う状態のこと。

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域包括ケアシステム

医療や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるため、医療や介護などの専門的な支援から、地域の支え合いによる日常生活の支援まで、幅広い支援を一体的に提供する仕組み。

地域包括支援センター

地域住民の保健・福祉・医療の向上、高齢者虐待の防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関。市町村または市町村から委託を受けた医療法人や社会福祉法人等が設置することができる。

津島ファミリーシップ宣誓制度

性別などに関わりなく、お互いを人生のパートナーまたは家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係にあることを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明する制度。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚、別居、元配偶者を含む）やパートナー、恋人など親密な関係にある（あった）人から振るわれる暴力のことをいう。また、単に身体的暴力にとどまらず「暴言や無視する」などの精神的暴力や「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「避妊に協力しない」などの性的暴力、「行動を制限する」などの社会的暴力も含む。

な行

日常生活自立支援事業

日常生活に不安を抱えている認知症の人、知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある人の福祉サービスの支援や、お金の管理を行う事業。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けするため、市が実施する養成講座を受講し、活動する人。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設。管轄省庁は内閣府で、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つのタイプに分かれている。

年齢3区分

生産年齢人口とは 15～64 歳の人口をいい、生産活動に従事しうる年齢層のこと。年少人口とは0～14歳、老年人口とは65歳以上のことをいう。

ノーマライゼーション

「障がいのある人も、ない人も、地域の中で平等に生活できる社会」という考え方で、そのために、ともに支え合い、お互いに尊重しながら共生できる社会を創っていくという基本理念。

は行

8050 問題

80 は 80 代の親、50 は自立できない事情を抱える 50 代のこどもを指し、こうした親子が社会から孤立する問題。

パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に生かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

ひきこもり

身体的・精神的な理由から学校や勤務先などへ行かず 1 日のほとんどを家の中や家の周りで過ごすなど、日常生活の行動の範囲が非常に狭く、6 か月以上にわたって社会参加をしていない状態。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

Facebook

情報発信や利用者同士の交流を目的とした SNS。

ふれあいバス

市が運行する市内巡回型のコミュニティバスで、市民の身近な移動手段として公共施設の利便の向上や日常生活支援のために運行している。

ボランティア

自発的な意思に基づき、報酬を目的とせず、自分の持つ能力、経験を生かして社会に寄与すること。また、多くの人々と協力しながら活動することで、人と人とのつながりが生まれる。

ボランティアセンター

ボランティア活動を希望する個人とボランティアの参加を求める組織などの双方を支援する中間支援組織のこと。地域の市民活動がより活発に進められるよう登録・相談・紹介、情報収集、講座の開催などを行っている。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じるなど、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざしている。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。

要支援・要介護認定

介護保険によるサービスを希望する被保険者について、介護がどの程度必要であるかどうかを判断した認定のこと。

ら行

老老介護

介護をする人（主な介護者）と介護を受ける人（要介護者等）の双方が 65 歳上の高齢者である状態。

第3期津島市地域福祉えがおのまち計画 令和8年度～令和12年度

◆ 津島市福祉部福祉課

〒496-8686 津島市立込町2-21

電 話 (0567) 24-1111

F A X (0567) 24-1138

◆ 津島市社会福祉協議会

〒496-0863 津島市上之町1-60

電 話 (0567) 25-8411

F A X (0567) 24-0328

